

平成12年6月12日(月曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝藏	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子正美	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

議事日程第1号

第2回定例会

平成12年6月12日(月)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- " 2 会期決定
- " 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第76回全国市議会議長会定期総会の報告について
- " 4 行政報告
- (1) 平成13年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2) 平成11年度寒河江市土地開発公社決算及び平成12年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3) 平成11年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成12年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
- " 5 報告第 3号 平成11年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 6 報告第 4号 平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 7 報告第 5号 平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- " 8 報告第 6号 平成11年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- " 9 議第 62号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- " 10 議第 63号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- " 11 議第 64号 寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正について
- " 12 議第 65号 寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正について
- " 13 議第 66号 寒河江市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- " 14 議第 67号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- " 15 議第 68号 市道路線の廃止について
- " 16 議第 69号 市道路線の認定について
- " 17 請願第 4号 酒類販売の社会的規制等を求める意見書提出に関する請願
- " 18 請願第 5号 深刻な雇用・失業情勢に対応した労働行政の充実・強化をはかる旨の意見書提出を求める請願
- " 19 請願第 6号 30人学級、学級担任外教員配置基準改善の実現についての意見書提出を求める請願
- " 20 請願第 7号 雇用・失業対策の強化を求める意見書提出に関する請願

- ” 2 1 請願第 8 号 建設省山形工事事務所・出張所の執行体制拡充等を求める請願
 - ” 2 2 陳情第 1 号 白岩バイパス取付け農道の市道編入と舗装整備について
 - ” 2 3 議案説明
 - ” 2 4 質疑
 - ” 2 5 予算特別委員会設置
 - ” 2 6 委員会付託
- 散 会

平成12年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより平成12年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、6月7日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、9番伊藤忠男議員、16番佐藤暘子議員を指名いたします。

会期決定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議の結果に基づき、本日から6月22日までの11日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

第2回定例会日程

平成12年6月12日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
6月12日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名 会期決定、諸般の報告、行政報告、議案・請願・陳情 上程、同説明、質疑、予算 特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
6月13日(火)	休 会			
6月14日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月15日(木)	休 会			
6月16日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月17日(土)	休 会			
6月18日(日)	休 会			
6月19日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月20日(火)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		厚生分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
		建設委員会	付 託 案 件 審 査	2階会議室
6月21日(水)	休 会			
6月22日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委員 長報告、質疑・討論・採 決、閉会	議 場

諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

(1) 定例監査結果等報告について

(2) 第76回全国市議会議長会定期総会の報告について

以上の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

佐竹敬一議長 日程第4、行政報告であります。

- (1) 平成13年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2) 平成11年度寒河江市土地開発公社決算及び平成12年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3) 平成11年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成12年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、平成13年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告申し上げます。

国県に対する重要事業の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において各市町の要望事項を取りまとめの上、県との調整を図りながら事業促進を図っていくものであります。

本市の平成13年度の要望事項は、23件、53事業であり、お手元に配付いたしました別冊資料のとおりであります。

新規事業としましては、平成14年に開催される「全国都市緑化やまがたフェア」を視野に入れた寒河江サーピスエリア開放型インターチェンジの整備、介護保険制度の円滑な運営を図るため、本市老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき施設整備を推進するところの特別養護老人ホームいずみの増床整備事業及び痴呆性老人グループホーム整備事業、良質な居住空間を供給し、健全な市街地の形成を図る仮称下釜土地区画整理事業、本市東部地区の農業振興を図るとともに、観光客の回遊性を高める寒河江東部地区農免農道整備事業であります。さらに国道458号の幸生～肘折間の整備、県道田代白岩線の白岩バイパス関連の道路改良などについても引き続き事業の早期着手を要望してまいります。

また、主な継続事業では、チェリークア・パークの実現に向けた最上川ふるさと総合公園の整備、中心市街地の整備を図る駅前土地区画整理事業や、まちづくり総合支援事業、二ノ堰第2地区の水環境整備事業、寒河江城址周辺を中心に市街地の親水空間整備を行う地域用水機能増進事業、国道112号寒河江バイパスの4車線化を初めとした道路の整備、さらに全市下水道化に向けた公共下水道事業の促進などであります。

これら重要事業の促進により、第4次振興計画に掲げる「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市 寒河江」の実現に努めてまいり所存でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、平成11年度寒河江市土地開発公社決算及び平成12年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申し上げます。

平成11年度の委託事業としては、市の委託により醍醐小学校校舎等建設整備用地や、寒河江駅前中心市街地整備用地などを取得し、特別養護老人ホーム建設用地などの処分を行っております。

自主事業では、寒河江中央工業団地用地の取得、造成、処分、醍醐住宅団地用地の取得、本町分譲宅地用地の造成処分などを行っております。また、住宅需要にこたえるため、寒河江横道地区、白岩金谷地区の宅地開発の調査に着手し、事業化に向けて計画を検討しております。

これらの事業の結果、当期利益は672万3,000円となり、平成11年度末における準備金合計は14億3,127万5,000円となっております。

平成12年度当初の寒河江市土地開発公社事業計画及び予算につきましては、土地開発公社の設立目的と役割を認識しながら、委託事業及び自主事業を積極的に推進し、これらに伴う収益的支出予算として26億6,510万7,000円を、また資本的支出予算として62億8,819万4,000円をそれぞれ計上したものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。

次に、平成11年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成12年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申し上げます。

平成11年度は市が管理を委託した七つの体育施設を市民が生涯スポーツ活動を実践する拠点施設として効率的に活用できるよう管理運営を行い、さらに自主事業として各種のスポーツ教室、大会などを開催し、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、自主クラブの育成にも努力してまいりました。これらの活動の中で施設利用者は13万 2,000名を数え、決算総額は歳入歳出とも 4,980万 5,784円となりました。

平成12年度につきましては、予算総額 5,199万 9,000円をもって財団法人寒河江市体育振興公社の設立目的と役割に沿った各種事業を実施し、生涯スポーツの普及、振興を積極的に推進してまいります。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。

以上、2件について地方自治法第 243条の3 第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

佐竹敬一議長 ただいまの行政報告中、平成13年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成11年度寒河江市土地開発公社決算及び平成12年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成11年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成12年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案上程

佐竹敬一議長 日程5、報告第3号から、日程第22、陳情第1号までの18案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第23、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 報告第3号平成11年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成11年度補正予算で繰越明許の手続きをとりました介護予防拠点整備事業費として168万5,900円及び1,806万円、柴橋平塩線整備事業費2,352万円及び下釜地区土地区画整理事業費1,449万円をそれぞれ平成12年度に繰り越したものであります。

次に、報告第4号平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成11年度補正予算で繰越明許の手続きをとりました寒河江市駅前中心市街地整備事業費について2億1,737万5,000円を平成12年度に繰り越したものであります。

次に、報告第5号平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成11年度補正予算で繰越明許の手続きをとりました公共下水道管渠汚水布設工事に係る事業費4,500万円及び処理場水処理施設増設工事に係る事業費5,000万円を平成12年度に繰り越したものであります。

報告第3号から報告第5号まで地方自治法施行令第146条第2項の定めるところにより、御報告申し上げるものであります。

次に、報告第6号平成11年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

平成11年度建設改良事業において国の経済新生対策による石綿管更新工事に係る事業費6,799万8,000円の予算繰越計算書の提出があったので、地方公営企業法第26条第3項の定めるところにより御報告申し上げるものであります。

次に、議第62号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、産地化推進作物転作促進支援事業費補助金等を計上するほか、寒河江市産業立地促進資金貸付金を追加計上するものであります。

その結果、3,399万3,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ150億5,233万4,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第2款総務費については、市役所駐車場通路整備事業費として370万円を計上するのが主なものであります。

第3款民生費については、社会福祉法人介護保険利用者負担減免事業補助金として180万9,000円を計上するものであります。

第4款衛生費については、汚染土壌浄化対策事業費として272万円を計上するものであります。

第6款農林水産業費については、産地化推進作物転作促進支援事業費補助金として1,532万5,000円、組織的生産活動推進支援事業費補助金として572万円を計上するのが主なものであります。

第7款商工費については、寒河江市産業立地促進資金貸付金として330万円を追加計上するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、県支出金2,365万1,000円、繰越金704万2,000円などを

追加計上し、対応することにいたしました。

第2表債務負担行為補正については、株式会社チェリーランドさがえの借入金に対する損失補償を追加するものであります。

次に、議第63号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。寒河江市林業振興協議会の廃止に伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第64号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正、並びに議第65号寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正について、両議案とも関連がありますので一括して御説明申し上げます。

租税特別措置法施行令の一部改正により、それぞれ課税免除の措置期限が延長されたことなどに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第66号寒河江市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、固定資産評価審査委員会の審査の手続等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第67号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

寒河江市中心市街地活性化拠点施設の整備に伴い、当該施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第68号市道路線の廃止について御説明申し上げます。

本町1号線外5路線は、道路網を再編するため認定がえを行うべく廃止しようとするものであります。

次に、議第69号市道路線の認定について御説明申し上げます。

中央工業団地再拡張造成事業により築造された1路線及び開発行為による7路線並びにかねてより要望のあった5路線、計13路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与しようとするものであります。

以上、12案件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第24、これより質疑に入ります。

報告第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第62号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第63号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第64号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第65号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案第66号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案第67号に対する質疑はありませんか。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 67号の中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の中で使用料が別表に定められているわけでありまして、5月26日の臨時議会でも質問申し上げたんですけれども、ロータリークラブとかライオンズクラブがパオビルの一部を使用すると。それが無料で貸し出しをするんだと。これは何に基づいて無料で貸し出すのかということをお尋ね申し上げたところ、6月議会で条例を制定してその中で明確にしていきたいという答弁があったと、こういうふうに記憶しているわけでありまして、今回の条例を見ますと、無償でロータリークラブやライオンズクラブなどに貸し出すということは、この条例からは読み取れないと。すると、何で貸し出すのかなと。思えば、やっぱり3月議会で新しく全面的に改正された手数料条例なり、財産の交換譲与、無償貸与等に関する条例に基づいて貸し出すのかなと思うんですけれども、この辺について無償で貸す根拠についてお尋ねをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 お答えいたします。

今回提案している中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の中の使用料については、これは行政財産の公の施設の額を定めているものでありまして、ただいま御質問のロータリークラブ等5階の事務所に伴う使用料についてはこの条例が適用されず、市の無償貸付の条例が適用されるということでありまして、

その無償貸付の条例については、市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条、普通財産の無償貸付の規定により各事務所の使用料を無償というような考えであります。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 それで、私もその条例を今見ているんですが、「普通財産の無償貸付、または減額貸付については、他の地方公共団体、その他公共団体、または公共的団体において公用、もしくは公共用、または公益事業の用に供するとき。２項として地震、火災、水害などの災害により普通財産の貸付を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき」と、このように二つに限られているんですね。果たしてこのライオンズとかロータリーが財産の無償貸付に該当するのかどうかということなんです。そういうことで、私は臨時議会でこれには該当しないと。したがって、新しい何か条例、規定をつくるんですかという質問をしたんです。そうしたら、６月議会で提案したいと、こういう答弁があって、この条例を見ましたところ、そういうものは全然該当しないのではないかと、こういうことで質問したんですけれども、これに該当するんですか。今、答弁あった財産の交換譲与、無償貸与等に関する条例の第４条に該当するのかどうか、明確にお答えいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 そのように公共的団体とはということで各種の産業経済団体、それから厚生社会事業団体、文化事業団体などの公共的活動を行う組織ということでありますので、私どもはこの公共的団体に該当するという認識をいたしております。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 公共的団体というのは、ちゃんと規則とかそういうので明確に定めておくべきなのではないかと思うんですね。その時々で市長の裁量というんですか、判断というか、その都度その都度、これは公共的団体だというふうな言い方はちょっとおかしいのではないかというふうに思いますが、公共的団体という定義、こういうものが明確になっているのかどうか、その辺について教えていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 自治法の逐条解説において公共的団体とはということで明確になっております。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 今の問題に関連してですが、３月議会で私どももそのことについて質問をいたしました。ロータリークラブやライオンズクラブが無償で、もちろん直接市の所有でありませんが、東公民館を青年会議所などは有償で借りているというようなこともあるわけです。直接これは寒河江市と関係ありませんが、あの公民館を借りているという、こういうこともありまして、したがって、「そういうロータリークラブとかライオンズクラブとか青年会議所などという、そういうさまざまなものについてなぜ無償で貸与するのかという部分をはっきりしてほしい、基準をはっきりしてほしい」というふうに申し上げたのに対して、「６月の議会で条例などを制定したい」と、こういうことであったわけです。今の根拠ですならば、もう既に３月にできているんですね。この前の臨時議会でも聞いたんです。そして、私は今、課長が言ったような無償貸付の関係の条例も引き合いに出して、あのとき私は行政財産のことをちょっと言ったんで、それでなくて普通財産でという話になりましたけれども、しかし、臨時議会ではそういうそれぞれの団体をもっとはっきりするよう基準を明確にしてほしいということを行ったのに対して、６月議会で条例や規則などを定めていきたいというふうなことがあったんで、改めて逐条解説では、ライオンズなりロータリーが公共団体というふうにみなすというふうになっているんですか。それから、青年会議所などはどうなんですか。

私どもは、そういうものは公共団体ではないというふうに理解しています、公共的な団体というふうには極めて問題がある。無償にするためにそういう判断というのか、それぞれのボランティア活動などもやっているかもしれませんが、経営者などの自主的な団体なんでしょう。それらがそういう判断をされるというのは、ましてやNPOの認定を受けていながら若干の金をもらっている団体などは無償にならないという、有償だということも前回の臨時議会の中では明らかにされているわけありますから、もう少しはっきりした、だれしもが理解、納得できる説明を再度お願いをしたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 前の議員懇談会の中で民間の非営利団体に対する事務所は無償でということで4月5日号の市報に掲載して募集を行ったということでございます。

それで、民間の非営利団体の活動を社会事業団が行う公益事業として判断して、当該団体を公共的団体というように見ております。したがって、ロータリークラブなども公共的活動を行っている民間の非営利団体ということに見ておまして無償というような考えに立っております。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 そうしますと、NPOなどは明確に非営利団体として認可を受けている団体であっても、若干いろんな活動の中でお金をもらったり何するとだめだというふうにまで言っているわけです。そして、ロータリークラブやライオンズクラブというのは、本当に公共的な団体なんでしょうか。非営利であれば無償になるんですか。そして、この条例では財産の交換譲与、無償貸付等に関する条例では、そういう場合、地方公共団体、その他公共団体または公共的団体において貸すことができるということでありまして、もっと議論してからこういう問題はすべきでないのかと。市報を出したのだから、そういう問題が整理つかないうちに無償で貸し出しをしますと、貸し付けをしますという募集の仕方がいかなものなのかという指摘をしたんです、臨時議会で。もう既に前にも出ているから、市報に。そういうふうに言ったら、そういうこともあるので6月議会に条例や規則を出したいというふうに言っているわけです。今になれば、いや、前からそれはできていたんだ、前の条例でできるんだと。そのときそのとき。後で会議録を見ていただいてもいいんですが、そのときそのときのそういう言い方というのはないというふうに思うんですね。だったら、この前の臨時議会でそういうふうに答弁していれば、私どももきょう、ここでこういうことを言いません。もう一度その辺、あなたはそのときそのとき。3月の定例会でできた条例でできるんだったら、臨時議会のときああいうふうに言う必要はなかったでしょう。もう条例などは整備されているんですと。そのときに指摘すればそういう言い方をし、きょう、ここに至っては前からできるんだというような、そういう趣旨の答弁なんですよ。もう少し整理をしてちゃんと答えてください。臨時議会のときの会議録もよく見て答弁を再度求めます。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 ちょっと御質問、わかりませんが、臨時議会で6月の設置条例を提案申し上げるといことは、恐らく使用料の件が議論になったと思います。それで公の使用料については6月の設置条例の中で出てくるというように申し上げたというように思っておりますけれども。

佐竹敬一議長 川越議員。

川越孝男議員 課長はそういうふうに言われますけれども、私ども議員として聞いたのはそれだけでなく、繰り返しになりますけれども、先ほど言ったようなことも聞いています。それに対してあなたは先ほど言ったような答弁をしていますので、再度、臨時議会のやつを見て整理をして答弁を願いたい。そうでなければ議会軽視なんです。確かに一つの理由はそうです。そのほかも求めていましたので。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 今申し上げましたとおり、6月の定例会で申し上げるといことは、行政財産中の使用料であって、普通財産については、私は6月の議会で提案申し上げるといことは申し上げるはずがないというふうに私は思っております。ただし、ロータリークラブ等やNPOのまごころサービスの件がお話しございました。それは、まごころサービスについては、非営利団体でNPOの認定になっている団体でありますけれども、その中で営利的な事業、介護保険絡みの事業でそれも行うということにかんがみ、ある程度の料金をいただくことにするというを申し上げていたというふうに思っております。

佐竹敬一議長 川越議員、3問目になりました。ほかにありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 一つお尋ねしたいというふうに思いますのは、今の問題とももちろん関連をしますけれども、行政財産と普通財産というふうなことでの分かれ方というふうには理解しますが、自治省の逐条について課長は述べられましたけれども、それをもとにしてライオンズクラブ、ロータリークラブ等にはそういうふうな措置をとるというふうなことだろうと思いますが、一般質問にもあったというふうに思いますけれども、余り中に入ると恐縮ですが、公民館などの敷地の問題があるというふうに思いますけれども、それは市で地域に対して賃貸料を取って貸している、こういうふうな問題があると思いますが、その自治省の逐条に照らし合わせますと、そうした町内会といいますか、地域公民館等に貸し出しているような賃貸料については、その地域のものについてはどういうふうに理解をされているのか、ここで関連してお尋ねをしておきたいと
思います。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 公民館の敷地の貸し借りとかそういうことでございましょうか。無償にしている理由とか、そういうこと。

内藤 明議員 料金を減免して貸している部分があるでしょう。要するにそういうところの整合性ですね。

宇野健雄財政課長 公民館の敷地につきましては、無償で貸しているところ、減免をそれぞれ何%かずつしているところがございます。無償で貸しているところにつきましては、その多くがもともとは地元で土地の手当てをしまして市の方に寄附しまして、もう一度市の方から土地の取得の経過もありますので無償で貸していると、そういうのが無償のほとんどの例でございます。

最近につきましては、それぞれ町内会が認可法人という形で法人格を持ちまして資産を取得できますのでそういった形態はないわけですがけれども、先ほどの普通財産の貸付の条例のところでございます1号、2号、各号列記してございますけれども、その減免、無償貸与、趣旨的にはそこが基本でございまして、たとえ行政財産であれ、普通財産であれ、そのことによってすべて減免なりなんなりをしているというふうなことでございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 今の課長の答弁からすれば、私、今後、そうした公民館等に対する賃貸料、もちろん減免等の問題もありますけれども、公共的な部分だということで私は無料にすべきだというふうに思いますけれども、その点についてはどういうふうに思われますか。

佐竹敬一議長 内藤 明議員に申し上げますけれども、この議題から大きく外れないような質問をお願いしたいと思います。

内藤 明議員 この議題と関連しているんです。というのは、片方は賃貸料を取って、だから先ほど言った自治省の逐条に照らし合わせると、例えば町内会や公民館を運営している団体等は、公共的団体等には当たらないんですかということをおっしゃっているんです。おわかりになりますね。その上での見解はどうなんでしょうか、ということなんです。

佐竹敬一議長 わかりますけれども、なるだけ議題に沿ってひとつ質疑してください。

財政課長。

宇野健雄財政課長 公民館の敷地等につきましては、ただいま申し上げたような現状になっているということでございまして、将来的なことにつきましては今後の課題としてとらえております。（「逐条についてはどういうふうになっているんだということを答えてください」の声あり）

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 私が持っている解説によりますと、公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、体育会等の文化教育事業団体など、いやしくも公共的な活動を含むすべてがこれに含まれるということで、公法人

たると、私法人たると、また法人格を有しないものたる等を問わないということが公共的団体の範囲というふうになっております。(「答弁になっていないよ」の声あり)

佐竹敬一議長 発言は挙手をしてお願いします。(「答弁になっていない」の声あり) 課長は今、答弁を適切にやったというように私も。3問目は挙手して質問してください。(何事か呼ぶ者あり)

それは先ほど当局が言っていないと。使用料の問題についてということの話だったけれども、その問題に触れていないということの答弁もあったわけです。ですから、それはまた後で議論してください。(「答弁になっていない」の声あり) 静かにしてください。もう一度挙手して。2問目は答弁しているんで。(「答弁になっていないべ」の声あり) だから、そこはもう一度質問してください。

内藤 明議員 公民館等を運営している地域自治会といいますか、自治団体といいますか、区とか町内会とかありますけれども、そうした団体は今の逐条に照らし合わせると、公共的団体には当たらないんですかと聞いているんです。これは十分おわかりになってお答えにならないんだというふうに思いますけれども、議員諸氏の中からは答弁になっているという話もありましたけれども、どこがどういうふうに答弁になっているんですか、そのことをお聞きしているんです。これがこれから大きな影響を及ぼすというふうに思っているものですから、はっきりこれはお答えいただきたいと、こういうふうに思います。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 先ほど公共的団体等の範囲等について申し上げました。その中でライオンズ、ロータリークラブ等については、ともに法人化はされておりませんが、社会奉仕団体というような認識で無料といたしております。

なお、町内会、自治会が公共的団体かということでの問いに対しまして、私は自治会団体が公共的団体であるかどうかについては深く勉強いたしておりませんので、私からはお答えいたしかねます。

佐竹敬一議長 今、企画課長から、公共的団体、ロータリーも公共的団体に認められるという発言が正式に出ておりますので、そこをひとつ御理解をしていただいて3問目に入ってください。

佐竹敬一議長 内藤議員。

内藤 明議員 勉強していないということでもありますけれども、企画課長はもういいですから、市長、ひとつ今の答弁を聞いて思うところがあると思いますので、再度、町内会等について今の自治省の逐条に照らし合わせて公共的団体に当たるのかどうか、ぜひ明快な御答弁をいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今の御議論を聞いておたわけでございますけれども、この前の議会においては質問する側と答弁する側等で十分なお互い自分の思い込みで質問し、あるいは思い込みで答弁したというふうなことがすれ違いを生じておるのじゃなからうかというふうな気がするわけございまして、質問なさる議員の方はショッピングセンターを市が取得した場合においてロータリーとかライオンズに無償貸付するのは、現在制定されておるところの条例の中でも読み取れるというふうなことをどの程度御認識していただいておったのかわかりませんが、それを6月の議会で初めて出てくるんだらうと、こういう理解のためから思っておったんだらうと思いますし、答弁する側といたしましては、公共的団体に対しての無償貸付というものは、既に条例があるんだと。今度のは市が取得した行政財産としてのものを貸付する場合の使用料について規定するんだということが頭にあって答弁申し上げたと、このように思います。

そういうことで、質問する側と答弁する側との思い込みといいますか、それがただいまの御議論の食い違いに出てきたのじゃなからうかなと、このように思います。

それから、それぞれの公民館を各自治体といいますか、各地域にありますところの公民館を利用する場合のこの公共的団体を無償にするか、あるいは有償にするかというようなことの御議論でございますが、この区別はどうするのか、どう考えているのかと、こういうふうなことでもございましょうけれども、これは

私が思うには、これは余り詳しくあれですけれども、それぞれの公民館を持っているところがそれなりにそれなりの判断で公共的団体とか、あるいは公共用とか、そういう厳しいところの判断というものをしないで有償とか無料だとか、こういうことになされておるのじゃなかろうかなと、こう思っておりまして、ただいま御議論をいただいたところのこういう市の条例にありますような公共的団体云々ということでの無償貸付ということの、あるいは減免ということについての御議論というのは、それぞれの公民館においてはなされておらないのじゃなかろうかなと、こう察するところでございます。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第68号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第69号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陳情第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第25、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第62号については、議長を除く23人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第62号については、議長を除く23人を委員に選任し、構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第26、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第63号、議第64号、議第65号、議第66号 議第67号、請願第8号
文教経済委員会	請願第4号、請願第5号、請願第6号、請願第7号
建設委員会	議第68号、議第69号、陳情第1号
予算特別委員会	議第62号

平成12年6月第2回定例会

散 会 午前10時22分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

第2回定例会日程

平成12年6月12日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
6月12日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名 会期決定、諸般の報告、行政報告、議案・請願・陳情 上程、同説明、質疑、予算 特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
6月13日(火)	休 会			
6月14日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月15日(木)	休 会			
6月16日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月17日(土)	休 会			
6月18日(日)	休 会			
6月19日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月20日(火)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		厚生分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
		建設委員会	付 託 案 件 審 査	2階会議室
6月21日(水)	休 会			
6月22日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委員 長報告、質疑・討論・採 決、閉会	議 場

平成12年6月14日(水曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝・	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

平成12年6月第2回定例会

議事日程第2号

平成12年6月14日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

平成12年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 2 号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は 1 議員につき答弁時間を含め 1 時間 30 分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁をされるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成12年6月14日(水)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	市長の政治姿勢について	21世紀につなぐ市政のグランドデザインと市長選への出馬について	20番 井上勝・	市長
2	道路行政について	主要地方道天童大江線の交通緩和策について 本市と天童市との新アクセス構想について 浦小路高屋線の交差点改良の進捗状況について	4番 石川忠義	市長
3	水道事業について	上水道の普及率について 水資源の確保について 水道料金について 第4次拡張事業について		市長
4	行政改革について	これまでの実施状況と成果について 今後の取り組みについて	13番 新宮征一	市長
5	住民サービス向上について	白岩、柴橋等の遠隔地に住民票などの自動交付機を設置することについて 高齢者のための身分証明となる市民証を発行することについて	2番 松田孝	市長
6	通学路の安全対策について	身近にある危険箇所改善について 小中学生の目線にたった通学路整備について		市長 教育委員長

井上勝・議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番について、20番井上勝・議員。

〔20番 井上勝・議員 登壇〕

井上勝・議員 おはようございます。

通告してある1番、市長の政治姿勢について、緑政会を代表し、関心を寄せている多くの市民の気持ちを代弁し、通告してあります質問事項についてお聞きいたしますので、市長の前向きな御答弁をお願いするものでございます。

私は、市長の誠意ある政治姿勢と見識ある市政運営に対し深く協賛し、ともに寒河江市のさらなる発展を求めて現市長を推薦している緑政会の一員として、市長が描く寒河江市の将来像としての長期的な総合計画、いわゆるグランドデザインについてお伺いしたいと思います。そして、そのグランドデザインを実現させるため、さらに市政を担当する意欲と決意のほどを承りたいと思うのであります。

残雪の美しい朝日・月山の山並みを背に新緑がまぶしく輝き、フラワーロードも街路の道筋も、そして家々の庭先まで色とりどりの花が咲きそろっています。寒河江市はまさに初夏を告げるさくらんぼが実り、日本一のさくらんぼの里にふさわしい収穫の喜びと観光と祭りでにぎわう時節を迎えようとしています。

まちづくりにおいて大切なことは、長い歴史と風土に根ざした流れの中で、地域の特性を十分に把握し、そこに住む人々が地域を愛し、大切に育てることから生まれるものだと考えているところでございます。そして、先人に学び、将来のまちを夢見てグランドデザインを描き、さらには確かな企画とアクションプログラムとしての実施計画を詳細に立てながら進めていくものであると思います。

また、ふるさととはそこに住んでいる人が心地よく安心して住めるまちであり、ふるさとを遠く離れて暮らしている人にとっては心の支えとしていつでも懐かしく、また誇りに思いたいところであると言えます。

寒河江市は、地域の特産であるさくらんぼにこだわったまちづくりを進めてきました。そのことが地域の特性としてのテーマであり、共通した支えであり、誇りでもあったと言えます。近年、地方の時代と言われ、また地方分権一括法の制定などで自主的で独自性のある地方自治が展開できるようになったことと相まって、地方自治体みずからの自己能力と自己責任とが大切になってきていると思っています。

そのような中で、寒河江市は佐藤市政のかじ取りの中で着実な歩みと発展を遂げてきたことに対し、感謝と敬意を表しているところであり、広く市内外からも高く評価されているところです。山積する政策課題の中で、高速交通網の時代に呼応した整備、都市基盤とアクセス道路の整備、住宅団地の計画的な造成、工業団地の整備拡充と先端産業の企業誘致、快適生活環境の整備、農業・商工業の活性化のために周年観光と基幹農作物の育成など、広範な分野でまちづくりが進められてきたと言えます。

さらには、少子高齢化社会の進展に対応して、「ハートフルさわやか寒河江」のキャッチフレーズの中で子育て支援から保健・福祉・医療の三位一体となる高福祉社会に向けた取り組み、さらには教育環境の充実、生涯学習の支援と文化・芸術の振興など、計画的で有効な施策を展開してこられたことは、大いに称賛される取り組みであったと思っています。

そのほかに、二の堰親水公園、ポケットパークの整備、桜堤の植栽、つつじ公園、谷沢いこいの森整備、昭和堰の改修、長岡山、児童遊園の充実などの施策についても先駆的であり、確実な行政施策の展開があったと思っています。

また、さまざまな社会資本の整備と並行して、教育文化の面でも大いに力を注いできています。教育環境の整備充実はもとより、特色ある学校づくりに向けた支援も進めていますし、芸術文化の振興の面でも音楽会や演劇の舞台、講演会やコンサートなどの開催、また地域の歴史・文化の調査研究を進めるとともに、貴重な文化財の保護と活用にも力を注いできています。

寒河江市は大きく21世紀につなぐまちづくりを展開していると思っています。その核がチェリークア・パーク、駅前中心市街地、チェリーランド、慈恩寺だと言えます。そして、四つの核を結び、さらには山形自動車道と市街地を結ぶアクセス道路、都市計画道路、生活道路を整備し、生活基盤の整備と住宅団地の計画的な造成、工業団地の拡張整備による先端産業の企業誘致を図るなど、生活と経済、そして文化の交流まで、幅広いまちづくりが進められています。

また、農業の振興についても、稲作はもとより、さくらんぼを柱とする特産の果樹、花卉、東北一のバラ生産の振興など農業生産基盤整備が進んでいます。あわせて、豊富な農業生産品目を生かし、周年にわたる観光農業の確立にも力を注いできました。

そのほかにも市民とともに歩み、市民の声に耳を傾け、市民と一体となってまちづくりを進めてきたこと、さらにはグラウンドワークの考え方や手法をいち早く取り入れて、地域や企業と行政とが一緒になって住みよいまちの環境づくりに取り組んできたところです。

中でも、児童遊園地、植栽升の花壇づくり、二の堰親水公園の整備、慈恩寺ホテルの里づくりなど、その成果は十分に発揮してきています。「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」のキャッチフレーズは、寒河江市の大きなまちづくりの潮流となり、市民の中に定着してきています。ましてや、せせらぎは環境の浄化とクリーンで心清らかなまちの二つの意味を持っていると受けとめています。一つには水の清い流れで自然との共生を意味し、清らかなせせらぎを守る努力と環境の保護が大切なこと、二つには、清らかなせせらぎの瀬音に耳を傾けられる心のゆとりと澄んだ心は人と人とのつながりを大切にするハートフルなまちづくりにつながっていると考えています。

これまでも国民体育大会、ねんりんピック健康福祉祭、スポーツレクリエーション大会など、全国規模の大きなイベントを開催して感動を共有し、大きな成果を上げてきました。さらには、平成14年には寒河江市の地域性と特性を大いに発揮できる全国都市緑化フェアの開催が決定されており、既にその準備が着々と進んでいるところです。また、その翌年には文化の国体と言われる国民文化祭の開催も予定されているということで、大きなイベントが引き続き実施されます。

そのようなことから、市政の運営に当たってはまちづくりにかける情熱はもちろん大事なことです。また現実的な地域性を見通し、生かしていく力量と、さらには将来を見通す先見的な視点で個性的かつ創造性のある夢を実現する企画力と計画性が大きな要素となると思います。

そのような点からしても、佐藤市政の4期16年にわたる確かな実績は大いに評価され、市民の多くの方から信頼された実績であり、さらには20世紀に蓄積したそのすばらしい実績と下地を生かし、21世紀につなぐさらなるまちづくりの将来を展望した構想、いわゆるグランドデザインを描いていただきたいと願っているところでもあります。

また、佐藤市長は何よりも市を思い、精気充実したまちづくりに注ぐ情熱はあふれるばかりであると日ごろから深く感じているところでもあります。

そのようなことから、市長がこれまで取り組んでこられた実績を踏まえ、さらに発展と充実した寒河江市の将来に向けたまちづくりの構想と計画についてどのような青写真を描いておられるかお伺いしたいと思います。

そして、その構想を実現するために、市民とともに歩む寒河江市の市政を担当するために、あと半年後に迫った市長選に立候補するのか、しないのか、出馬の意欲と決意のほどをお伺いし、市長の前向きなご答弁をお願いして、第1問といたします。

佐竹敬一議長 市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

私は、昭和60年1月、多くの市民の信託を受けて以来15年余、ひたすら市民の声を大切に、市のビジョンを市民とともにし、一日一日を大切にし、1施策1事業を大事に、いつも前を向いて、市民の幸せと市勢の発展を願って、愚直なまでに誠実と清潔な姿勢を貫いて市政の任に当たってきました。

平成8年度を初年度とし、平成17年度を目標年度とした第4次寒河江市振興計画は、ことしは中間の年に当たりますが、その計画の目標とする「美しい交流拠点都市づくり」は、着々と進んでいるものと思っております。これも議員の皆様方、市民の皆さんの御協力、御支援のたまものと深く感謝しております。

寒河江市を取り巻く諸状況は、早いスピードで変化しております。地方分権の流れも強くなりました。山形自動車道の開通、東北中央自動車道の建設、山形新幹線の延伸、著しい少子高齢化の進展などなど、その中において本市はその地域特性を生かしてチェリーランド、中央工業団地、観光農業等々、二の堰親水公園も入りますけれども、により、日本一のさくらんぼの里のまちづくりは、寒河江型農業、寒河江型工業団地として、寒河江ならではの独自の個性あるまちづくりができ得たものと思っております。

人口も確実に増加してきました。保健・福祉・医療、三位一体の寒河江型福祉も推進されました。第4次振興計画のキャッチフレーズでありますところの「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」も市民にしっかりと定着して、美しいところのきれいなまちになってきたものと思っております。

市民、企業、行政が一体となったグラウンドワークも盛り上がり、みこしの祭典も東北一までに成長してきました。

高速道路と温泉、花、フルーツ、そして最上川を初め、美しい自然景観を結びつけたチェリークア・パークの整備、また全国で初めての第三セクター運営の寒河江サービスエリアもでき、本市の顔である寒河江駅前中心市街地の再生・整備事業も進み、介護保険のスタートにあわせての市独自のサービスも軌道に乗りました。

平成14年に開催される第19回全国都市緑化フェアをクア・パークと一体となった最上川ふるさと総合公園に誘致いたしました。花と緑・せせらぎのまちづくりを進めている本市に最もふさわしい全国的なイベントが主会場として開催されるわけでございます。全県下はもちろん、全国的にも注目の的となると思っており、本市のみならず、本県のさらなる発展につながるものとして、ぜひ成功させなければと県や関係者と一体となって準備に大わらわになって取り組んでいるさなかでございます。

全国に例のない駅舎の移設をも取り込んだ中心市街地の活性化事業、快適な居住環境の整備としての横道地区等々の宅地造成、それから西根下釜の土地区画整理事業、中央地区、東部地区の農免農道の事業、さらには四つの核間のさらなるアクセスの整備、広域交流時代に向けての施策の展開、教育施設、特に醍醐小学校の改築、福祉施設の増設、歴史・芸術・文化の振興等、新しい21世紀の芽となり、本市発展の源となるものがたくさんございます。

来るべき21世紀の寒河江のすばらしい姿を市民の皆さんと一緒に迎えたいのが私の気持ちであります。そのためには、現在手がけている事業、すなわち21世紀がそこに来ている感の今日、21世紀の発展が約束されているであろう寒河江に求められているこれらの多くの大きな事業を、市民の皆さんの御協力を得て一緒になってなし遂げ、その実現を市民とともに喜び、市民が誇りと愛着を持てるふるさと寒河江にしなければならないと思っております。

また、21世紀にさらに寒河江が大きく伸びていく新たな芽を育てていくことも20世紀最後の年に責任ある

立場に身を置く者としての責務かと思っております。新しい世紀の寒河江に住む市民にとって、より幸せを享受できる世紀であるために、それに向けて精進努力することこそが現在の私に与えられた使命であると思っております。

多くの市民の皆様から再度立候補して継続してその任に当たっていただきたいとの温かい御支援の声をたくさんちょうだいしております。私はこれらの声をありがたく、重く受けとめ、次期市長選挙に立候補することを決意いたしました。議員各位の皆様を初め、市民の皆様方のこれまで以上の特段の御協力を賜りますよう、衷心からお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

佐竹敬一議長 井上勝・議員。

井上勝・議員 ただいま市長から5期目の市政を担当する意欲というものを伺いたしまして、私としても大変心強く思っておるところでございます。それは、寒河江をこよなく愛し、市勢発展にかける情熱のあらわれであると深く感銘し、同調するものであります。大きな夢を見据えたまちづくりのグランドデザインを確かな企画と実施計画により町並みが整備され、生活環境が充実し、経済発展の基盤がしっかりと確立されていくこと、その上生涯にわたって健康で安心して暮らせる福祉の充実など、そこに住む市民とともにまちづくりにかかわりながら、すばらしいまちをつくることの実感が大いにわいてくるところであります。

さらに、その市政運営の先頭に立って市政を担当する前向きな意欲で、年末に予定されている市長選挙への立候補への決意を今いただいたところでありまして、私のみならず、佐藤市長のこれまでの実績を高く評価し、さらなる活躍を期待している多くの市民にとっても大きな励みとなったことと思っております。

大きな夢のある話を承ったところで大いに意を強くしているところですが、同じまちづくりの中で将来を担う子供たちの健全な育成をも願わずにはいられないところであります。近代的に整備された校舎と教育設備は目を見張るものがありますが、そこに住んでいる子供たちに学習以外の体験を通じた喜びと汗を流して収穫することの大切さなど、今の時代にさらに必要なのではないかと感じているところであります。

先般、昔の暮らしということで子供たちと一緒に学習する場に臨む機会がありました。例えば、スイトンづくり、きな粉づくりなど、まき割り御飯を炊いておむすびをつくり、竹トンボづくりなど、昔の暮らしの体験に子供たちの目が生き生きと輝いていました。また、体験農業として田植えや稲刈りなどの体験をすることも収穫の大切さを知る貴重なことだと私はそのときに強く感じたところでございます。

そのようなことで、発展するまちづくりの一方で、地域の歴史を知り、貴重な自然との共生を図り、自然体験とまちの中で子供からお年寄りまで触れ合いと交わりの中で子供たちが健やかに成長するための手だてなど、整備面ではなかなか見えてこない福祉や教育や文化の面での取り組みに多くの支援をお願いしたいと思っておるところでございます。

以上のことから、住む人たちが誇りを持って住めるまちにするために、社会資本としてのインフラの整備と並行して、優しい潤いのある人のつながりを大切にするソフト面のまちづくりを進めることを心からお願いし、市長のさらなる市政運営に対して大きな期待を寄せて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

石川忠義議員の質問

佐竹敬一議長 次に、通告番号2番、3番について、4番石川忠義議員。

〔4番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また私の質問に関心をお持ちの市民を代表し、通告番号に従って質問いたしますので、よろしく願いいたします。

さて、4月より地方分権一括法が施行され、12年度市政運営の中で市長が申しているとおり、地方自治体の独自性と活力ある地域づくりが求められております。行政主体・市民参加型から、市民主体・行政支援型への転換が必要であり、このことが民主主義の基本であります。今後寒河江商店街活性化として市民がプロジェクトを起こし、それを行政や商工会議所、商工会、青年会議所等が支援することが望ましいものであります。

また、介護保険制度もスタートし、いろいろの諸問題を抱え、不安要素もございましたが、少しずつ軌道に乗せ、ハートフルセンターを中心に関係者の努力によりなご一層の寒河江型福祉形成に邁進していただきたいと要望いたします。と同時に、市民の方々にも介護保険に対する一層の御理解をいただき、よりよい制度に育てていくことが大事なことと思います。

それでは、まず通告番号2、道路行政についてお伺いいたします。

本市における主幹道路の整備は、高速道路の開通とともに隔世の感がありますが、特に東北横断自動車道酒田線の開通により、寒河江サービスエリア、ハイウェイオアシスの開設及び今後最上川ふるさと総合公園、クアパーク等の開設により、大いに期待されるものであります。

県がまとめた本県発着の交通流動調査によりますと、隣接県との交流が最も活発なのは宮城県というのも理解できることでありますが、これは当然としても、村山地方と宮城県の交流が1日約2万人に上り、5年前の約2.3倍の増加という実情は、交通交流が加速度的に進んでいることを示しております。交通機関別では、自動車が7割を超えて、また鉄道、高速バスの順でございます。本市のマスタープラン道路網の全体構想整備の基本的な考え方に、周辺都市への連絡機能強化のための都市間道路ネットワークの形成がうたわれております。県におきましても、2000年度宮城県と連携して広域交通ネットワーク整備のあり方についての調査をスタートさせ、総合交通の方策を2年間にわたり調査、研究することになりましたことは御案内のとおりでございます。今後の推移を見守りたいと思います。

ところで、国道112号線寒河江バイパスは、従来2車線のためさくらんぼの時期をピークに各種イベント及び農業観光時期には大変な渋滞となりました。このたび一部4車線化による国道112号線の渋滞が緩和され、特に南進する寒河江インターチェンジまでの渋滞が緩和されることと思っておりますけれども、今後4車線化に向けた格段の御尽力をお願いいたします。

そこで、寒河江バイパスの一部を4車線化により、交通形態と商業区域が変わろうとしております。現在、左右に郊外型商店が密集しておりますが、商工会議所によりますと、4車線になってから売り上げが減少しているということも事実であり、今後の推移を見守りたいと思います。また、郊外型商店として横道通りと天童大江線の地域に軸足が移っておりますし、将来西根下釜地区に都市計画道路落衣島が開通しますと、ここにも新しい商店街ができることと思っております。

そこで、現在主要地方道天童大江線のXO前の交差点が渋滞になり、特に天童方面より市内に入ってくる車の渋滞が懸念されております。また、天童市蔵増地区の県道20号線、通称山形羽入線の交差点から村山橋の外まで渋滞するときもございます。さらに、平成14年度には東北中央自動車道、上山東根間が開通の予定

でありますし、あわせて天童蔵増地区に（仮称）天童インターチェンジも進められております。この交通緩和策としては、蔵増バイパスが予定されておりますが、このような現状認識の中で、本市ではどのような交通緩和策をお持ちなのかお伺いいたします。

従来、本州においては国土軸として太平洋側と日本海側を主軸に高速交通網の整備がなされてきました。そのアクセス道として、東北では磐越自動車道、山形自動車道、秋田自動車道等が開通し、両軸を結びつけております。このアクセス道の中で、本市における東の玄関口として、西根日田地区と本楯地区がますます重要な地域になります。マスタープランでは、本楯地区と天童市を結ぶ幹線道路2車線の構想がありますが、これは21世紀を見据えた都市間道路ネットワークの形成と交通渋滞緩和、新たな産業の振興と観光産業に対する波及効果が期待でき、例えば山寺、天童の観光地と本市のチェリークア・パーク及び観光地とをダイレクトに結ぶ観光道路として、天童市及び地元でも大いに期待を持っております。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、県道144号線、横道通りは、さきに述べましたとおり、郊外型商店街になり、すばらしい発展をいたしておりますが、その中において通称浦小路高屋線の交差点が現在変則的で、大変危険な交差点であり、事故も多発しており、地域住民からは再三信号設置要望をしておりますが、公安委員会では道路整備が優先と言っております。現在の進捗状況はどんな見通しかお伺いいたします。

以上のように、本市の道路行政は本市ばかりでなく広域交通の中で隣接する自治体とのネットワークがいかに整備されるかが課題であります。平成14年の全国緑化フェアの開催、駅前通りの開通、また近い将来内環状幹線道路の開通により市内交通網が一変し、すばらしい地域振興と経済波及効果が期待されますが、そのためにも現時点で構想の具現化を切に要望するものであります。

次に、通告番号3、水道事業についてお伺いします。

御承知のとおり、水は我々にとりまして、またこの地球上に生きる生物にとりましては、空気と同じく大切なものであり、昔は空気と水はただと思われた時代がありましたが、現在、公害問題、地球環境面からも空気と水に関する問題が大きくクローズアップされ、クリーンな空気、水をいかに維持するかが大変な社会問題にもなっております。

本県の日本海側を通りますと、松を初め、防風林が酸性雨のためか広範囲で立ち枯れが目立ち、それが毎年広がりを見せ、自然環境の破壊に脅威を感じます。本市におきまして、6月1日から6月7日までの1週間水道週間ございましたが、水道事業に対する市民の理解といかに水と上手につき合うか、水の大切さを市報を通しアピールされたわけでありました。

ライフラインの一つである水道は、社会基盤の整備上大変重要なことです。本市の水道は、昭和27年11月寒河江町上水道事業として着工され、昭和29年7月より給水を開始しております。その後、第1次、第2次、第3次拡張事業が終了し、特に昭和45年から着工した第2次拡張事業においては、計画給水人口と1日最大給水量を大幅に増加した事業でございました。何気なく飲んでいる水道水は、市民一人ひとりが健康で文化的な生活を送るためにも一日も欠かすことのできない大切なものであります。

以上のことにより、普及率向上に努めてまいりましたが、現在上水道の普及率はどのくらいかお伺いいたします。

次に、水資源の確保についてお伺いいたします。

本市の水道水は、村山広域水道から受水したものと、自己水源として井戸からの取水により確保しております。現在、受水と自己水源の割合はどのくらいか。また、将来村広水の受水計画はどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、水道料金についてお伺いいたします。

本県の水道料金は、全国47都道府県で最も高い料金と報道されております。山形県は四方を山に囲まれ、

夏でも万年雪の湧水が流れ、豊富な水で親しまれております。市民感情としては、こんなに水の豊富な地域がどうしてなのかという疑問視する市民の方もおりますが、今回県企業局が村広水の市町村に対する供給単価の引き下げは、ダムや水道管を建設した際の債務を低金利に借りかえたことなどで実現し、新料金体系となったわけですが、山形市においては7月1日より4.49%の値下げをしますが、その他の12市においては水道拡張事業など、今後想定される値上げを抑制するために節約分を施設整備に回すことも視野に検討しておるところだそうでございます。

そこで、本市の現行の水道料金の設定は、13市においてどのような位置づけになっているのかお伺いいたします。

次に、石綿管更新事業も平成12年で終了しますが、13年度より第4次拡張事業が予定されております。事業の内容についてお聞かせ願います。

「寒河江の水はうまい水だな」とお客さんに言われますし、私どもも市外に出て本市の水のうまさをよく自覚しております。このようないい水を供給してくれる関係者に敬意をあらわすとともに、何よりも大事なことは、安全で安定したおいしい水の供給が求められていることでございます。今後とも企業努力を重ね、料金抑制へ一層の努力を要望いたしまして、私の第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、主要地方道天童大江線の御質問から申し上げます。

御案内のとおり、本路線は国道 287号と国道 112号の主要なアクセス道路であるとともに、東北中央地方道、国道13号、ひいては仙台市圏域への連絡機能を果たす極めて重要な位置づけとなっております。また、本市の東表玄関として唯一の路線でもあることから、これまでも日田バイパス、日田バイパスは平成元年から7年に終了しましたが、その建設はもとより、本町地内の道路改良、いわゆるパオ2丁目付近でございますが、これは平成6年から平成11年において一応の終結を見ております。平成6年度からは六供町地内の街路事業、いわゆる跨線橋に取り組みながら、交通の円滑化と安全性の確保に努めているところでございます。さらに、平成14年度開通目標の東北中央自動車道、(仮称)天童インター関連でも取り付け道路が進められておりますし、これらとアクセスする本路線の交通量については、十分見つめていかなければならないと思っております。

御質問は、天童方面からの車両がXO前の交差点周辺におきまして渋滞気味になっているという状況を踏まえての緩和策の御質問でございますが、一つには国道 112号に設置してある信号機の時間的調整による緩和策ができないかどうかということでございます。現在、国道と本路線における通過時間に格差があり、国道 112号の通過時間は長く、本路線は短くなっております。しかし、国道 112号は3月から一部4車線となったことに伴い、車がスムーズに流れるようになりました。御案内かと思えます。このようなことから、警察におきましても国道 112号を若干短く、本路線もその分長くすることにより本路線の車両が今までより多く処理できることを見込みながら、その時間調整の作業に取りかかっていると聞いておりますので、その効果に期待しているところでございます。

二つ目には、右折と左折する車両の導流化による緩和でございます。まず、左折車両への対応についてでございますが、左折専用レーンを設置することにより緩和が図れるかと思えますが、用地の確保などが現状から見て厳しい状況にあることから、当面は本路線に接続になっている市道を利用して、国道 112号に誘導したいと考えております。具体的に申し上げます、山形交通前の市道新山本楯線を通りまして、さらに3月に市道に認定しました本楯団地西線を経由しまして国道 112号へ、また五反地区の交差点より市道皿沼日田線を通り、本楯1号線、本楯団地西線を経由して 112号への誘導でございます。それには、市道皿沼日田線の一部区間の道路改良が伴ってきますが、当面の調査費につきましても本年度で対応しながら緩和策に取り組んでまいりたいと思っております。

また、右折車両につきましては、現在右折レーンはありますが、時間帯による混雑も見られることから、五反地区の交差点から一般県道皿沼河北線を通り、市道八楯日田線を経由して国道 112号へのルートもあると思えます。しかし、宝地内は幅員の狭いところもあり、難しい問題と思っております。

三つ目には、新たなアクセス道路による通過交通の誘導による緩和でございますが、これは将来的にはマスタープランにも示してありますが、その中では市道皿沼日田線の北橋付近から本楯の東側を通り、国道 112号を結ぶ方法も考えられますが、今後の交通量を見ながら検討すべき課題と思っております。

また、建設省によりますと、ことしの秋までには国道 112号と市道新山本楯堤防線の交差点の信号機設置工事を実施すると聞いておりますので、XO前交差点の渋滞緩和策へのよい影響としてその相乗効果があらわれるものと考えております。

今後におきましても、この路線の円滑な交通体系と安全な道路づくりに向けまして、道路管理者である県との協議を初め、関係機関との連携を図りながら、スムーズな交通緩和に努力を重ねてまいりたいと考えて

いるところでございます。

それから、2番目の大きな問題でございます本市と天童市の新アクセス構想についての御質問でございます。

本市の都市計画マスタープランの中で、天童方面への幹線道路として位置づけております(仮称)寒河江天童線についての質問かと思うわけでございますが、この都市計画マスタープランは、御案内のように平成10年3月に策定したものでございまして、おおむね30年後というものを目標年度に、本市の都市づくりの具体的な将来ビジョンとして土地利用、都市施設の配置構想を総合的に定めたものであり、今後の都市計画決定、変更する際の誘導指針となる役割を持つものでございます。

このマスタープランの中で、道路網についても定めておりますが、隣接市町との道路ネットワーク整備の基本的な考え方といたしましては、周辺都市への連絡強化、次に東北中央自動車道や山形新幹線など、高速公共交通へのネットワーク化、3番目には渋滞緩和策、冬期定時性の確保、4番目には災害における代替性のある道路網と緊急輸送ルート、最後の5番目には、土地利用の適正な誘導と市街地形成などを熟慮し、道路網を定めたところでございます。

御質問の都市計画マスタープランで線引きしておりますところの(仮称)寒河江天童線でございますが、このルートは都市計画道路高屋落衣線、通称高速道路の腹ばい道路を東に延伸させまして、本楯地内南側を通り、最上川に新しく橋を建設し、天童市藤内新田地内の天童市の都市計画道路へのアクセスを想定しておりますわけでございます。このルートは、主要地方道天童大江線の通過交通の分散化による沿線の渋滞解消、それから最上川ふるさと総合公園と第47回国体会場となりました山形県の総合運動公園、それから山形県有数の名刹山寺と慈恩寺を最短で結ぶ観光ルート、さらには山形新幹線最寄り駅である天童駅西地区とのアクセス、そして四つ目には災害等により天童大江線が不通になった場合の代替路線緊急輸送ルートなどの機能を持つ意義のある路線であろうかと考えております。

この路線の計画について現在天童市と事務レベルにより道路の役割、交通体系の変更に伴う予想、双方の市におけるメリットについて意見交換を行っているところでございます。今後本市としましては、この(仮称)寒河江天童線については、今申し上げましたように、大きな機能を持つ広域ルートとして幹線道路に考えられるものでございます。天童市はもとより、国、県など、関係機関とも協議を進め、さらには地域の方々の意向も聞きながら検討を重ねて、両市間で都市計画道路としての線引き作業について事務レベルでの下協議を進め、段階的に実現方策というものを積み上げてまいりたいと思っております。

次には、この浦小路高屋線の問題についての御質問がございました。お答えします。

本路線は、一般県道元町高屋線との交差点であり、周辺の道路沿線の商業化に伴い交通量も増加している中で、変則になっている交差点を早急に改良すべく、平成10年度より調査に入って進めてまいったところでございます。計画といたしましては、高屋の方に向かって延長120メートルといたしまして、幅員につきましては現在の4メートルを16メートルに拡幅して、交差点機能の充実を図ることとしております。

これらの整備に当たりましては、御案内のとおり、平成11年度に用地買収を進め、平成12年度に工事を施行する予定でございましたが、全筆買収となる関係者がおられたことなどから、代替地等の問題もあり、進展できない状況にあったところでございます。今年度に入りまして、ようやく代替地のめどがつかましたし、現在そのほかの関係者の方々にも用地に関してお願いを行っているところであり、近く用地買収が完了する見込みになるだろうと思っております。

今後におきましては、用地買収と並行いたしまして、周辺の排水系統の調査や工法の検討、さらには既設道路への埋設物の再確認を要する作業もございまして、農業用水の落水後の9月末ごろには工事を発注し、来年3月末には完成できるものと考えておるところでございます。

また、本事業の完成時には、交差点への信号機の設置についても公安委員会をお願いをしているところで

ありますが、整備の進捗を見ながら実現に向け、さらに要望を重ねてまいりたいと思っております。

申し上げるまでもなく、本路線は都市計画道路の内回り環状線にもなっておりますし、高屋地内に連結するなど、交通量の多いところがございますので、安全で円滑な交通確保のため、一日も早く工事に着手できるよう努力してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、上水道の問題について、大きく4点についてのお尋ねがございました。お答えいたします。

水道は、市民が健康で文化的な日常生活を営む上で、欠くことのできないライフライン施設であるとともに、産業・経済活動を支える重要な基盤施設であり、常に安全で良質な水道水の安定供給が求められております。

本市におきましては、これまでも御案内の水道週間の期間中、新聞によるPRやポスター、それからチラシの配布及び市報への掲載などを通して、水道事業についての市民の御理解と御協力をいただきながら、施設の維持管理を初め、健全経営に努めてまいったところでございます。

1番目の普及率に関してでございます。

行政区域内人口に対する現在供給水人口の割合を示すものでは、平成11年3月31日現在、平成10年度末現在でございますが、その厚生省調査資料によりますと、全国平均の普及率は96.3%となっておりますが、山形県は96.4%で、全国平均を上回っております。東北地方では、宮城県に次いで2番目となっております。

本市の普及率は、昭和31年の第1次拡張事業から昭和60年の第3次拡張事業までの配水管布設や配水池などの施設整備及び平成2年度から12年度までの石綿管更新事業などを積極的に展開してまいった結果、平成11年度末現在では98.6%と高水準に位置しております。

また、幸生簡易水道地域と田代地区を除いた上水道の計画区域内給水人口比では99.4%になっておりますが、今後とも市報の活用などを通して、普及率の向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

2番目の質問の水資源の確保でございます。

御指摘のように、現在は寒河江ダムを水源とする村山広域水道からの受水分と、それから自己水源でありますところの8本の深井戸からの取水により供給を確保しておるところでございます。

御案内のように、村山広域水道用水供給事業は、村山地域6市6町におけるところの水需要の増加に対応するため、昭和50年に事業着手し、本格受水が開始された平成4年度からの第1期計画では、1日最大給水量を12万2,500立米として現在に至っているところでございます。

6市6町で12万2,500立米でございます。本市が現在協定してる水量は、1日最大給水量1万56立米、1日平均給水量7,040立米として受水しております。

受水分と自己水源の割合についての御質問もあったわけですが、平成11年度の実績では、年間の総配水量が673万1,296立米となっておりますが、うち村山広域水道からの受水量は258万3,218立米で、総配水量の38.4%で、約4割となっております。

また、将来の受水計画について申し上げますと、昭和50年に県と締結している1日最大給水量に関する覚書では、第2期計画として平成17年度を目標に現在の1日最大給水量を24万5,000立米、本市では1万7,700立米にすることとしております。しかし、村山広域水道から受水している6市6町の受水団体としては、近年の少子高齢化社会の進展や経済情勢の低迷などにより、水需要が伸び悩んでいる状況から、今後の微増を見込んだとしても、村山広域水道の現行料金の算定期間の最終年度である平成21年度においてもなお現在の第1期計画における1日最大給水量である12万2,500立米の範囲にとどまる予測をしていることから、これまでも県に対して第2期工事計画の延期を要望してまいったところでございます。

したがって、本市としましても、村山広域水道からの受水量としては平成21年度までは現行の1日最大給水量1万56立米、1日平均給水量7,040立米とすることで先ごろ給水協定を更新しているところござ

います。

一方、寒河江市水道事業の設置に関する条例では、現在計画給水人口を4万5,500人、計画1日最大給水量を2万立米と定めておりますが、本市における水需要の現況は、近年の順調な人口や世帯数の増加及び市街地の整備、特に土地区画整理事業や工業団地の再拡張事業並びに公共下水道の普及などに伴い、将来の増加が見込まれているところでございます。

このようなことから、今後の水資源確保対策としては、村山広域水道受水団体間における受水量の調整や新たな自己水源の確保などが考えられますが、今後認可機関であります県当局との協議を図りながら、受水計画についても第4次拡張事業に係る基本計画の中で定めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、水道料金についての質問にお答えいたします。

日本水道協会の資料によりますと、平成11年3月31日現在の全国の上水道事業体は1,964団体ですが、御指摘のように本県の料金水準は全国都道府県レベルにおける10立方当たりの家庭用使用料金ではここ数年間全国でトップに位置づけられております。ちなみに、2位以下は宮城県、青森県、北海道と続いております。逆に最下位は神奈川県で、以下山梨県、東京都の順位となっております。このように、関東以南の太平洋側に位置する地域が低く、東北地域の料金水準が一般的に高い傾向にあるようでございます。

山形県の料金推移を見てみますと、昭和58年までは全国6位でしたが、置賜や村山の広域水道が給水された59年には3位に上昇し、最上広域水道が給水開始された平成7年度から1位になっておるようでございます。一般的に、料金水準に格差が生ずる要因といたしましては、一つには山や川などの地理的条件、二つには水道施設の建設や供用開始の時期、三つには人口密度、四つには水源の確保状況、五つには総使用水量などによると言われております。これに料金体系の違いが加わってまいりますが、大別しますと、一つには用途別の料金体系、二つには口径別の料金体系、三つには単一料金に代表されるその他の料金体系の三つに分かれるわけでございます。また、水道料金というものは、一般的に基本料金及び従量量に従った従量料金の2部料金制で構成され、さらに基本料金は用途別、口径別及び単一制に区分されます。従量料金は単一従量制及び段階別従量制に区分されるほか、メーター使用料を加算するなど、各事業体によりさまざまな料金体系が組み合わされ、採用されているわけでございます。

通常、水道料金を比較する場合には二つの指標が用いられますが、一つには、家庭量水器口径13ミリの1カ月10立方当たりの水道料金の比較でございます。もう一つは、年間総有収水量と給水収益による供給単価、総量単価といっていますが、総量単価の比較でございます。

そこで、本市の水道料金についてでございますが、料金体系は口径別基本料金と単一従量料金の2部料金制を採用しているところでございます。平成12年3月31日現在の県内13市の料金設定における本市の水準は、家庭用13ミリ1カ月、従量で10立方当たりでは上山、長井と並び上位から2番目になっておりますが、本市のように一定の単一従量制を採用している場合は、段階別従量制の採用に比べてどうしてもランクが上がる傾向にございます。しかし、全国の一般家庭における1カ月の平均水道使用量である26立米での比較では7位となっております。ちなみに、本市の平成11年度実績による一般家庭の1カ月平均使用水量である22立米での比較でも7位となっております。

一方、年間総有収水量と給水収益の割合である1立米当たりの供給単価では、平成10年度で203円でございますが、11位となっております。

このほか、水道料金を決定する主な要素として費用を構成する職員給与費、支払い利息、減価償却費、動力費、修繕費及び受水費などがありますが、さらにこれらに水の需要量がかかわってまいります。本市の場合、これらの主な費用の構成割合の比較においても、13市では極めて平均的な位置づけになっているところでございます。

次に、4番目の第4次拡張事業についてお答えいたします。

これまでの本市の水道施設等の整備状況の概要を申し上げますと、第1次拡張事業は、御案内のように昭和31年4月から着手いたしまして、33年3月に完了しております。これは昭和29年の町村合併により寒河江市が誕生し、行政区域が拡大したことに伴い市中心部から周辺部へ給水の拡大を行ったものでございます。第2次拡張事業は昭和45年から48年までで、本市が西村山地方の中核都市として都市化が進み、人口も4万人に増加したため、全市水道化を目標に整備を行ったものでございます。次に、第3次拡張事業でございますが、これは昭和54年から60年に完了しております。これは昭和51年に村山広域水道が着工されたことに伴い、本市としての受水体制の確立を図ることが目的でございました。そして、平成2年からは、先ほど申し上げましたように、石綿管更新事業に着手し、現在に至っております。

このような経過を踏まえて、第4次拡張事業では、大きな柱といたしまして四つの事業を考えておるところでございます。

第1点は、1日最大給水量の見直し及び配水池の増設でございます。現在、本市の計画1日最大給水量を2万立米と定め、これまで積極的に施設整備を実施してまいりましたが、近年の工業団地再拡張事業や土地区画整理事業及び下水道の整備拡大による普及向上などにより、一段と都市化が進展するに伴い、1日最大給水量が2万立米に近い状況となり、とりわけ夏の大量使用時には現在の配水池の容量が少ないため、水道施設の機能に大きく影響することが懸念されております。このため、1日最大給水量の見直し及び配水池の増設が必要と考えておるところでございます。

2番目には、配水管網の見直し・拡充でございます。今申し上げました理由により、今後の使用水量の増加に対応するためには、既設管の増口径工事などによる配水管網の見直し、拡充が必要とされるものでございます。

3番目は、電気計装設備の更新でございます。

現在の電気計装設備は第3次拡張工事、いわゆる54年から60年の間で整備されたもので、その耐用年数については地方公営企業法施行規則で10年と定められておりますが、早いものでは既に20年が経過し、老朽化のため修繕に伴う部品の確保に支障を来すおそれがあることなどから、適切な維持管理上欠くことのできない設備として更新が必要とされているところでございます。

以上が主な内容でございますが、今年度はこれらの事業を実施するために、財政計画を含めた基本計画というものを策定し、13年度から事業に着手することにより、本市水道の安定供給に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 御丁寧なる答弁、ありがとうございます。

その中で、第2問の天童大江線の交通緩和策についてでございますけれども、市長も将来そういういろいろな主要高速道路の開通等を踏まえた中で、信号機をとりあえず時間の問題、また周辺地区へのアクセス化をやって、その交差点の渋滞解消を図るといようなことでございますけれども、やっぱり問題は東口としての機能、いわゆる天童市と本市との連絡道路、アクセス道路、これが将来ネックになりますと、寒河江市の中の幹線道路をスムーズに回るようにしましても、そちらの方の流れが渋滞しますと、今後の本市とのいろいろなかわり合い、交通量のかかわりの中で問題が出るのかなということで心配しているわけです。当分の間、市長の言うとおりそういう日田本楯地区のアクセス道路、また信号の時短問題をすることも結構でございますけれども、長い目で見ますと、それが抜本的な解決にはならないということは市長も御存じだと思います。そういうことで、将来そちらの方のアクセスをする対策として御尽力をお願いしたいと思います。

また、本市と天童市との新アクセス道路ということでございますけれども、これから寒河江市も本格的な観光地として発展するという気構えで今のいろいろな事業をやっているわけでございます。先ほども申しましたとおり、天童と本市との新アクセス道路に関しましては、やっぱり一大観光地であります山寺、去年も記録によりますと年間80万人来ているそうでございます。現在、その80万人の山寺の観光客がどのくらい本市の方に回ってくるのか。将来どのくらい観光客を本市の方に誘客するのか。これは非常に大きな観光としてのお客さんの確保に大事なことと思うわけです。そういう意味で、蔵王の方にも年間190万人くらい来られるわけでございますけれども、蔵王の方はこれは冬型ということで、夏も来ますけれども、冬のスキーということでございます。山寺は夏型観光でございまして、当然寒河江の方にもダイレクトに来られる道路を一日も早く天童市と進めまして、実現するということを目指します。やっぱり橋一本最上川にかけるということになりますと、10年、15年にすぐなると思います。やっぱり早い時期に計画を決めて、これは対策をしてもらえれば寒河江の観光も将来が見通しできるのかなというふうに思うわけです。

また、山寺と申しますと、これは比叡山延暦寺と同等の寺院でございまして、我々もよく延暦寺に行ったわけですが、何で山寺に同じ寺があるのにこちらに来るんだというような話をよく聞きました。比叡山延暦寺の坊さんと山寺の坊さんは人事異動で行ったり来たりしているわけなんですけれども、非常に名刹の山寺、また当市の慈恩寺、またクアパーク、そういうものを結んだ観光地をぜひ実現すべくお願いしたいというふうに思います。

また、水道事業についてでございますが、3月山形新聞に料金について山形県が一番高いというようなことでいろいろ問題になったわけですが、今の答弁のとおり、またあの報道は13ミリ口径の10立方ということに絞って報道されたもので、その中で一番高いということだと思いますけれども、やっぱり13市に聞いてみますと、いろいろ料金設定がばらばらでございます。本市のように基本料金プラス立方当たり165円ということで使った量ということだと、やっぱり10立方までが一番高いようになるわけなんですけれども、使えば使うほど本市の場合はそんなに高くないということが13市から聞いた中でわかっているわけでございます。

また、山形市の場合はやっぱり安いということは、そういう水道布設時期が非常に早かったということで、償還も早く終わっているということで安いと思うんですけれども、本市の場合は本格的に始まったのが第2次拡張計画ころからだと思いますけれども、そういうことで料金設定が高いのかなというふうに思いますけれども、やっぱり寒河江の水は、先ほども言いましたとおり、本当によそから来ておいしい水だということによって称賛を受けているわけでございます。今後ともこの水を守ってもらって、市民に安全な安心な水

の供給をお願いしたいと思います。

いろいろ市長から本当に丁寧な回答をもらって、質問することができません。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

佐竹敬一議長 この際暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時10分

佐竹敬一議長 会議を再開いたします。

新宮征一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号4番について、13番新宮征一議員。

〔13番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 おはようございます。

私は、緑政会の一人として、通告してある4番、行政改革について質問をいたします。

我が国の地方自治制度は、戦後半世紀余りの歴史を刻むことになり、制度的には安定化し、住民もこの制度をよく理解し、自治意識の高揚が図られてまいりました。と同時に、この半世紀の間、政治構造や社会情勢は大きく変わり、行政運営も多様・複雑化し、幾多の問題を抱えながら、ただひたすら住民生活の安定を目指して行政運営に取り組んでおられるものと思います。

特に、近年は地方分権が大きく叫ばれ、いよいよ21世紀は中央集中の時代から地方の時代へと大きく転換されようとしております。それだけに、地方自治体の持つ権限に対して住民の期待は大きく、多岐・多元化する地方行政の運営は、厳しい財政事情も加わってますます困難が予想されるわけでありまして、今こそ確固たる行政改革の推進が求められようとしているのであります。

自治省は、平成9年2月、地方自治体の行政改革の一層の推進に資するため、全国満20歳以上の男女合わせて2,000人を対象に、行革に対する意識調査を個別面接聞き取り法によって行っております。これは、あくまでも全国的なものであって、必ずしも本市にはそぐわない部分があるかと思いますが、一部主なものを挙げてみますと、役所のイメージに対しての質問には、「親切に対応してくれる」と答えた人は26.3%とややプラス印象も多い一方で、「サービス精神が足りない」との人が33.3%、「前例や慣習にこだわり過ぎる」が31.7%など、役所の仕事ぶりや対応姿勢に対しては、まだまだ好感を持っていないようで、もっと身近で住民のための役所であってほしいとの願いがあらわれているようであります。

また、行政サービスと行政改革で地方団体の行政サービスの水準に関しての質問では、約3分の1の32.5%の人が「普通」と答え、2割近い17%の人が「よくやっている」と好意的に評価している反面、「努力が足りない」と答えた人が39.8%と約3分の1以上の人が冷たい目で見ているようであります。

こうした中で、8割を超える81%の人が一層行政改革の努力、実行を期待しているのであります。

このように、行政改革は単なる人員削減や合理化あるいは事業の切り捨て、経費の節減だけではなく、本質的な行政サービスを強く望んでいることをうかがい知ることができるのであります。これが今日における行政に対しての住民意識のあらわれであると思うのであります。つまり、行政改革は、まず住民サービスを基本として位置づけ、その住民サービスの向上を図る上で何が必要かを的確にとらえた行政運営が求められるものと思います。

これまで私も住民サービスの低下を招くようであっては、真の行政改革とは言えないのではないかと一貫して唱えてまいりました。平成10年の6月定例会の一般質問で、私は市役所の発行する諸証明書の休日や執務時間外の申請受け付けについてお尋ねをした経過がございます。その際、市長からは個人情報保護に配慮し、市民が安心して利用できるシステムをもう少し時間をかけて検討したいとの答弁をいただきましたが、このたびパオビルの取得によって、その施設の中に自動交付機の設置という形で対処されるようであります。市民とともに私も大変喜んでおります。もちろん、行政サービスを徹底するにはそれなりの経費が伴うわけで、限られた財政事情の中でその財源を確保するには、いかにむだを省き、いかに効果的かつ効率的な行政運営を行うかにかかってくるものと思います。

このように、時代の趨勢によって住民の意識が変わり、今求められていることは、活力ある地域社会を形成し、社会福祉の向上を図るには、国の行革とあわせ、本市独自の組織、制度、施策を思い切って見直し、

簡素で効率的な行政を実現することが地方行政の当面する最重要課題であります。本市においても、昭和61年に寒河江市行政改革大綱が策定され、OA機器の導入などにより事務の簡素、効率化が図られるなど幅広く行政改革の推進に当たってこられました。そして、平成8年にはこれまでの実績を踏まえながら、時代の変化に対して適切に対応できる行財政の確立を目指し、さらなる事務事業や組織機構の見直し、定数管理、給与の適正化の推進、さらには職員の能力開発とあわせ、行政サービスの向上を図るべく、新たな行政改革大綱が示されました。

この行政改革大綱に沿って、これまで佐藤市長は、前段でも申し述べましたとおり、OA機器導入の推進、各種業務の一部民間委託等による事務の合理化、スクラップ・アンド・ビルドに徹した組織構造の見直し、計画的な職員研修による職員の意識改革、能力開発を図るなど、さらに平成元年には寒河江市情報公開条例を制定するなど、市民に対する行政サービスをも視野に入れ、特別職の報酬据え置きを断行するなど、積極的に行革を推進してこられました。

また、我々議会におきましても、市民の意思を代表する議決機関としての機能を踏まえ、議会自体の自主性を尊重しながらも、行政視察の日程短縮、海外行政視察の凍結や対外的なスポーツ交流の自粛、中央陳情への人数制限、さらには議員の定数削減、議員報酬の据え置きなど、多くの課題に対し協力的に対応してきたことも事実であります。

そこで伺いますが、これまで行ってきた行政改革の実施状況とその成果について、市長はどのように御認識されておられるのか、まずその所見をお伺いいたします。

次に、今後の取り組みについてであります。先ほど私ども緑政会の井上会長の質問に対する答弁の中で、佐藤市長は、今手がけている多くの課題の中で、特にチェリークア・パークや駅前再開発による中心市街地の活性化など、最重要プロジェクトの推進、さらには平成14年に本市で開催される全国緑化やまがたフェアの成功に向けて全力で頑張りたいと、この秋に行われる市長選挙に再び出馬する決意を堂々と表明なされました。この決意表明は、私ども市民にとりましてはまことに力強く、心から歓迎を申し上げますとともに、大きく期待するところであります。

今後は、第4次振興計画を基本とした行政運営がなされるものと思いますが、もちろん行政改革に関しましても、これまでの実績を踏まえ、確信を持って今後はいろんな緩和策との整合性を図りながら、さらに推進していただかなければなりません。言うまでもなく、行革は一度行ったからそれでよいというものではありません。また、期限を切っていくものでもありません。4年前の平成8年に示された寒河江市行政改革大綱を見ますと、今後の課題と推進策ということで、市単独補助金の適正化や情報公開の一層の推進など、多くの課題を掲げておられます。特に、「行政にかかわる職員一人ひとりが問題意識を持って改革に積極的に取り組む必要がある」と結んでおりますが、これについて市長は具体的にどのような方法を考えておられるのかお伺いいたしまして、私の第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

地方分権の推進や少子高齢化、情報化の急速な進展、市民の価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変動する中、行政に対すところのニーズの多様化や新たな行政課題も生じてきております。それらに迅速かつ的確に対応すべく、最少の経費で最大の効果を上げることが強く求められております。

本市では、御案内のように、平成10年度を改革元年と位置づけ、行財政を取り巻く厳しい状況に適切に対応し、財政基盤の安定と効率的な行政運営に努め、市民福祉の向上に向けて市民と一体となって行財政改革の推進に全力を挙げて取り組んでまいったところでございます。平成10年度は改革元年なわけでございますけれども、平成10年3月には行政改革大綱の実施計画を定めておるわけでございます。いわゆる大綱の一層の推進を図るため、平成10年度から12年度にわたる改革の取り組み方針と数値目標というものを設定して、そして実施年度を定めたところの行政改革大綱の実施計画を策定したところなわけでございます。

改革事項につきましても、随時見直しをしながら、市を挙げて細部にわたったところの行財政改革に取り組んでいるところでございます。実施計画を着実に実行するためにも、四半期ごとに各課の改革実施状況の報告というものをまとめながら、実施計画の進行管理の徹底をも期しております。

これまで行ってきた行政改革の実施状況とその成果ということでございますが、10年度に策定した行政改革大綱実施計画では、御案内かと思いますが、行政改革推進のための6項目に大別した重点事項というものを定めているわけございまして、一つ目の事務事業の見直しにおきましては、市の単独補助金の廃止でございます。あるいは、合理化でございます。それから、民間委託の推進といたしましては、市民浴場の運営、それから清掃などの民間委託を行ったところでございます。行政手続の簡素化としましては、市民課の窓口及び公共施設の使用許可申請などの押印の廃止をやりました。それから、証明窓口の一本化といたしましては、税証明の窓口というものを市民課に一本化しております。それから、経常的経費の節減といたしましては、庁舎維持費の削減を初め、看護婦官舎、医師住宅借上げの廃止、それからごみ処理の有料化による分担金の軽減をやったところでございますし、公共工事コストの縮減、それから職員給与の口座振込を行いました。また、市税、国民年金保険料などの郵便振替実施、それから口座振替の推進、さらには納税功績者表彰規程の一部改正のほか、市民浴場会計の廃止などを行ったところでございます。

二つ目の重点事項として、組織機構の見直しということも挙げておるわけでございますけれども、この項目におきまして挙げられるものは、白岩出張所の廃止を初めといたしまして、介護保険制度導入に伴うところの組織の変更としましての社会保健課と地域福祉課を健康福祉課に統合したところでございます。また、農林課を初め幾つかの係の統廃合も行っております。それから、市立病院でございますけれども、業務の効率化、円滑化を図るため、組織機構の見直しを実施するとともに、最近の問題として、中心市街地活性化拠点施設整備室を新設して中心市街地の活性化に対応しておるわけでございます。

三つ目の定員管理及び給与の適正化の推進でございますけれども、事務補助員、それから現業職員の不補充を行いました。そして、職員総数の削減を行うとともに、特殊勤務手当の抜本的な見直しを行ったところでございます。さらに、時間外勤務の縮減も行いましたし、それから特別職給与報酬改定の見送りなども行っておるわけでございます。御案内のとおりかと思えます。

四つ目の効果的な行政運営と職員の能力開発といたしましては、職員提案制度実施要綱の見直しを行っております。

五つ目の情報化の推進と行政サービスの向上といたしましては、市民の声というものをまちづくりに生かすため、市内に9カ所の市政ポストを配置しております。それから、市政バスを運行しております。さらにまた、ホームページの開設も行ったところでございます。

六つ目の公共施設の設置及び管理運営といたしましては、中央公民館三泉分室の廃止を行いました。南部地区公民館につきましては、改造を行っております。図書館につきましては、サービスの拡充等を行ったところでございます。議会におきましては、今議員がおっしゃいましたとおり、議員定数2名の減を初め、議員の海外行政視察への自粛も行われているところでございます。さらに、県段階におきましても、山形県市町村政連絡協議会において、各種団体に対する法令外負担金の削減を示しておるわけでございますが、西村山地方総合開発推進委員会におきましても、法令外負担金の削減を行っておるところでございます。

このように、時代の変化に対応し、新たな行政需要に対処すべく、常にスクラップ・アンド・ビルドの徹底によりまして、簡素で効率的な組織機構の構築を図ってきたところでございます。いずれにいたしましても、新たな施策というものを推進するための課の新設や廃止、さらには係の見直しなど、こういうことも常に柔軟に対応して多様化する住民のニーズに対応しなければならないと思ってやってきたところでございまして、事務の合理化あるいは見直しなども積極的に行い、議員がおっしゃるところの迅速なる市民サービスということに努めてきたところでございます。

それから、次の問題といたしましての職員一人ひとりが問題意識を持って改革に取り組む必要があるのではないかと御質問でございます。

全く私も同感でございまして、いつの時代にありましても、常に職員一人ひとりが経費と効率というような観点から経常的な経費の削減ということを心がけて、また実践していくことは当然でございます。そしてまた、自分の仕事というものを常に見直しをかけて、自己評価といえますか、そういうことをやっていくということも必要だろうと思っておりますし、また業務を遂行する上におきましては、やはり行財政改革の意識を根底に持ちながら、創意工夫する心、情性に流されないで自分自身が壁をつくらないで前に進む心というものを持っていかなければならないと思っておりますし、また既得権というものの見直しということも一人ひとりが考えていかなければならないことと、このように思っております。そして新たな行政ニーズの把握ということも、これも必要でございます。

御指摘のように、時代の潮流というものは非常に早く進んでおるわけでございまして、いろいろ仕事が多くなっていることは確かでございますけれども、それをいかにスムーズに的確に答えるか、市民の行政ニーズというものをいかに把握していくかということも、これも大切なことだろうと思っております。そしてまた、時代を先取りした施策ということも、これも一人ひとりの職員が考えていかなければならないと思っております。時の流れに前向きに、おくれず、先取りした施策というものを考えていただかなければなりません。そしてまた、今は広域的な視点に立ったところの取り組みということが必要でございまして、1自治体だけではございまして、広域的な観点で物を見る目というものも養っていかなければなりません。

それこれを行いまして、市民からいただいておりますの財源というものをいかに生かして、そしてスリム化、合理化、効率化ということを職員一人ひとりが考えてもらわなければならないと思っております。

我が市におきましては、常に改革を実施する、実行するという意識を持って積極的に行政改革に取り組んでおるところではございますけれども、さらに他の職場から本市の改革を意識するという考え方からも、外から寒河江市を見るということも必要なわけでございますので、職員を他の公共団体へ派遣しておるわけでございます。

何にいたしましても、改革というものは人でございます。人づくりというものは、やっぱり重要でございます。それにつきましては、職員研修についても力を注いでおるわけでございまして、そういう中で自己啓発あるいは職場研修、職場外研修というものを連携させながら、職場の学習的な風土づくりや人材育成の観点に立ったところの人づくり、人材育成に努めておるところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 新宮征一議員。

新宮征一議員 ただいま市長からはこれまでの行政改革を行ってきた上でのいろんな課題等について、大変明確に御答弁をいただきました。数々の実績を今市長の方から伺ったわけでありますけれども、これは市長の常日ごろ言っておられますところの市民と一体となったまちづくりということを前提にしてとらえてこられた今日までの成果であろうというように思います。特に、先ほど市長からもありましたように、いわゆる外から見た寒河江市というものにやはり神経を使われた、これが非常に高く評価されるべきだということに思うわけであります。特に、今後の課題としましても、人材の育成あるいは養成ということで、職員の研修等も庁外に出して研修をされる、いわゆる民間の厳しさというものを職員が肌で感じてそれを自分の職場に持ちかえって仕事に専念する、これが今一番市民あるいは民間の企業からは大きくこの辺を見られている要素であろうというふうに私も思います。

行政改革、一言で言いますと、どちらかという、先ほども申し上げましたように、節約あるいは節減ということが再優先されるような、そういうふうな響きに聞こえるわけでありますけれども、これも先ほど市長からあったように、やっぱり市民に対する住民サービス、行政サービスというものを忘れてはならないというふうに、私も十分その辺は考えているわけでありまして、住民サービスあるいは行政サービスと一口に言いますけれども、これは非常に幅広いわけであります。

それから、もう1点申し上げたいのは、やっぱり節約をする、これは最も財源確保の上からも、また税金の使い方にしましても大変重要な要素であろうと思うんでありますけれども、やっぱり詰めるだけ詰めて、それが萎縮するような、そういうふうなことであっては本来の行政改革とは言えないのではないかなというように思っております。したがって、第1問でも申し上げましたように、今後行政改革を実施される中で、これは第4次振興計画に沿っているような事業もあるでしょう。そしてまた、大綱の中での項目ごとの実施計画を、今私も手元にありますけれども、この六つの柱を核にして、これから行革を進められるわけでありますけれども、やはり効率のよい、これは市長からあったように、いかに効率よく、効果的にその財源を確保し、そしてそれをいかに効果的に活用するかと、こういうことであろうかと思っておりますので、1問でも申し上げましたように、やっぱり時代の流れ、この潮流というものを常に的確にとらえていただいて、必ずしも詰めればいいという感覚はある意味では外していただいて、そして今の社会におけるいろんな緩和策との整合性を図りながら、今後の行革に取り組んでいただきたいというように強く市長に私の気持ちとして要望をいたしておきたいと思っております。

それから、ただいまありましたように、いわゆる人づくり、やっぱり職員のいろんな養成というもののの中で職員研修にかなり力を入れておられるようでありまして、これに対しましては大変敬意を表するところでありますが、市長から出ました職員による提案制度、これの見直しをなされたというふうなお答えであったわけですが、やっぱり市長はいろんな市民の声をもとにしてこれまでやられてこられたのは、当然これは私も高く評価しておりますし、敬意を表しているわけでありますけれども、市の職員というのは行政マンとしての専門家なんです。プロなんです。いわゆる一般の市民から見たいろんな問題点と、常に仕事に携わっている、行政に携わっている職員の中でちょっとした気づいたこと、これが将来には大きく幅広く活用される要素がたくさんあるのではないかなと。何百人という職員の中では、その自分が気づいたこと、あるいは仕事を通して考えたことなどを遠慮なしにどんどんこれを提案できるような、そういうふうな環境整備を図っていただきたい、このように私は思います。課長に遠慮して、あるいは市長に遠慮してと、こういうことではなくして、職員一人ひとりが自分の仕事の中からいろんなものを見つけ出して、それを行政に生かしていく、これが最も大きなところの市民サービスであろうというように思われます。

例えば、民間企業でもいろんな提案制度を活用しながら、優秀な提案に対しては報奨金をつけたり、ある

いはいろんな報奨をしたりやっているようでありますけれども、これは市役所においても全く、役所の仕事は聖域ではございません。当然日ごろの仕事の中から責任を持った一つの行動というものをとる上でも、やっぱりそれなりの角度から見つけ出して、ちょっとしたところから見つけ出して、それを大きく生かしていただきたい。そして、市長が何回も申されているような、いわゆる21世紀に向けた新たなまちづくりに今後より一層邁進していただきたいということを御要望申し上げまして私の質問を終わりたいと思いますが、くれぐれも健康に留意されまして、新たな行政運営に自信を持って取り組んでいただきますよう御期待を申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

佐竹敬一議長 この際暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時 45分

再 開 午後 1時 00分

佐竹敬一議長 これより休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号5番、6番について、松田 孝議員。

〔2番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は、日本共産党と通告してある課題に強い関心を持っている市民を代表して、以下通告順に従い、市長と教育委員長に質問いたします。

最初に、通告番号5番、住民サービス向上について伺います。

自動交付機設置について、私は昨年6月の一般質問でも取り上げています。地域住民の反対の声を押しつぶして、昨年7月に白岩出張所が廃止されました。その結果、住民は生活上の不便さと大きな負担を強いられています。特に、ここ数年公共バス路線廃止や減便が続く中で、白岩地区住民にとっては不便さがますます深刻化しています。車を持たない方、高齢者の方々には、病院や買い物などのたびに異常な交通費の出費と時間が強いられています。また、平成10年3月に乗合バス事業に係る需要調整規制について運輸政策審議会の答申に基づき、平成13年度までに需要調整規制を廃止するとしています。この規制が廃止された場合、民間路線バスの運行が大きく変化することが予想され、部分的には撤退や休止される路線が多く出てくるのが必至であります。遠隔地の住民は、ますます不便さや負担増が予想され、将来の生活に大きな不安を抱えています。

こんな中、市当局が強引に進めた白岩出張所廃止に、地域住民の間ではいまだに怒りと不満が渦巻いています。

本来、行政は行革を行う場合でも、住民サービスを低下させないように努力すべきであります。本市での進め方は、地方自治法2条で地方自治行政の基本原則として定めているように、地方公共の秩序を維持し、健康及び福祉を維持することにあります。このことから照らした場合、生活、福祉の基盤を築いていくことなしに個人の豊かさは望めません。市当局が進めている効率万能主義の結果、市民は不便さと負担を強いられているのが現実であります。

こうしたやり方がまかり通るとしたら、住民不在の強権政治と言わなければなりません。住民サービスの向上を進める対策として、遠隔地に住んでいる地区住民からは住民票、印鑑証明書などを発行できる自動交付機を望む声が多く出てきております。昨年6月議会での市長の答弁では、現状では本市の証明書の交付の方法で市民から不便だというような声もない、ましてや自動交付機の導入はまだまだ多くの課題もあり、将来の検討課題だと言っていました。しかし、5月の全員協議会や臨時議会で旧パオ2丁目ビルの中にこの秋にも自動交付機を設置することが説明されました。事務の代替的なOA機器の新たな設置であり、言うまでもなく自動交付機は市民にとっては少なくとも面倒な手続を省略できることや、夜間、休日にも利用できるし、また遠隔地に設置すれば利便性も図られ、大変効率的で便利な機器であります。

そこで伺います。昨年6月の市長答弁と整合性はどうか説明をつけるのか、どのような経過を経て旧パオビルに設置することになったのかお伺いします。また、白岩や柴橋地区など、庁舎より遠方にあることなく、市中心部に設置するという理由を伺いたいと思います。

また、既に要望の出ている白岩、柴橋などの遠隔地に優先的に自動交付機を設置すべきで、市民は優先順位が逆でないかと怒っています。本来、行政は住民サービスは公平なやり方を実施すべきであります。遠隔地に住む住民の不便さ解消のために、一日も早く自動交付機設置をすべきと思いますが、再度市長の見解を伺いたいと思います。

次に、高齢者のための身分証明となる市民証を発行することについて伺います。

今、高齢者は自分が生まれ育った住みなれた地域で老後を安らかに安心して暮らせる生活環境を望んでい

ます。県は、地域の生活環境をよくするために何が求められているのかを探る意識調査を昨年秋に実施した結果、県民が最も望む施策は、高齢者などの福祉施策の充実を望む声がトップで43.8%で、続いて医療施設・健康管理対策の充実、公園・下水道などの整備となっています。こうした調査を見ても、もっともっと高齢者に対する施策を充実していく必要があります。

ところが、先日ある高齢の市民から、自分自身の身分証明ができないと相談を受けました。一般的に、身分証明書として利用されるものに顔写真の入っている運転免許証、パスポートなどがあります。高齢者の身分証明書としては、健康保険証もしくは老人手帳しかなく、写真つきの身分証明書をお願いしなくても、自身を証明するものがないのが現実であります。

身分証明書として運転免許証をどれぐらいの人が持っているか調べてみました。免許証保有者数、1999年末の警視庁のまとめと全国推計人口の2000年1月1日現在の総務庁のまとめで計算しますと、20代で87%、30代で92%、40代で84%、50代で71%、60代で48%、70代で21%で、定年世代以降から年齢が上がるに従って保有率は極端に下がっています。また、1998年の道路交通法改正で新たな免許の返納制度が実施されている現在、高齢者の免許証保有率は今後も今の推移でいくと思われています。

高齢化率が年々上昇している今日、新聞紙上ではお年寄りが交通事故に遭ったり山での遭難、事件などのトラブルに巻き込まれたり、また痴呆症による徘徊など、身元がわかりにくい高齢者などが連日のように報道されています。報道記事でも、身元不明などという活字を特に目にすることが多くなってきています。今、国民はテレホンカードからキャッシュカード、買い物割引カードなど、多種にわたり、1人数枚のカードを所持する時代になっています。

こうしたことを踏まえ、全国でカード大の市民証を発行している自治体がふえていくと聞いています。各種の証明や緊急時の連絡などにも使用できる写真つきの市民証などを65歳以上の必要な高齢者に発行を検討すべきと思うがどうか、市長に伺います。

次に、通告番号6番、通学路の安全対策について伺います。

新入学の児童が入学して2カ月が過ぎ、学校での授業、先生、友達にもなれ、また通学の登下校にもなれた時期ではないかと思えます。しかし、登下校の際の通学路の途中で危ない、危険な箇所がたくさんあります。こうした状況の中で、登下校の安全な環境づくりと安全の確保をもっと重視すべきであります。

県内の交通事故発生状況は、6月5日現在 2,678件で、前年比 287件の増、死者は37人、けが人は 3,407人で 409人の増加となっております。事故件数は、けが人とも前年比で約1割増加している状況です。また、県内の交通事故による死者は、9年連続で 100人を超えています。平成11年度県内の小中学生関係の被害事故件数も 419件で、過去5年間の平均より約50件も多くなっています。

こうした状況を踏まえ、県内で昨年天童市が交通安全条例を制定し、毎月15日を交通安全行動日などとする、またモデル地区を指定し、住民運動を盛り上げ、事故防止に努力しています。そのほか、既に26市町村が交通安全条例を制定しています。本市では、まだ条例は制定されていません。

本市の交通事故件数は、過去5年間のデータを見ますと、件数で 210件、死者も 4人、うち小学生の中から毎年のように犠牲者が出ています。昭和46年3月に対策会議条例を制定し、約30年、5年ごとに交通安全基本計画が作成され、間もなく平成13年に交通安全基本計画が作成されると聞いています。この対策会議に教育長も委員に任命されていますが、特に小中学校の通学路の安全対策について、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、身近にある危険箇所改善について伺います。

文部省が平成9年3月に交通安全業務計画の通達を出しています。その中で、我が国の交通事故は増加傾向にあり、特に児童生徒などの死者数も依然として少なくない今日、文部省は児童生徒の交通事故防止、交通安全教育と児童生徒が安心して通行できる道路交通環境づくりの確立が不可欠としています。安全な道路

環境づくり促進については、通学中の交通事故を防止するために、通学路の点検、結果に応じて適切な措置をとるとしています。今でも教育現場では毎年学校とPTAが協力し、学区内の通学路の点検と登下校の際の安全指導、特に集団登校を実施しています。これを受けて、教育委員会では、問題のあった箇所について具体的にどのような措置をとっているのかお伺いします。

また、PTAの役員の方から、市に要望したが回答がそっけなく、行政はだれかが犠牲者にならないと改善策をとらないのではないかなどと言っています。児童生徒の両親、現場の先生からすれば、すぐにでも改善してほしいと切実に願っています。平成11年度に寒河江市PTA連合会から実に45件もの要望が出されました。要望の概要は、主に児童生徒の通学路の整備と通学路の除雪で33件で、そのほか施設整備6件、通学に関するもの2件、その他4件で、圧倒的に通学路の危険箇所改善や横断歩道の設置、標識・信号などの設置、また冬期間の歩道の確保・除雪などの要望であります。要望の出ている中で、改善されているのが側溝のふた、カーブミラー、道路標識などがあります。逆に、通学路として一番危険箇所である信号機、横断歩道の設置がおくれているのがなぜか、どんな理由かお伺いします。

また、今回の要望について何件解消したか、また解消できない箇所の問題点についてお伺いします。

次に、小中学生の目線に立った通学路の整備について伺います。

文部省は交通安全業務計画の中で、登下校時や帰宅後の子供の安全を守るために、小学校を中心にして約半径500メートルの範囲を地域住民や警察、道路管理者などの協力を得て、スクールゾーンの設置と定着化を推進しています。本市では、過去にスクールゾーンを設置した経過がありますが、当時設置した標示板などはさびや汚れで無残な姿になったり、消失したりしています。児童生徒の安全な環境づくりを推進するには、また新たな掲示板などを設置し、住民を初め運転者に関心を持って交通事故防止に努力していくべきだと思いますが、新たに標示板を設置することについて、教育委員長の考えをお伺いします。

次に、歩道に植栽されている街路樹について伺います。

6月に入り、街路樹の枝も自由に自然のままに伸び、葉は一段と緑を濃くしています。本来、樹木は自然のままに年輪を積み重ね、成長するのが望ましいと思っております。しかし、人工的に植栽された街路樹は、町並みの景観、環境を考えますと、時には剪定をし、景観を整える必要があります。また、こうした樹木も住民、特に児童生徒にとっては通学、特に自転車通学などの障害になったり、死角になったりし、思わぬ事故を引き起こす原因となったりします。特に、本市の場合は、中学校では自転車通学が主でありますので、通学路の安全性を考えた場合、中学生などの自転車通学の目線で直ちに樹木の剪定をして、危険を回避すべきと考えますが、道路管理者である市長はどのように改善されるのか伺います。

以上で第1問を終わりますが、市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、住民票などの自動交付機の問題でございます。

市民個々のライフスタイルが、少子高齢化、高度情報化、高速交通化などによる社会生活の多様化に伴いまして、身近な経済社会活動においても大きく変貌してきております。行政サービスにおける窓口事務につきましても、再点検や見直しなどを踏まえ、これまでも郵便請求の窓口として郵便局へ行政サービスコーナーの開設やら、それから窓口事務の昼休み時間の受け付け、税証明及び介護保険の資格得喪届などの窓口一本化などを図りながら、市民サービスとしても事務改善に鋭意努めてきたところでございます。

御質問の自動交付機の設置についてでございますが、自動交付機というものを設置するということになりますと、本庁のホストコンピューターと自動交付機というものを結び、カードによりまして住民票の写しやら印鑑登録証明書などを自動で受ける仕組みでございます。このためには、自動交付機の設置、そして本庁と端末機を結ぶこと、そして希望者によるカードの発行、さらには条例の改正なども必要になってくるわけでございます。また、住民サービスを図り、中心市街地の活性化を推進するため、ショッピングセンターに設置というようなことも検討してきたところでございます。

しかし、昨年8月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が成立し、これによりまして平成14年度から全市町村で管理する住民基本台帳をもとにして、全国の市町村を電気通信回線で結ぶネットワークシステムを構築する計画があり、これにより全国どこの自治体の窓口におきましてもICカードにより住民票の写しを取得することが可能になりますし、また全国どこでも本人の確認を容易にすることができるようになるものでございます。

また、さらにはこのシステムを活用いたしまして、市町村独自のサービスを条例で定めることができるようになっておりますので、住民基本台帳カードを利用して住民票のほかに印鑑登録証明書、それから税証明書及び福祉サービスなど多様なサービスをすることができるようになり、また身分証明書としても活用できるようになるなどのサービスも可能になるわけございまして、そこで住民基本台帳カードシステムというものを最大限に活用することが、今後の住民サービスに大きな役割を果たすことになるのではないかなと考えておるわけでございます。

そういう状態にあるわけでございますが、御質問の自動交付機の設置でございますが、今申し上げましたように、14年度から全国的に開始されるこの住民基本台帳ネットワークシステムというものを最大限に活用いたしまして、より多様な充実したところの住民サービスを効果的に推進するために検討している段階でございますし、今自動交付機を設置しますとまた新たな自動交付機の設置やら、あるいはホストコンピューターと端末機の接続、そしてカード発行などの諸経費が不経済となるわけでございます。市民にとってもカードの切りかえの煩わしさと混乱が生ずることになりますので、現段階ではショッピングセンターパオ2丁目の自動交付機の設置についても検討している段階でございますし、御指摘の白岩とか柴橋につきましても自動交付機の設置というものは、当面考えていないところでございます。

次に、高齢者のための身分証明書となる市民証を発行することについての御質問がございました。

御質問の市民証なるものは、本人確認のための身分証明に使用するものとして、その利用といたしましては徘徊して自宅がわからない高齢者やら、あるいは交通事故に遭ったお年寄りの身元を特定するための証明とか、あるいは印鑑登録などの身分証明に利用できるものが考えられるのではないかなというようなお話でございました。ただ、身分証明ということになりますと、必ず写真貼付というのが求められることでございます。

現在、市内におきまして団体等の発行する特定の利用のための証明書もありますが、これらの市民証は公証力というものは持っていないものだろうと思いますし、公的な多面的な活用ができないなど、メリットも限定されておるものと思っております。市が責任をもって発行し、証明書としての公証力というものを持たせるには、条例の制定やらあるいは関係条例の改正というものが必要でございましょうし、カードの形態なりあるいは写真の貼付など、いろいろなことが考えられてくるわけでございます。

印鑑登録の話がございましたが、高齢者が印鑑登録するには不便であるというような御意見のようでもございましたが、現在登録する際には申請者本人の意思に基づくものか、記載事項を審査するため、郵送により申請者に対して文書で照会いたしまして、その回答書というものを持参して登録する方法、また官公署の発行した本人の写真を貼付した免許証、それからパスポートもしくは身分証明書などで本人の確認をして登録する方法、さらには既に印鑑の登録を受けている者により本人に相違ないことの保証書の提出というものがあれば、印鑑登録をしていただいております。したがって、高齢者のための身分証明書というようなものがなくとも、印鑑登録ということを考えるならばそれはできるものでございまして、利用時期というものを考慮いたしまして、余裕をもって印鑑登録申請を行えば十分に可能なものでございます。

先ほど申し上げましたが、平成14年度にサービス開始の住民基本台帳ネットワークシステムが整備されますと、公的な身分証明書として利用できる住民基本台帳カードが希望者に発行されることになるわけでございまして、このカードというものは本人であることを確認することはもちろんでございますし、高齢者の方には住所、氏名、電話番号、血液型など任意で記入可能であり、高齢者の福祉向上にも寄与できるものでございます。

そんなことから、せっかく発行するのであるならば、公的証明力のあるもの、あるいは利用度の高いものというようなことが望まれるわけでございまして、したがって御質問の身分証明書というようなことにつきましては、現段階ではその発行は考えていないところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 通学路の安全対策についてお答えいたします。

通学路の安全対策については、交通安全対策基本法第24条の規定に基づき、文部省の交通安全業務計画が策定されていることは御案内のとおりです。その中に交通事故を防止するために安全な道路交通環境づくりの促進がうたわれており、その対策として通学路の設定、その安全点検、集団登下校の実施などが示されております。通学路の設定については、教育委員会、各学校がP T A等の協力を得て、学区内の道路事情、交通量、交通安全施設の状況、川、がけ、工事現場などの危険箇所の有無などについて現地調査の上設定しております。

各学校の具体的な通学路につきましては、国道、県道、市道など、通常的生活道路を利用した経路になるわけですが、児童生徒の視点に立ってより安全で安心して通学できる道路を設定しているところです。

通学路の安全確認や点検につきましても、教育委員会及び各学校がP T Aや地域、関係機関等の協力を得まして、学期始めや冬の雪が積もった時期、道路工事の始まる時期などに集団登校や一斉下校などの実施によって交通環境を調査しております。

したがって、通学路に関しては、要望書等を提出していただくまでもなく、整備改善の必要箇所については十分に把握しているつもりであります。

P T A連合会の要望項目の具体的な対応につきましては、整備を必要とする箇所が市自体で対応できるものよりも他の道路管理者などその施設を管理する関係機関に対応を依頼するものが数多くあります。市自体で対応可能なものは、関係課と連携をとりながら早期対応を図っているところです。

ちなみに、平成11年度の通学路関係の要望において、市自体で対応できる項目は8件ありましたが、既に7件は対応済みであり、実施に向けて具体的に検討しているものは、白岩小学校のガードレール1件のみであります。また、国道、県道にかかわる項目、信号機や横断歩道、一時停止標識の設置など、他の関係機関に依頼しなければならない項目については、実情を説明し、機会あるごとをお願いしているところでありますが、必要性を認めていただきながらもすぐには実施できない項目の回答もございましたので、整備実現に努力してまいりたいと考えております。

すぐには実現が困難な項目に対する安全対策は、交通安全教育の指導で対応しなければなりません。新入学児童等に対しては、入学後の交通環境になれるまでの間、学校や保護者を初め、交通安全指導員、P T A関係者などの協力を得ながら、安全な通学のための保護・誘導など、現場での安全指導を続けてまいりたいと考えております。

また、交通安全教育については、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての安全、自転車の安全な利用、身近な交通安全施設や交通規則などの心身の発達段階に応じた基本的なルールを重点的に指導しているところです。

スクールゾーンの件であります。スクールゾーンには公安委員会で一定の時間帯、車両の通行を制限する歩行者専用道路と道路管理者が通学路の中で必要のある箇所に警戒標識を設置する場合があります。歩行者専用道路の設定要望につきましては、地域の方々が生活道路としての機能を一部の時間帯であっても失うこととなりますので、地域との十分な協議が必要と思います。また、学校周辺の通学路等につきましては、地域の方々には十分注意していただいているわけですが、地域外車両の交通量、通学の状況を調査するなど、警戒標識などの必要性について関係課と一緒に検討してまいりたいと思います。

今後とも国、県、市道の道路管理者や警察署等の関係機関と連携を図りながら、各学校の先生方、P T A、保護者、地域の方々の協力を得ながら、通学路の安全性を確保してまいりたいと考えております。

以上です。（「答弁漏れがあるような気がするんですが」の声あり）

佐竹敬一議長 答弁漏れがあるようでございます。通学道路の安全対策についての通告が市長になされており、市長の方から答弁を求めます。市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 通学路安全対策についてお答えいたします。

通学路としましては、時間制限しているスクールゾーンは一部でございますけれども、ほとんどは国道、県道、市道など通常の生活道路を利用することになるわけございまして、通学路としての安全確認、危険箇所の改善につきましては、市道にかかわるものにつきましてはパトロールを初め、PTAや地域、それから先ほども話がございましたけれども、教育委員会で安全点検を行った結果というようなものを踏まえて、事故のないように補修や補強などを行っているところでございますが、交通規制やあるいは信号、横断歩道の新設などということになりますと、警察署やあるいは公安委員会、また国及び県などの関係機関に改善を図っていただけるように要望しておるところでございます。その辺を十分関係機関と連携を密にしながらやっていくことになるわけでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 まだちょっと答弁漏れがあるんですけれども、自動交付機についての昨年の6月の市長の答弁との整合性を詳しくお願いしたいと思います。

今、市長からいろいろ答弁いただきましたけれども、自動交付機についてはなぜパオビルに設置する経過になったのか、その辺をもう少し詳しくお聞きしたいと思います。当時、ちょうど1年前に私も質問に立って、市長からの答弁をいただきましたけれども、いろんな課題があって、まだ問題があって解決していない問題もありますのでということで、今のところ考えていない状況だということで話があったんですけれども、今回の臨時議会でもいろいろあって、ことしの9月あたりをめどにパオビルに設置するという答弁があったように記憶しております。ですから、これは正確にどうなのか。

あと、住民基本台帳に基づき14年度に実施していくような考えがありますが、これはちょうど昨年の8月に一応こういう基本台帳の方の通達が出ているんですけれども、それと関係なくこの自動交付機を設置するという話は整合性というか、つながりがあるのかどうか。今まで設置すると言っていて、これは実施しないということなのかどうか、その辺も詳しくお聞きしたいと思います。14年度に向けて実施するのか、パオには設置するのか、それをお聞きしたいと思います。

あと、この住民基本台帳については、私たち日本共産党では情報の漏えい事件とか、あと個人のプライバシーの問題で反対しております。そして、今この問題はまだまだ解決していない問題で、けさの朝日新聞にもちょうど出ていたんですけれども、ハッカーに対する対策がまだまだおこなわれているので、民間のいろんな人から情報を集めて、2003年までに対策をとるような方向づけになっています。これは通産省で公募しております。ですから、基本台帳の安全性を考えると、まだまだ未熟な問題が一番多くあると思います。それによっても、自動交付機は独自でやれないのか。全国のネットワークシステムというのは非常に危険なものだから、逆に自治体でやればある程度情報はそんなに必要でないわけですから、一般に引越先で引越しの手続をとるとか、そういう問題ではなくて、市民は身近に手軽にとれる住民票とか印鑑証明だけで十分なんです。ですから、そのことを少し頭に入れて検討していただきたいと思います。

そして、この設置に当たってなぜ中心地だけにポイントを置いて設置するようになったのか。遠隔地に住んでいる人もいろんな人がそういう便利な機械をどんどん行政でやってもらいたいという話も私のところにも来ていますので、その辺をもう少し具体的にお聞きしたいと思います。

あと、高齢者に対する身分証明の市民証について、これも同じなんですけれども、住民基本台帳法の中にいろいろカード式の身分証明証ということで出ておりますけれども、これは一回落としたり盗難に遭った場合、非常に危険なカードなんです。今、いろんな機器で便利な機器がありますが、悪用されて非常に困っている方も大勢おります。例えば、銀行の通帳が空になったりとか、いろんなトラブルが発生しています。これをもう少し市民の立場で、全国のネットのものでなくて、身近な簡単にできる制度でもありますので、これをもう少し計画的にやっていただきたいと思います。

私のところにもこの前相談で来たんですけれども、印鑑証明を受けるのに本人を連れてきてもなかなか証明ができなかった。そして、近所の方が役所に勤めているからその人を連れてきて証明してもらったらどうかということもあったんですけれども、それもかなわなかったということで、2日、3日足を運んで、90歳になるおばあちゃんを連れてきたんですけれども、そういうこともあるし、また今免許証の返納制度が実施になっていきますけれども、高齢者の方が返納する形で大分出てきていると警察の方でも話していたんですけれども、今75歳以上の高齢の方が免許証を所持していますと、更新時に講習を受けなければならないんです。これは1回自動車学校に行って2時間か3時間ぐらい講習を受けて、そしてこの講習費用も自己負担で6,000円ぐらいかかるんです。ですから、こういうので非常に面倒だということで返納する人が多く出て

きております。

それと、家族にとってはやっぱり自分の身分を証明するものを持っていれば、万が一何かあった場合に、緊急の場合にお互いに安心できるカードだと私は思っております。ですから、これをぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

次に、通学路の関係なんですけれども、これもちょっと市長に答弁をお願いしたんですけれども、街路樹の樹木の整枝・剪定を安全対策として当然きちんとやっていただきたいと思います。特に、自転車通学の子供らに対しては、背が高くなるものだから、非常に死角になって危険な状態にもなっております。ですから、これをやるかどうか、この辺もお聞きしたいと思います。

あと、学校関係の危険箇所についてなんですけれども、特にいろいろ地域から要望があった中で、8件あった中で7件が解決しているような話もありましたけれども、まだまだ私が見た感じでは解決していない箇所がたくさんあります。33件の中で具体的に今回11年度に要望した中で、具体的にどういうところが改善になっていないかというのは把握していると思うんです。特に、私が見た感じでは信号機とか横断歩道がなかなか解決していない状況にあります。ですから、この辺具体的にどういう問題があるのかお聞きしたいと思います。

あと、先ほど答弁の中にもありましたけれども、白岩小学校のガードレールの補強という形なんですけれども、この市道なんですけれども、一般的にガードレールの安全対策がまるっきり……、学校周辺に対してもう少し行政で安全対策をする必要があるのではないかと思います。今やられている状況を見ますと、一般的な市道のガードレール、高さ75センチ、そういうのでただなっているだけで、周辺部をもう少し行政の立場で見て、いろいろ巡回パトロールなどもしているようですけれども、本当に子供たちのために見てやってくれているのかどうか。その辺をもう少しきちんと見て、ここにはやっぱり防護さくが必要だとか、ガードレールをもう少し補強すべきだとか、そういう配慮も必要ではないかと思います。

また、同じ問題なんですけれども、白岩小学校は特になんですけれども、坂道になっておるので、非常に凍結しやすい場所なんです。私も一回現場でちょっと見たんですけども、凍結して坂を上れなくて四つんばいになって上っている小学生も見受けました。ですから、この辺の問題を教育委員会として実際につかんでいるのかどうか。学校の校長先生あたりからもこの話も聞きました。ですけれども、何ら対策もないし、何とか学校の方では消雪剤などもらっておりますけれども、それでもなかなか危険度が解決しない。ですから、道路をもう少し改良していただかないと安全性が保てないと思いますので、その辺の改良をするに当たって市長の考えをお聞きしたいと思います。

あと、さっき言いましたけれども、樹木の件と2点について、どう市長が取り組んでいくのかお聞きして、2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、自動交付機のことをございますけれども、先ほど答弁したことで御理解いただけただけではないかと思っておりますが、ショッピングセンターの問題につきまして整合性云々とおっしゃられましたけれども、ショッピングセンターにつきましては、将来あそこを考えられるのではないかということで場所をそこをとったわけをございますして、ですからいつあそこに自動交付機を置くというようなことは明言はしていないはずをございますから、その辺は御理解いただきたいと思ひます。

今、先ほど申し上げましたように、自動交付機にした方がいいかとか、あるいは住民基本台帳の整備改正によるところの関連で14年度以降ということに考えるといいのかと、こういうようなことを申し上げておるところをございますので、その辺はおわかりいただきたいと思ひます。

それから、住民基本台帳につきましては、いつになるかわからないし、自分たちは反対の立場をとっているんだから、それとは別に自動交付機を市独自でというようなことをございますけれども、やはりこれが全国一斉に施行されるということになりますれば、これはやっぱり本市だけでこれで孤立するということにはまいりませんし、そもそも住民基本台帳のシステムというようなものは、全国に通用するようなものということでのねらいがあるわけをございますから、それに沿ったところのことを処理しなければならないと、かように考えるわけをございますから、それが14年度、あるいはそれ以降にずれ込むか、その辺はちょっと今のところ定かではございませぬけれども、14年度ということに想定するということにすれば、今新たな自動交付機というようなものを設置するというようなことにつきましては、手戻りになるのではないかなと、こういうことを考えておるところをございまして、そしてまた先ほども申し上げましたように、いろいろカードをつくる、あるいは発行する、希望者になるうかと思ひますけれども、そういうことになると、また住民の方にも煩わしさ、御不便というものをかえってかけることにもなるのではなかるうかなと、かように考えておるところをございます。

それから、街路樹の話をございます。下枝というものが通学する生徒のために支障を来しているのではないかと、はっきり言えば邪魔になるのではないかというようなことをございませぬけれども、いろいろパトロールとか見て歩きますと、まだ成長過程の樹木、街路樹というものもあるわけをございまして、ですからそういう成長過程でまだ樹高も整ったときに切り落とすということになりますと、せっかく街路樹として緑をふやそう、みんなに緑の中でと、こういう趣旨に反するようなことになって、木自体も樹勢というものが弱ってくると思っておるわけをございますし、成長にも非常に影響してくるだろうと、このように思っておるわけをございますし、また樹種によりましては、この樹木本来の樹形というものがあるわけをございますから、それを損なうことにもなりかねないと、かように思っておるわけをございまして、緑の歩行者空間というようなものと、それから小中学生の通学路を利用する子供たちの安全というようなものを見きわめながら、十分この現場というものを調査してまいらなければならないと、このように思っています。ただ切ればいいというような考えというものは私は持っていないと、こういうことを申し上げたいと思ひます。

それから、凍結のことをございますけれども、特に白岩小学校に上っていくところの凍結と、それからガードレールの話のございます。あそこに通じる道路、御案内のように小学校をあそこに建てた、あるいは道路を切ったときからの非常な急カーブをございまして、そしてまた傾斜もあるわけをございますから、その区間につきましてはいろいろ当時したときにガードレールも立てたわけをございますけれども、あの程度では不十分だろうという声も我々も教育委員会の方あるいはPTAあるいは関係者と一緒になって調査したという中で、過般PTAの連合会からも要望があったわけをございまして、そのときにも私も、では実施につきまして努力してまいりませぬと申し上げたことをございました。ことしの1月の半ば過ぎだったと思ひますけれども、PTAにそういう回答をしているわけをございます。

したがいまして、12年度の予算において一部から着工してまいろうというような取り組みをさせていただきたいと、このように思っておるところでございます。

それから、凍結防止のことでございますけれども、凍結対策としましてはいろいろな方法があるわけございまして、地下水や電気を使う方法もございましょうし、あるいは凍結防止剤というようなものを使うこともあろうかと思えますし、あるいはまたグルーピング工法と申しますか、道路の面に溝を掘って表面水を流すというようなグルーピング工法というのものもあるわけございまして、いろいろ長所、短所あるわけございまして、それらをどのように使うか、現場にどれが合うか、効率性というものとか、あるいは維持管理とか耐久性、終末排水と、こういうものもいろいろ考えてみないと、その現場に合ったようなものをつくってまいらなければならないわけございまして、勉強させていただきたいと、このように思っております。

求められたのはそんなところではないかなと思いますが、あとは教育委員会の方かと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 管理課長。

石川忠則管理課長 P T Aの要望に対しての対応の経過と申しますか、どんな対応になっているかというふうなことですけれども、P T Aからの要望につきましては、11年度の場合ですと11月に近い時期に要望を受けました。当然にして年度の後半に当たるわけですから、内容的には寒河江市自体が対応できる項目が8件、先ほど委員長の方からも説明申し上げました。そのうち7件が内部でその年度で対応できたというふうなことでございます。それから、それ以外の県道とか国道、あるいは公安委員会に対する要望が大半なんですけれども、いろいろその部門について各管理者に相談を申し上げて、それで現場なんかと一緒に踏査していただきまして、調査をしております。その中でも必要性を認めながらも、いろんな事情でできない箇所も相当あります。

それから、その理由が何だかというようなことでありましたけれども、例えば横断歩道なんかになりますと、すぐ近くに従来の横断歩道がある、余りにも近いというふうなこととか、それから横断歩道を設置するには歩行者が滞留する場所と申しますか、そういう場所がなかなか見当たらない箇所が多いというようなことで問題があるようです。

それから、公安委員会の方の信号機の件ですけれども、必要を認めていただいている部分もあるんですけれども、それ以外の部分については信号機と信号機の間が非常に近い。それから、ここに信号をつけることによって従来のスムーズに動いている車の流れに支障が出るのではないかというふうな心配もあるというふうなことで、検討期間をしばらく持ちたいというふうな理由が大分あったような気がしております。

それから、さっきのに戻りますけれども、これまでの要望に対する実績がどうなのかというようなことで申すけれども、年度の後半というようなこともありまして、今年度はまだ前半なわけなんですけれども、これから実績というものが出てくるのかなというふうに思っております。できるだけその対応が進んでもらえるように、これからも関係部門に努力して要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 今、市長から話がありましたけれども、パオビルに自動交付機をことしの9月ごろをめどにということで話があったんですけれども、設置するという企画課長のたしか……、私も詳しく記憶していませんでしたけれども、そういう回答を受けました。だから、9月と言ったのに対して、今市長は全然そういうあれはなかったみたいな話なんだけれども、その辺を再度ちょっとお伺いしたいと思います。6月の予算あたりに条例をつくってとか何かの話もあったようですけれども、その辺がちょっと見えてこないし、またパオビルに設置するかどうかという市民から要望があったのか。24件の市民から寄せられたいろいろな要望があったと聞いていますけれども、その中に何件ぐらいパオビルに自動交付機を設置してくれという話があったのか、この辺ちょっとお聞きしたいと思います。

そして、これまで6月議会あたりで私もいろいろ自動交付機を設置してくれという話をしていたんですけども、逆にそういうところを後回しにして何でパオビルにと市民は思っているわけです。ですから、どういう要望が出て設置する原因になったのか、その辺をきちっとお聞きしたいと思います。

あと、街路樹の整枝・剪定の件がありましたけれども、私も非常に木に対してはいろいろな考えを持っていますけれども、ある程度成木になるまで我慢しろみたいな市長の答弁がありましたけれども、ある程度肥料をやったり管理すれば十分挟んでも支障がないと私は思います。ですから、管理の面でもう少し充実されれば、危険を防止することは可能だと思います。ですから、この辺もう少し前向きに検討していただきたいと思います。

それから、交通安全、通学路の問題なんですけれども、今天童市あたりが非常に行政主導で交通安全対策に取り組んでおります。そして、天童市が条例をつくっているんな形で市の責任で各団体をまとめてやっているようになっています。ですから、寒河江市でも対策会議などという作成する機関でなくて、きちんとした交通安全対策に対する指導する立場と、あといろいろな問題が出た場合に対応できるような条例をきちんとつくっていただきたいと思います。

天童市の条例を見ましたら、非常にきめ細かく住民の立場に立って検討されて条例をつくっているようでもありますので、寒河江市でもぜひ来年度ぐらいをめどに検討していただきたいと思います。

あと、通学路の横断歩道とか標識、あと信号機、こういうのも行政というか、警察とか公安委員会にもう少し積極的に働きかけ、自治体である程度調査して資料を提供しないとなかなか解決していかないのではないかと考えております。ですから、この辺もう少し市の方で頑張ってもらっていただきたいと思います。

自動交付機と樹木の剪定をもう少し前向きに検討してもらうように、市長はどういう考えかお聞きしたいと思います。

以上で質問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 9月云々というように担当の方から申し上げたかどうか、私もちょっと確かではございませんけれども、あくまでもあそこは1階でございますから、1階のところにそういう場所を確保しておかないと、後でどうのこうのと言われましても困ると、こういうことで自動交付機というようなものを設置するというようなことの場所を確保しておいた方がよいと思っておいたということでございます。

それで、あそこにあって白岩の方がないのはどうだというようなお話のようでございますけれども、白岩にいたしましても柴橋にいたしましても、あればこれにこしたことはないと言われましようけれども、交通的あるいは時間的に非常に平均化されるといいますか、平準化されているというような状況の中にあるんだろうと思っておるわけでございまして、ですから白岩あるいは柴橋の方が非常に遠い場所なんだというようなことには一概には申し上げられないような状況に空間的にも時間的にも入ってきている現況ではなからうかなと、こう思っております。

そういう中ではパオの2丁目、寒河江ショッピングセンターというのはこれから大変中心市街地の活性化というようなことになるということで、多くの方々が入ってくるだろうということが予想されるわけでございますし、そういう中で寒河江ショッピングセンターも半分はこれを公共的な施設に使用しようということを出したわけでございますから、そういう中にはやっぱり公共的な施設というものをある程度配置するというような考え方もしかるべきではないかなと、このように考えておるところでございます。

それから、街路樹の剪定云々のことでございますけれども、先ほど答弁申し上げたとおりでございまして、何も児童生徒の安全を無視するとか、あるいはどうでもいいから緑だけと、こういう気持ちは毛頭持っていないことは御理解いただかなければならないと思っております。ただ非常に小さいうちから痛めつけるということになりますと、せっかく緑のまちにしよう、花と緑・せせらぎのまちづくりと言っておきながら、緑のないところの歩道、潤いのない歩道ということになりますれば、児童生徒を育成するためにおきましても本当に好ましい状態ではなからうと、こう思っておるわけでございまして、寒河江の子供たちというものは本当に緑を大切にしよう、花をめでようという気持ちが出てきておるわけでございますから、そういう中で行政サイドで小さいうちからどんどん切っていくというようなことは……、ですから実態を見ながら考えようということをお先ほどから申し上げておるとおりでございまして、御理解いただきたいと思っております。

それから、条例の話が出ていましたけれども、あえて松田議員からは答弁を求められておりませんので省略しておるわけでございますけれども、通告もございませんので、そういうことでございます。

以上でございます。

散 会

午後2時16分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。

平成12年6月16日(金曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	佐藤政悦	病院長
布施崇一	病院事務長	保科弘治	教育長
石川忠則	管理課長	草苅和男	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石川忠	社会体育課長
三瓶正博	選挙管理委員会事務局長	安孫子雅美	監査委員
松田英彰	監査委員	真木憲一	農業委員会事務局長
事務局長			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

平成12年6月第2回定例会

議事日程第3号

平成12年6月16日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

平成12年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、14日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成12年6月16日(金)

第2回定例会

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	環境教育について	完全学校週5日制における自然体験や社会体験、自然教育の場としての魚釣り自由区域の設定について	9番 伊藤 忠 男	市 長 教育委員長
8	高齢社会政策について	90%の元気な高齢者の人々のために、温泉と歩くプール建設について		市 長
9	公民館分館の運営について	市有地に建設されている分館の借地料軽減について 運営費補助について 分館の規模の見直しについて	16番 佐藤 暘 子	市 長 教育委員長
10	市政全般について	土地開発公社への委託の現状と改善策について 中長期の財政計画策定の必要性について 再度、チェリークア・パークの現状及び課題について 各種委員会等への女性参加拡大に向けた改善の現状と課題について	17番 川 越 孝 男	市 長 教育委員長
11	市立病院の充実について	緩和ケア病棟(ホスピス)の新設について	18番 内 藤 明	市 長

伊藤忠男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番、8番について、9番伊藤忠男議員。

〔9番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

私は、緑政会の一人として、また、（仮称）寒河江川清流維持対策連絡協議会 1,269名を代表して、通告番号7番、完全学校週5日制における自然体験や社会体験、自然教育の場としての魚釣り自由区域の設定について、通告番号8番、90%の元気な高齢者の人々のために温泉と歩くプール建設について、緑政会を代表して御提言申し上げ、市長並びに教育委員長の御見解をお伺いいたします。

私の議員としての信条は、「行政に企業経営感覚を進める」であります。今、少子・高齢社会の現実を直視するとき、本市計画上では平成12年度で高齢化率22.3%、うち、要介護者は10.3%であります。この10.3%の要介護の人々に、国の政策として介護保険制度が行われております。

それはそれとしても、本市を永住の地として活動し、市の原動力となっている元気な市民4万2,287人にこそ目を向ける政策の必要性を強く感じている一人であります。将来を背負う子供たちや90%の元気で健康な高齢者への政策こそ、今行政に求められている政策だと思っております。

地方分権一括法が4月に施行されました。地方分権社会は自治省が面倒を見てくれる時代の終結であり、税財源の分権は進んでいないが意識の変化はいろんな形で出てきており、分権へのかじは切られたと判断すべきだと思っております。分権とは、地方の時代であり、地域間競争の時代で、今後の地方自治体の勝敗は地域の独自の資源・資産をいかに生かすかだと思っております。

地域の人に人・物・金を引きつける魅力のパロメーターは、事情、旅情、人情の三つ情と言われております。事情とは歴史と文化、旅情は自然、人情は地域の人々の魅力と言われております。この三つの情を行かした政策こそ佐藤市長の政策の根源であると敬意を表するものでありますが、情報技術革命の今を考えると、例えば企業誘致を考えた場合、本市の受注に合わせた工業団地造成などは、日本ナンバーワンと言っても過言ではないと思っております。

情報技術革命時代に入り、立地条件はグローバル時代であり、立地条件は立地条件とならず、三つの情の政策を加えてこそ競争条件の最大有利条件時代に入ったと思っております。

極端な言い方で大変申しわけありませんが、企業誘致運動交渉を行うことより、本市の持つ独自の資源・資産活用政策を発表・実行することの方が、企業誘致の成功率が高い時代に入ったと判断している一人であります。

その資源活用政策として、通告番号7番、魚釣り自由区域の設定、8番、温泉と歩くプール建設を御提言申し上げるところであります。

通告番号7番、魚釣り自由区域の設定についてであります。

平成8年度より建設省が新しく行った施策、水辺の楽校、すなわち、現代の子供たちは自然とのふれあいを通じた遊び・生活体験などの機会が少なく、外で遊ばないことによるストレスと運動不足が心身の正常な発達を阻害している子供の現況を踏まえ、河川の持つさまざまな機能、自然体験や社会体験の場として、河川以外の空間では代替できない特性を生かすべく行われた政策であります。この水辺の楽校については、平成9年6月議会において御提言申し上げ市長、県の御協力・御支援を得て、当時建設省本省河川局長でありました尾田局長さんの御配慮を賜り、本市の幸生猿山沢に日本で4番目に採用となり、現在工事中で、今年度中には全貌がわかるものと楽しみにしているところであります。ただ、地元の人々に、上流に田・畑があり農薬を使っているから魚類は大丈夫かなと聞き、心配しているところであります。

最上川第二漁業協同組合31支部、会員数 3,770人のうち、寒河江川沿線11支部 1,269名の会員がおりますが、いずれの人も寒河江川を愛し、魚捕りの好きな人たちで、寒河江川の現状を心から心配している人たちでもあります。1日1回必ず寒河江川を見に来る人たちでもあります。

昨年の春、寒河江川が真っ青になりました。川底に藻が発生し、藻が繁殖し過ぎて魚が泳げなくなり、コケが生えない状況になり、石と石の間に砂や土が詰まって魚や生物がすめない状況であります。寒河江川が死んでしまう。何とかしなければなりません。

そんな時期、中央公論平成11年8月号に「日本の川はよみがえるか」。中野孝次氏と野田 知佑氏の対談であります。要約しますと、平成10年11月、建設省は岐阜県木曽川河口に自然共生研究センターを設置し、世界最長という長さ 800メートル、幅 2.3メートルの人工河川を3本つくり、1本はほぼ直線、残る2本は蛇行して浅瀬やふちをつくり、川の形状や水流の違いが流域の魚や植物にどんな影響を与えるか、対照実験できる施設であります。20倍の水量で洪水を起こし、結果、直線の川は 130匹、蛇行する川には 600匹、900匹、しかも洪水は川を掃除する役割を果たし、フナ、ナマズ、オイカワ、ドジョウなどが産卵している状況ということであります。

寒河江川の実態はどうだろうか。実験前の人工河川と全く同じ状態であります。寒河江ダム建設後、全国、いや、世界じゅうのダム下流は皆同じ状態で、どこもだめだと結論づけております。そのための共生研究センター設置になったようであります。

平成8年3月議会において、寒河江川の水質と河川現状について、水の駅発想ファブリダム建設について一般質問の折、市長が答弁してくださいました。寒河江川清流維持、稚魚の放流や魚道整備など市長の積極的支援のおかげにて、寒河江川に魚道2カ所、石バネ1カ所。石バネとは、その昔、加藤清正が考案した工法で、土手に当たる水を中央部に押しやるための石積みの土手を、真ん中の川原に向かって10メートルぐらい張り出させる工法であり、石積みだから空間があり、魚がたくさんすみつくし産卵もするという工法であります。そして、寒河江川と最上川との合流点は、魚の産卵場所として最高のところでしたが、泥で砂利層がコンクリートのようになり産卵できず、ヤツメウナギ、自然鮎は壊滅的でありましたが、天童方面への取水工事とあわせて魚道もつくられ、魚の遡上が大変多いと聞いております。産卵も復活するだろうと大変喜んでいるところであります。

一方、現在工事中であります昭和堰の寒河江川において、800ミリから1,000ミリの大石と200から300ミリの石を組み合わせ、大きい魚も小さい魚も遡上しやすいようにと浄化能力を高める方式も取り入れ、魚道専用部分が取り入れられ、今年3月に一部完成しております。実にすばらしいことだと、市長の寒河江川を愛する心、河川・自然を大切に御配慮・御支援に、漁業組合員だけでなく一般市民も大変感謝しているところあります。

特に、漁業組合員として、これほどまでに寒河江川にいろいろと支援してくれる市長に、我々ももっと真剣に考え、我々で貢献できるもの、支援できるものがあるのではないかと機運が高まり、そこに中央公論の8月号、時期を同じくして全国より鮎釣りに来ている人々から苦情が殺到いたしました。反響が物すごく大きくなり、漁業組合の支部長、理事、常務理事の訪問を受け、地元として、基本は寒河江川清流維持、改善を図ることであるが、川を理解してもらうためにも一般の人に開放すべきではないか、川はみんなの財産だとの認識に立つことはよいとしても全部開放できるのか否か、けんけんがくがく検討の結果、市民が、地域の人々が、全国の人々が一番求めているのは何か。そして、お役に立てるのは何か。全員で平成12年春の総会まで検討結果としてまとめることになりました。

平成11年11月17日付、建設省河川局河川計画課より、川に関する活動を行うに当たっての河川行政に対する意見・要望等の調査についてのアンケート依頼がありました。趣旨は、近年環境への関心が高まり、高齢社会への進展、ライフスタイルの変化など経済社会が変化している中で、地域が主体となって個性的で魅力

的なまちづくりや地域づくりを進める機運が高まっている昨今、特に各地域の状況にきめ細かく対応するためのアンケート調査であります。5項目にわたるアンケートで、地域に密着した具体的要望事項、記載項目がありましたので、提出したところであります。

平成12年3月21日、全国から要望があった項目 2,500力条程度のまとめが到着いたしました。要望の中でも特に多いのが、多自然型川づくり、コンクリート河川の絶滅、人と河川とのふれあい、親子・孫との遊び場としての活用、体験学習としての河川の活用が大きく取り上げられております。

建設省河川局の意見・要望集を参考にして、再度協議を行い活動を行うことに決定を見ております。その折、4項目が確認・一致を見たものであります。

第1点が名称。寒河江川清流維持対策連絡協議会とする。

2番目、基本理念。人間が大人になってから精神的異常になったとき元に戻るかどうかは、子供のときに川の水の中で遊んだ経験があるかないかが大きく影響する。その場所を設定、支援を図ること。

三つ目、会員。寒河江川沿線会員 1,269人、1人1名を目標に 2,500世帯とする。

四つ目、当面の目標として、一つ、完全学校週5日制における自然体験や社会体験、自然教育の場としての魚釣り自由区域として高松堰農業用水路上谷沢地区とし、市当局に陳情を行う。その場合、魚の放流、産卵環境等は漁業組合で支援する。通常、河川で禁止されているヤスなどの使用を認める。二つ目、寒河江市安達土木課長が中心となって関係機関に働きかけている寒河江川環境保全推進協議会を、側面より支援を図る。以上、当面の目標として掲げて行動を行うことにしております。

(仮称)寒河江川清流維持対策連絡協議会としては、基本は子供・孫の時代のためになる運動を行うとして、今できるのは何かの中から、市民が、地域住民が、子供の親が求めている、大局的に考えれば今国際的重要課題となっている環境教育、我が国でも環境庁・文部省・建設省が一体となって環境教育の重要性に注目し、「川に学ぶ社会を目指して」として河川法の改正まで行っております。

佐藤市長は、この時代が来るを先見され、大変御苦労もあつたと聞いておりますが、日本で2番目という農業用水路を、多自然型川づくり、玉石積み、自然に、景観に配慮した川、散策路、通学路、自然観察路、そして、当地には珍しいお茶の木を配し、実に美しい蛇行する流れ、用水の温度を高める工夫、親水公園の発想をところどころに配し、まさに日本一の用水路だと私は実感しております。佐藤市長に、そして農政局の皆さんに、心から感謝と敬意を表するものであります。農政局の担当者が何回来たかわかりません。

自称日本一の玉石積み職人の古沢さん、「石積みの基礎コンクリートは、勾配がなければ絶対だめだ。美しく積めない。おれの恥になる。玉石の大きさは1平米における石の数。最下段の石のところを空間をとらないと魚がすめない」、その都度けんかとなり、怒っては帰るし、大変なものであります。しかし、よく考えてみると、我がふるさとは人・物の資源があればこそできた仕事であり、寒河江川に感謝しなければならないと思っております。

今、少子化時代の教育のあり方、現状の世相、子供だけでなく親を対象とした家族教育学級、家族で自然体験を増加させる必要性、それは何か。関係性、気づき、想像力が一番必要だと言われております。逆に言えば、不足しているから必要だと言えるわけでありまして。それには、自然体験でも親子、縦割り子供同士の魚捕りが最高効果があると言われております。

そんな中で、建設省と県で重点施策の一つとして、2002年度の完全学校週5日制に向け、子供の水辺再発見プロジェクトで、子供たちが昆虫採集や魚捕り、散策などを通して自然に親しみ、体験活動の拡大方針を打ち出しております。

山形県の県教育委員会・土木部・文化環境部・農林水産部が打ち出した中で、当市の二ノ堰が「農業用水路の畦道とせせらぎ」に選定されたようでありますが、市民の中で、親子で、家族で自由に魚捕りのできる場所が欲しいですかと聞きますと、100人中100人がぜひお願いしたい、可能性はあるんですかと、あの真

剣なまなざしは恐ろしいほどであります。

今、親として、子供と一緒に、子供の教育の必要性・重要性は頭ではわかっているが、何からどうしたらいいのか迷っているのが本音のようであります。市民4万 3,283人に聞いたら、だれ一人として反対する人はいないでしょうし、もろ手を挙げて賛成してくれるという実感であります。

漁業組合の人と上谷沢地区を調べましたが、これほど魚捕り自由区に適しているところは日本じゅうどこを探してもないだろうと全員の一致した意見であります。これほどすばらしい資源・資産を活用しない手はないと思うところであります。市民の求める政策として、子供の教育の面より考えても必要と思いますが、市長並びに教育委員長の御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号8番、90%の元気な高齢者の人々のために温泉と歩くプール建設についてであります。

この提言については、初めて市議員に立候補の折、掲げ、多くの市民の賛同を得て当選させていただきました。早速、平成7年9月議会にて一般質問をさせていただいております。その後、歩くプールはどうなった、だめなのか、何とか頑張ってくれとの市民の要望が強く、その後も御提言申し上げてきたところであります。今回も、緑政会の会員の中から強い要望もあり、4回目で大変恐縮に存じますが、あえて提言させていただきます。

今の行政を見ておりますと、大変恐縮なことでありますが介護介護で、平成12年度の推計における要介護者数 996人だけに向いているように強く感じられ、当市の活力・原動力になっている4万 2,287人、中でも元気な高齢者 8,666人に目が向けられていないように感じられるとの市民の不満の声が出ているところであります。我々も、理解できるから保険料も払っている。我々の要望も聞いてくれてもよいのではないかと。市の温泉の隣に、歩くプールぐらいつくってくれても罰は当たらないべ。率直な市民の要望であります。

要介護者の人々が占める割合は 2.3%であります。残る97.7%の元気な市民への配慮が、気配りが足りないのではないのでしょうか。要介護の 2.3%の増加を防ぐ対策、未然防止政策こそ必要であり、当市の「明るく美しい元気な町」、財政面から考えても、何を置いてもすべきなのは歩くプールだと思っている一人であります。

パオ2丁目ビル活用の中にも出てきておりますし、90%の元気な高齢者の中でも道路を満足に歩けない人も大勢いると聞いております。歩かなければますますだめになるばかりであります。歩くプールがなぜ必要か、効果についてはあえて申し上げませんが、市の温泉に大勢の人が入浴しております。安いから、温泉が好きだからだけでしょうか。関節や腰の痛い、体のぐあいが悪から来ている人は8割以上だと私は見ております。そのためにも、何とか温泉の中に1メートルぐらい深い部分をつくってほしいという要望が強いのもうなずけるところであります。

この歩くプール発想は私が元祖だと勝手に思っているところですが、平成元年、銀行に勤めていたころ、鮭川村の婦人部に依頼され、「金融情勢とへそくりのたまる方法」の題で講演した折、「支店長、へそくりはわかった。別なことを聞いていいか。支店長は水泳の選手だと聞いたが、おれの足が痛くてよく歩けないんだが、川に行くと痛くないのよ。なしてなんだ、わかるなら教えろ」の一言であります。私は水泳を得意としており、足で水をいかに切るか、水を切るためにあらゆる練習を行いましたが、水の中を歩く発想は全くしておりませんでした。調べてみて、その効果の大きいのにびっくりしたのを思い出します。

これから2025年まで、ますます高齢化率が増加します。自分のふるさとに30年ぶりに帰ってきた以上、何か役に立つべきだと思っておりました。市議会議員に立候補する意思の決定の中に、歩くプールを市民の皆様のためにつくろうと決意したのも確かであります。

成人病が心配される40歳以上の人を考えた場合、2万 3,429人、市の人口に占める割合は54.1%、この人たちのために、90%の元気な高齢者のために、温泉という資源が町の中心部、駅前、市民浴場とたくさんあります。市民浴場の隣に、10メートルの幅、20メートルの長さであれば十二分であります。投資金額は、ざ

っと考えても1億円はかからないでしょう。

自分が歩くプールの元祖だと思っているだけに、全国的に普及していることはうれしいことではありますが、なぜ自分のふるさとの寒河江市にないのか、残念で仕方のないところでもあります。再々再度で大変恐縮ですが、市長の御見解をお伺いいたします。

第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、魚捕り自由区域の設定でございます。

本市では自然と環境に調和する美しいまちづくりを進めておりまして、市民の方々の協力により着々とその成果が上がっていることは御案内のとおりであります。今、環境や自然とのふれあいに対する関心が高まりを見せており、その対応として、各行政施策においてもさまざまな形で配慮してきております。

農林・土木サイドの事業においては、これまで二の堰の親水公園やいこいの森の整備、おっしゃられました幸生の猿山沢の水辺の楽校、そして平塩の鯉ロードなどで取り組んできており、また、このほど水環境整備事業で新たに整備した市役所西側や石持地区のポケットパークは、子供たちが水に親しむ格好のポイントとして人気を得ているわけでございます。このほか、国営で整備している昭和堰、高松堰の幹線用水路も自然や景観に配慮したもので、散策路、遊歩道として親しまれており、また、地域用水機能増進事業による寒河江城址周辺の用水路整備においても、お堀をイメージしたデザインとしており、このたび寒河江小学校2年生と地域住民とで花を植栽するなど、地域に密着した施設となっております。

この事業によるこれからの用水路等の整備については、このように自然や景観に配慮したものの、水とのふれあいが可能なものとしていく考えでございます。

これら自然景観に配慮した施設の有効な利活用を図るために、これまで二の堰親水公園では二の堰祭りや水辺の夜会の開催を支援したり、また、いこいの森の上沼には毎年コイを放流し、子供たちの自然体験の場としてだけでなく市民の釣りのメッカとしても好評を博してきたところでございます。

河川での釣りなどの魚捕りにつきましては、山形県内水面漁業調整規則で漁業や漁法に係るところの禁止制限事項が定められており、また、漁業法に基づき漁業権が設定され、地元の漁業協同組合に免許されています。寒河江市内の河川には、最上川の平塩橋下流 500メートルから上流とその支流等が、御案内のように最上川第一漁業協同組合。その地点から下流の最上川とその支流である寒河江川などは、最上川第二漁業協同組合が漁業権を設定しているわけでございます。

それで、高松堰上流部の温水路への魚捕り自由区域の設定についてでございますが、ここの温水路の川床は、コンクリートなどで固めたものではなく、石、砂利などでつくった自然型の浅瀬でございます。子供たちにも安全な場所と言えると思います。また、用水堰であるため、漁業権も設定されていないところでございます。こうした安全なところに魚を放流し、子供たちが自由に魚捕りを楽しむということは、自然と触れ合う機会の少ない今の子供たちの自然体験の場として最適だと思っております。

ただ、高松堰は現在上流の水の取り入れ口付近におきまして頭首口工事や用水トンネル工事を実施しており、その完成が平成17年と見込まれ、その後土地改良区に管理移管になる予定となっております。また、漁協関係者によりますと、魚のすめる環境にするには、石を配置するなど若干手を加える必要があるということでございます。

このようなことから、魚捕り自由区域の設定実現に向けては、設置者である国はもとより完成後管理移管を受ける土地改良区、それに、放流する魚の確保等において、漁業協同組合などとも十分協議いたしまして協力を得ていく必要があると思います。また、だれがどのような形で管理していくのかというようなことも詰めなければならない課題もございます。

いずれにいたしましても、子供たちを対象とした自然体験の場としては大変結構な場所であり、環境教育、感性教育にもつながるものでありますので、教育委員会と連携を図りながら、実現できるよう検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、歩くプールのことでございます。

人生80年代を迎え、世界一の長寿国となった今日、生涯を通じて健康で生きがいを持って明るく生き生きと暮らすことはだれもが願うことでございまして、このことは、将来にわたる本市発展の活力を保持するためにも大変重要なことでございます。

このため、本市では、ハートフルセンターを拠点としたところの保健・福祉・医療が三位一体となった寒河江型ケアシステムを構築いたしまして、生活習慣病予防、いわゆる成人病でございますが生活習慣病予防、健康増進から在宅サービス、さらには機能訓練に至るまでの寝たきりゼロを目指したところの一貫した施策を展開してまいったところは、御案内かと思えます。

本年4月から、御案内のように介護保険制度がスタートしているわけでございますけれども、それを円滑に運営するとともに、健康づくり・生きがいづくりをさらに推進いたしまして、要介護状態になることを未然に防ぐために保健事業や、介護予防と生きがいづくりのための事業をより一層積極的に実施すべく、「生き生きハートフル寒河江」をキャッチフレーズとしたところの老人保健福祉計画、そして、介護保険事業計画を策定して今年度からスタートさせておるわけでございます、いろいろ新しい市独自の施策というものも取り入れておるところでございます。

また、健康の保持増進のためには適度な運動が必要であり、日ごろからの生活習慣の一つとして、日常生活の中にいろいろな運動を取り入れることを今後さらに推進していくことが重要であると考えております。運動というものは、心肺機能・代謝機能を高めまして、体力の向上・高脂血症予防・高血圧の改善・肥満とストレスの解消など、生活習慣病予防に関してさまざまな効果があると言われております。

このため、本市では、自分の体力等に合わせて健康運動の継続実践を普及するため、健康運動指導士、それから健康運動実践指導者の養成を行い、健康教室などあらゆる機会を通じて健康運動の普及推進を図ってきたところでございます。

中でも、健康運動として最も一般的で身近なものとして取り組まれているものの一つといたしましては健康ウォーキングがありますが、これを市民の間にさらに普及させ、より効果的に実践していただくため、正しい歩き方の指導や消費カロリーの目安なども示したはーとふるウォーキングマップなど、モデルコースの作成を行って普及に努めていることなどもございまして、最近、朝夕などウォーキングを行っている人の姿を見かけることが多くなってきております。

健康運動を今後さらに普及・定着させていくためには、市民一人ひとりが健康状態や体力など個々人にあった最も取り組みやすい運動方法から始めていただくことがまずもって大事なことであると考えているところであり、今後とも、幅広い観点からいろいろな運動方法というものを普及・指導してまいりたいと考えております。

そういう中での御質問の歩くプールでございますが、御指摘のとおり、水中運動は水の浮力や水圧、抵抗というものを利用して、足腰に負担をかけることなく筋肉や骨の増強、心肺機能や全身持久力の向上、そしてストレス解消を図ることができるなど、生活習慣病を予防するための有効な手段の一つであると言われていたことは十分に承知しているところでございます。このため、今年度から実施する肥満予防健康教室の中に、市内の温泉プールを活用したところの水中運動を取り入れていく計画を立てて実施しようとしているところでございます。

しかしながら、歩くプールを建設するということになりますと、御指摘のことも、場所等々もありましたけれども、場所の問題があるわけでございますし、温泉を利用するということになりますといろいろ温泉の問題等々も出てくるわけでございます。さらに、建設や維持管理に多額の経費を要することもございまして、指導者の確保やら運営方法などの問題も生じてくるわけでございます。このようなことから、まずは民間施設や既存施設を有効に活用しながら、市の健康づくり事業の中に水中運動を計画的に、回数の増等も図りな

から取り入れ、市民の健康づくりに活用していくことを検討してまいりたいと思っております。

そのようなことから、歩くプールの建設につきましては、これらの取り組みを踏まえた上で今後に向けた検討課題とさせていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 完全学校週5日制における自然体験や社会体験、自然教育の場としての魚釣り自由区域の設定についてお答えいたします。

学校週5日制につきましては、御案内のように平成4年9月より毎月第2土曜日を休業日とする月1回の学校週5日制が始まり、平成7年4月からは現在のように第2・第4土曜日の月2回の学校週5日制が実施され、今日に至っております。また、平成14年4月から毎週土曜日を休業日とする完全学校週5日制が実施されることが、文部省の教育改革プログラムに明記されております。

学校週5日制が始まり、間もなく8年を経過しようとしておりますが、次第にその趣旨も定着しつつあると考えております。それは、一言で申し上げれば、ゆとりの中で生きる力を育てるということであります。子供が自分の意思で自分の行動を選択・決定するなど、みずから考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力を身につけることを期待するものであります。また、別な見方をすれば、より望ましい成長のためには、それぞれの家庭や地域の一員として、学校ではできないような豊かな体験をすることの重要性が再認識されたと言えます。

人間の成長をすべて学校で賄おうとしたことに対する反省も込められていると考えているところです。

かつて、学校は、文化的にも知識や情報量においても地域の中心でありました。しかし、今日、情報の多様化・国際化が進み、その逆転現象が起こっている状況にあると言われております。このことから、学校が地域に学び、地域の人材を有効に活用するような開かれた学校を目指す大きな要因にもなっているのであります。

さて、こうした背景の中で、豊かな自然体験や社会体験が求められているのは御指摘のとおりであります。教科書などを通して間接的に知識を得ることも重要ですが、ふるさとの山や川に学び、遊び、自然を肌で感じることを通して、子供のときに人間本来の豊かな心を養うことは、人格の形成のために必要不可欠であると考えております。

各学校においても、こうした認識のもとに、現在でもさまざまな取り組みを行っております。例えば、三泉小学校では、「寒河江川で遊ぼう」というテーマで全校生が魚釣りをしたり、チューブ乗り、いかだ下り等の楽しい体験を通し、ふるさとの川に親しむ行事を行っております。

また、田代小学校でも、全校で寒河江川や実沢川で魚釣りや化石探し、石ころ遊びなどの体験の機会を設けております。他の学校においても、川や魚釣りに限らず、地域の豊かな自然を生かした活動を積極的に進めているところであります。いずれにしても、自然のすばらしさや楽しさを実感する経験があって初めて自然を大切にしようとする心が芽生えるものであります。

また、反対に、自然体験の中で川の汚れや自然破壊を目にすれば、子供たちの環境に対する大きな問題意識を育てることにもなるのであります。

さて、議員御指摘のように、文部省・建設省・環境庁の三者による連携プロジェクトとして、子供の水辺再発見プロジェクトが展開されており、全国で約5,000カ所の登録を目指しております。その趣旨は、平成14年の学校週5日制の完全実施までに川で遊ぶにふさわしい場所を選定し、子供たちの遊びや体験活動の場として河川の利用を促進することにより、地域での子供たちの体験活動の場や機会の充実を図ろうとするものであります。そして、そのハード面の整備に当たっては、可能な限り現状の水辺を利用したものになるよう配慮し、建設省所轄の事業制度にある水辺の楽校プロジェクト等を活用して、重点的に整備を行うものとされております。

現在、幸生地区の猿山沢に整備中の水辺の楽校プロジェクトは、まさにこのような背景から整備されてい

るもので、単なる治水整備ではなく自然の変化を子供たちに伝える場、あるいは、子供が遊び自然と共生することが実感できる場であることを基本方針としております。その基礎プランの策定に当たっては、教育委員会も整備検討委員会のメンバーとして参加しております。地域住民はもとより、地元の幸生小学校の子供たちもアンケートに答えております。また、幸生小学校の裏山というとらえ方で、各学年ごとに四季を通じて利用するプログラムが考えられているものであります。

平成14年の完全学校週5日制を控え、議員がお考えの魚釣り自由区域などの環境が整備されることは、豊かな自然体験ができる場所と機会を充実させ、ゆとりの中で生きる力をはぐくむものとして大きな期待を寄せているところであります。そして、寒河江の子供が寒河江のよさを十分感じて成長し、本市の学校教育の目標である「感性豊かで、みずから学び、たくましく生きる児童・生徒」になってほしいと願うものであります。

以上であります。

佐竹敬一議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 大変ありがとうございました。

魚捕りの自由区域については、おおむね、何とかしましようということだろうと思います。ただ、高松堰が頭首口が平成17年までだと言っていますけれども、今、春の期間は水を流しているわけですから、その間だけでも魚捕り自由区域の設定はできるわけですので、その辺をもう少し、何か土地改良区との問題もあるというようなお話もあったようですけれども、なお一層の御努力をお願いしたいなというふうに思っております。

この魚捕りの自由区域の設定というのは、私が発想したのは平成8年のころだったと思いますけれども、大江町の七軒西小学校で山里留学校制度があるんですね。都会から来た子供たちが川で遊んでザッコしえめしたり何かしていると。ところが、地元の子供が全くそれを知らない。逆に、都会の子供について行って川で遊ぶこと、楽しむことを覚えたという新聞記事がありました。何で地元の子供が川で遊ばないのか。都会の子供の方が知っているなんてそんなばかなこと世の中にないんでないかというのが、この魚捕りの発想なんですけれども。

今教育委員長の方からもありましたけれども、一番求められている中で、魚捕りすることが子供の教育に一番有利だというふうなのがありましたので、今回御提案申し上げたところでございます。

それと、もう一つ、西村山地区青少年育成団体協議会ですか、西村山管内の中学2年生 360人、高校2年生 380人、自分の住んでいる市や町に何を求めるかと。1番が、みんなが遊べる施設をつくってほしい。2番目が、自然を壊さず将来に残してほしい。3番目が、楽しいイベントを多くしてほしい。こういうような結果で、結論としては、子供たちはもっともっと遊びたいんだと。遊ぶ場所がない。

大変恐縮でございますが、今の御回答を見ていると、行政の100%といいますか、ミスを起こさない回答で、市民が何を求めているか、それに対応するのが今の行政のあり方だろうと。何かこう、答弁が優等生の回答で、本当の市民の要望は何かというのが何か実感として感じられないというのが私の実感であります。

それと、今時代は物すごい進んでいるし、行政も非常に変わってきたと。建設省にしても環境庁にしても文部省にしても、非常に変わってきているというふうに。我々のところにもそういうアンケート調査が皆来ています。ですから、寒河江市で、我々の漁業組合関係者が先ほど申し上げた魚捕りやそういうものがどこにどういうものが欲しいんだと、すべて、建設省にも県にも来ているはずで。そういう回答が私のところに、手に届いております。

そんな中で、非常に進んでいる中で、私の同僚議員の松田議員も、今自然学校というものが物すごいふえてはいると。ただ、プロとしての指導者がいない。虫一匹、花一個聞いてもそれに答えられる指導者がいないというようなことで、松田議員が今自然学校指導者ということで資格をとるために大変御苦労なさっているようですけれども、これからは、そういう時代だということを先見をしているなというふうに松田議員には特に敬意を表しているところであります。

そんな形で、今回のこの魚捕りの自由区域の設定についてですが、こういう団体から今来ているんです。今月の26日まで回答しなければならぬのでこの一般質問に取り上げたわけですがけれども、川や水の活動団体調査実行委員会、これを今月の26日まで報告しなければならぬんですけれども、そんな形で、今市長と教育委員長の方から前向きなお話をお聞きしましたので、実現するだろうということで回答したいというふうに思っています。全国のネット、全国水環境交流会、それから、NPO法人水環境北海道、NPO法人水環境ネット東北、九州水環境ネットワーク、鶴見川流域ネットワーク、多摩川センター、川のフォーラム、川のイエローページ、社団法人日本河川協会、ここから、私の方の先ほど申し上げた仮称の協議会として今どういうことでどういう実効を果たそうとしているのか、その回答を求められているような現況であ

ります。先ほど前向きな回答がありましたので、答えておきたいなというふうに思っています。

それと、歩くプールの件ですが、大変恐縮ですけれども生活環境課長にちょっとお聞きしたいんですが、市民浴場に1日どのくらいのお客さん、年間でどのくらいお客さんが来ているんですか。生活環境課長、わかりますか。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

伊藤忠男議員 生活環境課長に後ほど答えていただきます。年間でどのくらい市民浴場に来ているか、ちょっとお願いしたいと思います。

それと、何か市にある温水プールを利用したいというような意向なんですけれども、今寒河江市の市民4万3,000人の中で寒河江市内の歩くためのプールを利用しているのが800人くらいいるんです。人口に占める率は1.8%くらいなんです。私は「90%以上の高齢者」と言っています。これが8,666人。これは20%なんです。民間のプールに、行ける人はもう行っているということなんです。私が言いたいのは、そこに行けない、温泉に行って体を何とかしたいということで行っている人に対してやっていただきたいというふうに言っているんです。

その場合に、「維持管理がかかる」というふうにおっしゃっていますけれども、私は、全く逆でないかなというふうに思っているんです。と言いますのは、課長から答えもらえなかったんですけれども、大体年間40万人くらい風呂に来ている。100円とれば4,000万円です。1億円投資して2年半です。40万人の人が必ず歩くとは思わないですけれども、半分としても2,000万円。1億円かけても5年。ただで私やるべきだと言っているわけでもないんです。何かこう、回答を見ると、行政で考えていることであって、市民の要望が入っていない。頭だけで考えている。じゃ、我々市会議員は何のためにいるんだと、こういうふうになると思うんです。

歩くプール、ちょっと誤解しているのかなと思いますけれども、歩くプールの場合は温泉は絶対使いませんからね。温泉を使ったんでは、体に逆に悪くなるわけですから。空気の抵抗と水の抵抗は883倍違うわけですから。100メートル歩けば2,000メートル歩くくらいの効果、もうそれ以上あるんです。正式に言えば、1メートル歩くことで883メートル歩いたことになるんです。でも、上半身が出ていますから100%は見られない。ですから、10倍、20倍、30倍の効果があるというふうに見ているんです。

温泉を利用してくださいと言うのは、排水する温泉、温泉に使った温水を、ただ室内温度のために周りに循環させるだけの効果だけなんです。中は水です。温泉は使いません。ただ、民間のプールでも金がかかるのは、室内の温度を高めるためにかかるんです。それを、市民浴場なら市民浴場に使った温泉を周りに配管すれば、それだけで温度が出るんです。ですから、維持管理なんかかからないんです。20万人なら2,000万円入るわけでしょう。例えば、そういう技術者が欲しいというなら、民間から何ぼでも採用できるわけです。だから、何か、前向きに考えようとしなさいといいますが。じゃ、よその市町村ではどうかと。皆やっている。その辺非常に私もいだちを感じるわけですけれども、歩く温泉プールについて再度市長に御質問申し上げます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 歩く温泉プール、何回も御質問を受けたわけでございますけれども、さっき申し上げましたように、建設するとなりますとそれなりの投資が必要じゃないか、あるいは適当な場所があるかどうかということもあるわけございまして、あるいはまた、管理する上におきましてただ水の中で歩かせればいいということじゃなくて、いろいろ、何ていいますか、今言うところの指導員みたいなとか、あるいはそれに付随したところの体の調子を見てくださるような医療面からの対応というようなものも、これも当然、公の施設としてつくるといことになればそのくらいな体制というものはとらざるを得ないのではないかなと、こう思っているわけございまして、ただ10メートルの幅で20メートルの場所だけあればいいというだけの問題ではないのかなと、こう思ったわけでございます。

それから、もう一つには、ちょっと私の方の誤解と申しますがあったわけでございますけれども、温泉でと、こういうような話でございましたので、温泉を利用するということになりますとこれまた非常に場所的な制約もあるわけでございますが、今詳しくおっしゃられましたように温泉は利用しないんだと、排湯の熱を利用しての室内温度を高めるためにただ使うだけだと、こういうことでございますから、ちょっとその辺の私の方との行き違いがあったわけでございます。水でいいんだと。ただ室内を暖めればいいんだと。それを温泉を利用してできないかと、こういうような御提案でございます。

それこれ考えましても、今すぐというわけにはまいらないだろうと、こういうような先ほどの1問での答弁になるわけでございますけれども、したがって、ことしから本格的に民間の施設やら、あるいは既存の施設というものを使って歩くプールを利用させていただくと、こういうようなことを考えておるわけございまして、来年度当たりからならばさらにその回数などもふやして、いろいろ市民にアピールしていこう、そして、成人病、生活習慣病ですか、そういうことにならないようにというような対策を講じてまいりたいと、こういうことでございますので御理解いただきたいと、このように思っておりますのでございます。

佐竹敬一議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 ありがとうございます。

ただ、一つだけ申し添えておきますけれども、維持管理あるいは指導者というようなことを心配なされているようではありますが、今寒河江の住民にはそれだけの人材がたくさんおります。今もそういう派遣制度を全部やっております。そんなことで、質問する限りにおいてはそういうものを、体制を全部理解しないと質問できないというふうに思っておりますので、その維持管理とかあるいは指導者、そういう人は、寒河江市にはたくさんのお人材がおりますので、その辺は御心配なく、ひとつ再度、実現するように御要望を申し上げまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号9番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、市民が関心を寄せ改善を望んでいる公民館問題について、市長並びに教育委員長に順次質問をしてみたいと思いますので、誠意ある御答弁をお願いいたします。

公民館、それは社会教育法により設置することとなっており、社会教育活動の拠点として大きな役割を果たしております。殊に、地域にある公民館分館は住民の身近な交流の場であり、研修の場であり、地域づくりの拠点となっているものです。公民館に関する質問は、これまでに同僚議員により何度も行われてきておりますが、パオビルの取得をめぐり、公民館の活用なども含めて質問をしてみたいと思います。

最初に、市の所有する土地に建設されている公民館分館の借地料軽減についてお伺いいたします。

寒河江市には、現在、市内を大きく四つに分けた南部地区、高松地区、柴橋地区、東部地区の地区公民館があり、そのもとに、57の分館があります。同僚議員が以前、公民館問題についての質問の中で、地域の分館はどのように位置づけられているのかと尋ねております。その問いに教育委員長は、各地域にある分館は、地域で設置し、維持管理をしている自治公民館であるとともに、社会教育法により設置されている公民館の目的達成のための施設であると位置づけています。

分館は、加入世帯が22世帯といった小規模のものから 924世帯といった大規模なものまでまちまちであり、活動の内容もさまざまです。その成り立ちも、古くは地域の中に集会所的なものが欲しいといった意見から、地域住民が積み立てをしたり、あるいは負担金を出し合いながら建設をしてきたのが始まりのようです。それが、社会教育法により地区公民館の建設が行われ、公民館の課題である教養や文化、スポーツなどを広く市民に行き渡らせるために、集会所的なものも含んで地区公民館の分館として取り扱われていったようです。ですから、世帯数がたった22世帯といった規模の小さなところから 924世帯といったマンモス分館に至るまで、市の条例によって館長・主事を置き、教育委員会が委嘱しています。地区公民館から分館に対する指導や援助などもあり、各分館ではそれぞれに特色ある事業に取り組み、生涯学習のとりでとして、また、地域社会づくりに大きく貢献をしてきました。

しかし、この公民館活動が財政的には大変苦しい運営を強いられていることは、市長も教育委員長も御存じのことと思います。分館の運営費は、加入している世帯からの維持費と公民館使用料収入に限られております。また、分館の建物が市の所有する土地に建っている場合は、市に借地料を払っています。その数は6分館あります。中心市街地で固定資産の評価が高い場所に建っている分館は、高いところで年間三十数万円の借地料を支払わなければならない、分館の予算に占める割合は1割から5割など非常に高くなっております。

分館は、地域住民が市の補助などを利用しながら建物を建て、運営費を出し合って運営しているのです。地区公民館分館は、自治組織であると同時に、行政が進めていくべき社会教育の拠点としても重要な役割を果たしています。財政的な理由から分館活動に支障が出たり社会教育活動の目的が達成されないといった事態にならないように、借地料の軽減、または無料化を考える必要があると思いますが、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、運営費に対する補助についてお伺いいたします。

この件についても、過去に同僚議員が質問をしております。平成6年度までは、各分館に運営費補助ということで各分館に1万円ずつの補助金が出されておりましたが、平成7年度からは打ち切れ、生涯学習支援事業に振りかえられたということです。生涯学習支援事業は、公民館だけが対象というのではなく、いろんな団体が対象となる事業です。総枠が200万円と限られた中では、なかなか利用できない、利用しづらい制度という声も出されております。

長寿社会の到来とともに少子化、青少年による犯罪が多発している昨今、生涯学習の必要性や地域社会の連帯、そして地域社会の教育力の必要性がますます重要視されてきております。そのとりでとして活動を展開していくことが公民館分館活動だと思います。活動を支える物心両面の支援がぜひ必要と考えますが、教育委員長のお考えをお伺いいたします。

次に、分館の規模の見直しについて伺います。寒河江市の公民館分館は、現在57分館があると聞いております。この57分館の成り立ちにはさまざまな歴史や経緯があり、一分館の抱える町会の数も世帯数も非常にばらつきがあります。高松・柴橋地区には集落ごとに分館があり、その規模も、木の沢の22世帯86人と最も小規模の分館も含まれております。それに引きかえ、旧寒河江市には、三泉、西根地区を含む東部地区には23の分館が含まれております。その中でも最も規模の大きいのがひがし分館で 924世帯、人口は 3,419人です。

小規模分館と大規模分館とでは、おのずからその活動内容やスタイルが違ってくることは当然のことです。分館は、地域に根差したコミュニティー活動、文化や教養を高める拠点としての役割を持っていると思いますが、ひがし分館等においては22の町会、世帯数 924人口 3,419名を擁する巨大組織となっているのです。余りにもエリアが広いために、公民館の行事にもなかなか参加しない、できない。駐車場がないために車で行くこともできない。町内会の総会や集まりにも、公民館を使用することが全くないといった町内会がふえてきております。一つの分館が、距離的にも、世帯や人口規模でも大き過ぎるために、分館としての機能が発揮できないばかりか、管理運営に当たる館長や主事も大変な苦勞をしているのが実情です。

1分館としての機能を十分発揮できる規模とは、どれくらいと考えておられるのでしょうか。また、分館の分割ということも考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

分館とともに、地区公民館の見直しも必要なのではないでしょうか。

寒河江市の公民館は、中央公民館のほかに東部地区、西部地区、南部地区、柴橋地区の四つの地区公民館がありますが、西部地区、柴橋地区、南部地区の三つの地区公民館は、それぞれに集落あるいは旧町村を一つのブロックとした地域を守備範囲として存在しています。三つの地区公民館の中で分館の数が一番多いのは西部地区で、20分館で世帯数 2,041、人口 8,601人となっております。柴橋、南部地区にはそれぞれ七つの分館がありますが、世帯数では柴橋地区 1,372、南部地区 1,318、対象人口は柴橋 5,522人、南部地区 4,829人とほぼ同じ規模になっています。

ところが、東部地区公民館は、寒河江地区、西根地区、三泉地区と三つの地区を担当する非常に広い守備範囲を有しています。東部地区管内の分館の数は23分館であり、世帯数も 5,808世帯、人口は2万 4,065人と、寒河江市の人口、世帯数のほぼ半数を占める数となっています。

このような大規模なエリアを一つの分館が担当することには無理があるのではないかと私は考えます。

東部地区公民館は、現在、文化センターの中の中央公民館と同じ部屋に入っており、職員の方も中央公民館の仕事と兼務しながら仕事をされています。東部地区公民館のエリアを見直し、地区公民館の機能が十分に発揮できる体制をつくっていくべきだと思います。公民館の仕事に携わっている人は、東部地区公民館がどこにあって担当の職員がだれなのかわかっていると思いますが、一般市民にとっては、中央公民館も東部地区公民館も区別がつかず、どこがどんな仕事をしているのか皆目わかりません。もっと市民の身近なところで公民館活動や社会教育活動をリードしていく存在であってほしいものです。

そこでお聞きしますが、東部地区公民館の規模を見直す考えはないかどうか。東部地区住民の中心部に位置するパオビルに、東部地区公民館を移す考えがないのかどうかお伺いいたします。

以上で第1問を終わります。市長並びに教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

公民館の役割と目的につきましては、社会教育法第20条にうたわれており、これを推し進めるため、寒河江市公民館に関する条例におきまして、市では中央公民館及び4カ所の地区公民館を設置しておるわけでございます。また、御案内のように、各地域に公民館が置かれておるわけでございますが、これは昔からの組織として、一つの集落または複数の町内会単位ごとの地域における自治活動の拠点施設として位置づけられている自治公民館であるわけでございます。また、社会教育法上の目的達成のための施設にもなっておるわけでございます。

市の公民館整備事業費補助金交付規程は、こうした自主独立の自治組織である自治公民館の建設事業や管理運営面に補助を行うとするものでございまして、地域における自治公民館としての機能を十分に発揮できるように支援しようとするものでございます。

議員の質問の趣旨からいたしますと、市有地を借りて建設されているのは自治公民館でありまして、運営費総額に占める借地料の割合が大きく、公民館運営上大きな負担となっているということであり、活動しやすくするためには借地料を無料にするとかもっと低くしてもらいたいということのようでございますが、借地料の負担感はわからないわけではございませんが、用地を取得して公民館を建設した地域との均衡というものも考えますと、応分の負担はやむを得ないものと考えておるわけでございます。

公民館は、その地域の住民の施設でございまして、歴史的に地元住民の意思と負担により用地が確保され、整備されてきたものでありますし、公民館活動を支援するための公民館整備補助金交付規程におきましても、補助対象といたしましては、公民館の新築または購入、それから改造または増築、そして備品購入、そして駐車場舗装の費用を対象としておるわけございまして、公民館用地の購入や借り上げに要する費用は補助対象とはしてはおらないところでございます。

以上のことから、公民館用地は必要に応じて地元住民の意思と負担により確保すべきところでございますが、地域によりましては適地が見つからないところもあり、また、たまたま市有地があったことから地区の要望により公民館用地として貸し付けられる場合があるわけでございます。

市有地の貸付料の算定につきましては、これまで慣例により固定資産税評価額の6%相当額を年額としてきましたが、この4月からはその土地の面積の適正な価格、いわゆる実勢価格の4%相当額を年額としておりまして、幾分軽減されております。また、この4%という料率は、市有財産のうちの行政財産の目的外使用許可の料率を準用したものでございまして、県や山形市などの例も参考にして設定しておるわけでございます。公民館用地の場合は、4%で計算した額からさらに4割を減額して貸し付けしており、負担の軽減を図っているところでございます。

公民館は、その地域に居住する住民の意識と負担により管理運営される施設であり、その地区固有の財産であろうかと思えます。用地を取得した他の地域との負担の公平を期する必要もありますので、借地料については御理解・御了解いただきたいと思えます。

なお、公民館用地として無償で貸し付けしている土地もあるわけですが、こうした土地は登記上の手続から地元より市に寄附されたものであり、そのまま地元へ貸し付けしておるものものございまして、以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 まず、自治公民館への運営費補助について、御質問にお答えいたします。

地域における自治公民館の位置づけとしては、一つは、学習、文化、芸術活動、スポーツ、レクリエーション活動を通じた生涯学習の拠点施設としての役割があります。二つ目は、地域の課題や身近な生活の問題などに対応する、まちづくり・地域づくりの機能を果たす拠点施設として大きな役割を担っていると考えます。

各地域ごとに存在する公民館は、地域の自治公民館であります。市行政と自治公民館活動の連携を密にするため、市が設置する各地区公民館の分館として位置づけ、行政の情報の提供と公民館活動の支援体制を整えながら、社会教育の目的達成を図っているところです。このようなことから、自治公民館の新築・改築、さらには備品購入等に対しては、公民館整備事業費補助金を交付して支援しているところです。

平成11年度には、補助制度の充実を図るため、建築費の補助基準単価の見直しをするとともに購入備品の対象品目と補助単価の見直しをしております。最近では、松川公民館、南新町公民館、東新山公民館の自治公民館建築に対して補助を行ってきたところです。

自治公民館の運営費に対する財政的な援助についての御質問であります。それぞれの自治公民館の規模と事業内容によっても住民の負担の違いがあると思いますが、運営としては、自治公民館を構成する住民が、みずからの負担で施設の維持管理と自主的に事業を実施していくのが自治公民館だと考えております。以前に、自治公民館に公民館分館活動謝金を交付していたことがありましたが、自治公民館は自主運営が本来の姿であることから、一律の補助金の交付は見直しをさせていただいたところです。

それに加えて、生涯学習の機運の高まりに対応し、平成4年度からは研修会や講演会、教養講座など、自治公民館活動の積極的な取り組みを援助するため、講師の招聘の一部を助成する生涯学習支援事業を実施してきたところです。

さらに、公民館連絡協議会で指定しているモデル公民館に対しての活動補助金については、引き続き継続してまいりたいと考えているところです。

また、今年度から、自治公民館活動と関連して、地域の子供は地域で育てることを支援するため、モデル子供会の補助金の交付団体数を拡大し、制度の充実に努めているところです。

次に、自治公民館の規模の見直しについての御質問にお答えいたします。

本市には、中央公民館と四つの地区公民館があり、社会教育の拠点としての自主事業を展開しながら、さらに、自治公民館として位置づけられている57分館との連携により、さまざまな共催事業の実施と支援をしております。

地区の自治公民館は、それぞれの地域の方々長い歴史の中で、地域活動の祭りや共同作業、そして、さまざまな事業を実施するときの拠点施設として活用されてきたものであります。これらの活動の中で培われた連帯意識が、まちづくりの大きな原動力になってきたものと思います。自治公民館は、施設というより、地域の公民館として事業を企画し実施するためのしっかりとした運営組織と、参加する人のつながりが公民館にとって最も大切なことと言えます。その意味から、一概に自治公民館のエリアの大きさや構成する世帯数によって、公民館としての適正な規模をはかることは難しいことだと考えます。

また、パオ2丁目の施設を自治公民館として使えないかという御質問ですが、自治公民館については、地域の方々土地や建物を整備し、自分たちで自主的に管理・運営する施設でありますので、特定の地域の自治公民館として位置づけることはそぐわないものと考えます。パオ2丁目ビルは、広く会議や集会のために使用するのであれば利用をいただける施設であると思います。

次に、東部地区公民館の規模を見直し、地区の中心部に位置するパオ2丁目ビルに移転する考えはないかとの御質問にお答えします。

本市には、全市的な事業を担当する中央公民館と、東部・南部・柴橋・西部の四つの地区公民館があり、それぞれの地域とのかかわりの中で公民館としての機能を十分果たしているとともに、歴史的な経過の中で市民に定着しているものと考えているところであります。また、パオ2丁目ビル活用についての検討結果では、地区公民館入居については計画されておられません。さらに、職員の配置について言えば、中央公民館と東部地区公民館を担当する者が、相互連携により事業の推進が図られているところです。以上のようなことから、文化センターの中にある東部地区公民館だけを分離しパオ2丁目のビルに移転することは、現在では考えていないところであります。

今後とも、地区公民館として各地区の社会教育団体の方々や自治公民館とのより一層の連携を図りながら、活動の支援に努めてまいりたいと思っているところであります。以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただいたわけですが、予想していたとおり、大変むだのない名答弁でございました。

2問目、質問してまいりたいと思います。

借地料は平成12年度から実勢価格の4%になったということですが、こういう出し方といいますか、これによって、それでは平成11年度までの借地料が安くなるのかということになりますと、そうではないようですね。実勢価格といいますのは、やっぱりその年その年の地価の変動といいますか、固定資産の評価の高いか低いかによっても、この4%の額というのは違ってくるといふふうに思います。ですから、平成11年度との比較をちょっとしてみたんですけれども、平成12年度の方がかえって、幾らかではありますけれども高くなっているというところもあったわけです。ですから、これは、その年その年によって値段が違ってくるといふことがあるかと思えます。これは、3年に一遍の固定資産の評価替えのときには変わるかもしれないけれども、3年間は同じだというようなことでしたけれども、やっぱり借地料の負担の軽減にはならないということだと思えます。

借地料を引き下げることについては、他の分館は自分たちで土地を購入してそこに建てているのであるから、それとの整合性もあるというようなことを市長はおっしゃいました。確かに、分館で、地域で土地を求めて負担をして建てているというところがあります。そういうところは、やっぱり地元負担を大分したといふふうに思いますが、それは購入するときには大変かもしれませんけれども、でも、そこはその地域の団体の所有になるわけですね。ですから、それは自分たちのものになるということなんですけれども、借地をして建てている公民館については、何十年借地料を払っても自分たちのものにはならないということだといふふうに思います。ですから、そういうことを考えますと、やはり同じ公民館活動をするに当たっても、借地料の負担がどこまでもつきまとう地域の自治分館、そういうものがある限り、本当の地域のコミュニティーを図る、そして、公共的なそういう活動をする、そういうことにはならないのではないかといふふうに思うわけです。

この借地料の条例上は、寒河江市の普通財産の交換、譲与、無償貸与に関する条例というものの中の第4条が当てはまっているんだといふふうに思うんですが、第4条では「普通財産は、次の各号の1に該当するときはこれを無償、または時価より低い価格で貸し付けることができる」といふようになっておりまして、その として「他の地方公共団体、その他公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき」といふような項目があるわけです。ですから、これは無償にすることも可能だといふ条文だといふふうに私は思うんですが、これを無償にできないというのは、やはりほかの公民館とのいろいろな整合性があるからだといふふうに、そういうお答えなのかなといふふうに思うんですけれども。

そういうふうに言いますと、パオビルに今回入ることになっております、5階に入るライオンズクラブとか臥竜ライオンズクラブ、ロータリークラブ、そういうボランティアの団体、それは無償で入るといふふうになっておりますけれども、そういう無償で入るといふ、何でそれが当てはまるのかといふふうなことになりますと、この第4条がそれに当てはまるのかなといふふうに思うわけですが、ライオンズクラブや臥竜ライオンズクラブがこの第4条に照らして公益事業の用に供する団体であるということによって無償にするのであれば、公民館もそれに当てはまるのではないかと私は考えるわけですが、その点いかがなんでしょうか。それ1点、お伺いをしたいと思います。

それから、運営費の補助についてですけれども、さまざま建設費に対する補助とか備品に対する補助とか、そういうものがついているんだといふふうなお答えでした。確かに、新しく建設をする、あるいは増築・改

築をするときには、それに当てはまる部分があるというふうに思いますが、古くなって雨漏りがするとか畳がえをしなければいけないとか、さまざまな増改築をしなければならぬところが出てくるといいまでも、それが該当しないものがたくさんあるわけです。例えば、屋根がえですとか畳の交換ですとか床の張りかえとか、そういうものは該当しないわけですね。それは、その自治公民館の分館の中で、それを自分たちの力でやりなさいということだと思えます。

しかし、先ほども申しましたけれども、運営費補助、平成6年までは1万円ついていたんだけれどもこれもなくなったということで、分館の館長や主事さんたちが非常に不満を漏らしていたことを私は聞いております。

また、生涯学習の支援事業も、講師の謝金に対してこれを使えるんだということだったんですが、この額、総額で200万円ということになっていきますけれども、これが昨年までですと1回5万円を限度として3回まで使えると。ですから、これは15万円使えたわけですがけれども、ことしからはこれが3回で5万円というふうに、頭打ち、3分の1に減らされたということなんです。

また、分館の活動振興補助金というものが、これは1地区当たり2万5,000円、これを8地区に出していたということなんです、これもことしからなくなってしまったということのようです。そのかわりに、子供たちの育成に対する補助金としてそれを振り向けたというような形になっているようですけれども、子供たちのそういう社会教育活動に対する補助金をふやすということは、それは大変結構なことなんですけれども、一方を減らしておいてその財源を生み出して、減らした財源で子供育成の方にそれを振り向けるというようなことというのは、とんでもないことじゃないかというふうに思うんですね。

公民館の運営に当たっている主事や館長などは、本当のボランティア活動でありまして、1年間に1万5,000円とかそれくらいの手当しかない中で、仕事も犠牲にして、家庭も犠牲にして、地域の公民館活動のために一生懸命になっているわけですが、そういう人たちのボランティアの精神に支えられているわけです、この分館活動といいますのは。ですから、これは、地域でつくった分館だから地域でどうにかしなさいという答えでは、余りにもこれはひど過ぎるんじゃないかというふうに思うんです。

先ほども言いましたけれども、高齢化社会、それから少子化社会、また、青少年の非行が多発しているそういう状況の中で、社会教育活動というのはもっともっと進めなければならない事業だというふうに思うんですが、それに対して年々この補助金、そういうものが減らされていっているということは、本当に大変なことだというふうに思えます。ふやしていくのが当然だというふうに思うんですが、その点、もっと公民館運営に対する補助金、または増改築に対する適用範囲を広げるとか、そういった手当てをすべきだというふうに思いますが、その点いかがお考えかお伺いをいたします。

それから、分館の規模の見直しについては、これは地域の人たちがつくり上げてきた分館だから、こういうふうに見直しをしなければいけないとかここからこっちはこうというようなことを、行政としてはそういうことはなじまないというような答えだったというふうに思います。ですけれども、これもやっぱり、私はひがし分館の範囲にいるわけですが、ひがし分館の例をとってみますと、非常に範囲が広がっております。1年に1遍も公民館を使用しない、そういう町内会もたくさん出てきているわけです。

公民館活動は、もちろん、館を使用するというだけではなくて、その館を中心としていろいろな社会教育活動、そして教養や文化を高めていく、そういう目的があるんだということで、それは理解できるんですけれども、そういう活動にもなかなか参加しづらいという現状があるわけです。まして、ひがし分館の場合は、駐車場もございません。ですから、地域が離れているところの町内会からは、なかなか参加しづらいというようなこともあるわけです。ですから、そこに住んでいる住民たちが、自分たちの公民館を持ちたい、そういう動きが出た場合、確かにひがし公民館から脱会をしている町内会も出てきているわけです。ですから、今どこの公民館にも所属しないで、そういう公民館活動というものにも参加をしていないという町内会

があるわけですが、そういう町内会が自分たちの分館を持ちたいとしても、土地の購入の問題ですとか建設費の問題ですとか、そういう問題があってもなかなか自分たち独自の分館を持つことはできない、そういった場合に、やはり公共的な施設の中にそういう分館を入れてもいいのではないかと私は考えているところです。

いろいろな人の話が聞こえてくるわけですが、ひがし分館そのものがあのパオの中に入ったらどうなんだというような意見も出ているわけです。ですから、パオ取得の目的は、やはり地域の活性化、地域の商店街の活性化とか、人の流れをよくして町を活性化させるために購入するという目的があるわけですので、そういう目的からすれば、やはり地域住民に開かれた公共的なものに使っていくというのも一つの考え方ではないかと私は考えているところです。

東部地区公民館についてもそのことが言えると思うんですけれども、やはり文化センターの中に中央公民館、そして東部地区公民館が一緒に入っているわけですが、一つのフロアの中で表示一つなんです。ここが中央公民館、ここが東部地区公民館というような表示がされているだけで、全く区別がつかないという状態だと思います。ほかの地区公民館は、一つの施設がちゃんとありまして、そこに主事・館長が配置されておりまして、住民が気軽にそこに行っているいろいろな相談をしたり交流を深めることができるわけですが、東部地区公民館の場合はそういうこともなかなかできない。どこに職員がいてどういう担当をしているのか、それさえもわからないという状態だと思うんです。ですから、もっと地域に開かれた地区公民館であってほしいと思うわけです。

西根、三泉地区は、昔からの集落にある公民館が一つにまとまっているわけですが、そこはそこでまとまりをつけて公民館運営をすることができるというふうに思うんですけれども、寒河江地区の場合は非常に多くの世帯数を擁しておりますし、それを一つにまとめていくということになりますとなかなか職員の方も大変だろうというふうに思いますし、分館長や主事の方たちも、その運営に非常に苦勞をしているわけです。ですから、パオの中に、東部地区公民館を入れるというようなことも一つの考えではないかなというふうに私は思っているところです。それについての御見解を伺いたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 貸し付けしておるところから使用料をちょうだいするというようなことは、先ほども申し上げましたけれども、やっぱり貸し付けしているわけですからそれなりの御負担をちょうだいしなければならぬという考え方でございまして、その具体的な額の算定につきましては、先ほど申し上げましたように、評価額とか、あるいは実勢価格とか、あるいは割り落としとかいろいろ考えて、そしてなるべく負担にならないようなことをやっておるんだというようなことになろうかと思っております。

それから、これはあくまでも自治公民館でございますから、お借りしている自治公民館の場合ですとそれなりに借地料もあるわけですがけれども、自分たちで土地を求めてそこに建設して運営しているというのが非常に多いわけでございますので、そういうこともやっぱり考え合わせなければならぬだろうと、こう思っております。

それから、奉仕団体、ライオンズとかロータリーとの関係はどうかというようなことのお尋ねでございますけれども、自治公民館というのは、これは地域づくり、あるいはその中の自治活動というものの自分たちの活動というもの、あるいは生涯教育活動というものが主体になっておるわけでございますけれども、ライオンズとかロータリーということになりますと、これは奉仕活動だというようなことですから、公民館の自治活動というのと、それからライオンズ等の奉仕活動というのは、それは性格としておのずから違うのではなからうかなということで、着目して、パオ2丁目寒河江ショッピングセンターを使用させる場合につきましては、ライオンズ、ロータリーにつきましては賃借料というのはとらないというように考えたところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 佐藤議員の第2問についてお答え申し上げます。

まず、補助金関係ですが、補助金には、建物等に対するハード面の補助と、それから運営面の補助等ソフト面の補助というふうに考えておりますけれども、ハード面の補助については、この補助制度の充実を図るということで、平成11年度から建築への補助基準単価の見直しとか、先ほど第1回目の答弁でお答えしましたけれども、備品等の対象品目、それから補助単価の見直しというふうなことで、現状に合うような形で見直しをしているということで御理解をいただきたいというふうなことでございます。

それから、ソフト面の補助については、かつて一律1万円というふうにやっておったわけですが、そういうのでなくて、現在、情報化・国際化、あるいは高齢化・少子化なんていうふうに言われておりますけれども、生涯学習化というものも確実に定着して充実してきているというふうに思っております。そういったことをさらに支援するというような意味で、生涯学習支援事業という形で補助を行っているというふうなことでございます。

また、子供会育成というふうなことについてかわってきているということですが、これも時代の要請、現状の教育のありよう等について、地域全体が地域の子供たちを育てていくという、そういう視点を大事にしながら、子供会の育成に補助をするというふうなことで取り組んでいるところでございます。

それから、ひがし分館をパオの中というようなこともあったわけですが、先ほど市長からもお話しありましたけれども、パオの中にそういう施設を移すのではなくて、パオの中の教育・文化的な機能を十分生かしながら御利用いただくというふうなことでお願いしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 借地料の問題、ライオンズクラブとかロータリークラブとか、そういうボランティア団体が無償で借りることができるということについては、それが悪いというわけではないんですけども、何を基準にして無料化になるのかということが私たちは合点がいかないわけです。この点については、後ほどまた別の方が質問をすることになっておりますのでその中で深めてもらいたいというふうに思いますけれども、寒河江市の財産の交換、譲与、無償貸与に関する条例の中の第4条の中では「普通財産は、次の各号の1に該当するときは無償または時価より低い価格で貸し付けることができる」となっているわけですが、これ、現在は、「市有財産の目的外使用の料率というので決めている」というふうに市長はさっきお答えになりましたけれども、これは幾らにしなければならぬというような基準はないのではないかと私は思うんです。低い価格で貸し付けることができるということに当てはめるならば、これをもっと引き下げることも可能ではないかと私は考えております。ですから、本当に財政的に厳しい分館活動の現状を考えていただいて、もう少し利用しやすい公民館にさせていただきたいと、こういうことで、借地料の引き下げのことを再度お考えいただきたいというふうに思います。

それから、運営費の補助については、ハード面とソフト面でいろいろ改善をしているんだというふうな答弁でありましたけれども、確かに、補助基準の見直しとかそういう改善をなされているというふうに思いますけれども、適用する範囲といいますか、それがまだまだ狭いというふうに思います。ですから、本当に必要な部分に対して適用になるような見直し、そういうことも進めていただきたいというふうに考えているところです。

あとは、分館活動というのは、非常に地域住民にとっても、また、寒河江市全体にとっても大切な社会教育の一つだというふうに思いますので、これを進める上からも、時代の要請で子供会に対する補助なんかもふやしていったというふうなことがありますけれども、もう少し、分館活動に対するそういう運営費の補助というようなことも考えていただきたいということを要望いたしまして終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほども答弁申し上げたとおりでございます。この使用料につきましては、自治公民館の、あるいは分館という看板も持っているわけでございますけれども、その果たす役割というものを認識しながら、低額に抑えるという考え方から、先ほども申し上げましたように、料率を低くしたり、あるいは、さらにそれから割り落としをかけたりのようなことをやっておるわけでございますので、これは御理解いただけるのではなかろうかなと、このように思っております。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時43分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱がれても結構でございます。

川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号10番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男君 登壇〕

川越孝男議員 私は、社民党市民連合の一員として、通告している課題について順次質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

まず初めに、土地開発公社への委託の現状と改善策についてお伺いいたします。

私は、土地開発公社による土地の先行取得を否定したり批判するものではありません。これまでの役職員の皆さんの御努力によって良好な経営状況にあり、評価をしているところであります。しかし、運用面では多くの問題もあります。したがって、それらを是正する立場から、昨年の6月議会に引き続き、重ねてお伺いいたします。

開発公社への委託による土地の先行取得の問題点の一つは、地方自治法で定められている議会の議決権が実質的に形骸化されてしまっているということであります。

二つには、実施計画に関係なく、土地の先行取得がなされていることであります。

その結果、三つ目の問題としては、市が買い取る時期やその財源が明らかでないために、財政硬直化の要因をはらんでいることであります。

そして、四つ目には、公社の役員に市議会議員が就任していることから、市で取得する時点で、議会で議決すべき事案についても、それ以前に、公社の理事という立場であっても同一人がその事案について先に決定するというようになってしまうことであります。

そして、五つ目には、公社が情報を公開されていないために、理事会内部の運営が閉鎖的で、本来すべての資料について十分審議すべきところだが、すべてを明らかにされず制限されている実態もあるわけであります。

さらに、今議会の初日の予算審議の際に明らかになりましたが、市の委託で土地開発公社が取得した市役所駐車場用地を、市が借りて整備し、市で買い戻す平成17年3月までは市が借地料を払って使用するという、こういうことも明らかになりました。

また、用地交渉が難航し中断状態になっていた市道石川西洲崎線道路改良事業の用地取得事業の委託を受けた公社は、補償内容の確定によって、先ごろ取得費に2億900万円の増額補正を行ったところであります。

そこで問題となったのは、特殊な事業のため、補償基準が定められていないそうであります。そのような中で、多額の補償額の妥当性を判断できる客観的資料の理事会への提出を求めましたが、提出されないまま多数で決定するという運営がなされてしまいました。これは、当局と関係のない公社自体の問題でありますが、しかし、さらに心配されるのは、今後改良事業が補助事業に採択されず、特定事業として実施されるそうであります。その財源は、起債を起し、その50%が交付税で措置されると見られているそうでありますが、補助事業同様の事前協議がなされていないことから、事業費がそのまま認められるのかといった心配がされているわけであります。

こういったさまざまな問題があるわけでありますが、先輩議員の話によりますと、これまで申し上げたようなさまざまな問題を起こさないために、以前は、公社に委託する場合、当局より議会の議長に対して事前に話があったそうであります。そして、議長より会派の代表者会議などに伝えられ、それぞれの議員に伝わっていたそうであります。これからもぜひそういった関係をつくっていただきたいと思うのでありますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、の中長期の財政計画策定の必要性についてお伺いいたします。

私たちは、これまで中長期の財政計画の策定を求めてまいりました。しかし、当局は、交付税など国の財政状況や経済の先行きが不透明なことを理由に、中長期の財政計画の策定は困難であり、3年ローリングの実施計画で対応したいとされてきました。

ところが、前に述べたとおり、3年の実施計画に関係なく土地の先行取得の委託が行われている実態や、また、行政改革を進める上でも市民の皆さんに理解をしていただくことが必要であり、寒河江市の財政実情を知ってもらうことが必要であります。そのためにも、中長期の財政計画を策定し明らかにすべきだと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、チェリークア・パークの現状及び課題について、土地に関する問題と民活連絡会についてお伺いいたします。

一つは、民活エリアの土地についてであります。ホテル王将と湯坊いちらくの契約解消に伴う臨時議会場で返された土地については、当局は「早急に相手を探し売買契約を目指したい」と言われておたわけですが、現在会計年度も3年目に入っているわけでありまして、契約のめどはどうなっているのかお伺いいたします。

二つには、市の委託を受けた開発公社は、委託どおりに買収、造成、登記業務を終了し売買契約をしたのに、市と企業との契約解消は、公社とは無関係の市側の課題であるのに、公社に管理を戻すというやり方をされているわけですが、これは行政の責任隠しのやり方であって改めるべきだと思うのであります。

三つには、そういったことを防ぐために工業団地同様の手法ですべきだと求めたのに対して、当時当局は、「土地提供者の土地譲渡所得に対する1,500万円の特別控除を受けるためには、代行用地取得事業で進めなければならない」と言われてきたわけですが、公有用地取得事業として公社でやった場合1,500万円の特別控除は受けられなかったのかどうか、改めてお伺いいたします。

四つには、今関係者も含め市民の皆さんの心配の一つに、中核施設を担う中国パールが責任を感じて、近隣の市や町のどこにもあるような、不適切な表現かとは思いますが、中途半端な施設をつくられても、誘客の効果は期待できない。

したがって、具体的な計画を早く示していただきたいという声が強く寄せられているわけでありまして。したがって、中国パールの具体的な計画を早期に示していただきたいのであります。

五つには、民活連絡会の開催状況と委員の出席状況、そして、どういう内容で進んでいるのかも含めて明らかにしていただきたいのであります。

次に、各種委員会及び審議会への女性委員の登用拡大を初めとする改善の現状と課題についてお伺いいたします。

このことについては、平成7年6月議会でも伊藤 諭議員とともに、私どもの提案も示しながら当局の見解をただしているところであります。

それによりますと、偏った人選を避けるためには、選出区分が法律や条例などで定められている場合はその推薦団体の自主性は尊重しなければならないが、これからは、その推薦団体との意思疎通を図りながら、偏った人選を避けるようお願いをしたい。また、長期になる場合については、期間及び年齢に一定の制限を設ける方向で、行政委員会などから意見を聞きながら検討してまいりたいと答弁されておりました。委員の公募については、法律や条例などで何号委員などというように選出団体などがはっきり定められている枠以外の、単に有識者などについては、その一部の人数については公募制を試行したい。その対象とする具体的な委員などについては、今後検討課題とされたいとしておりました。

また、女性委員の登用については、可能な限りお願いし、女性の声の反映、尊重されるように努めており、現在10%を超えているが、さらに向上に努めたいと答弁されていたのであります。そこで、この5年間どのように取り組まれたのか、その取り組みの実態と現状について市長にお伺いいたします。

さらに、教育委員長にお伺いしたいのでありますが、地方分権一括法の施行に伴い、従来の規制が緩和され自治権が大きく拡大されたと思いますが、そういった新たな状況の中で、教育委員会及び教育委員会がかわる各種委員会などこれまでと違った取り組みがされているのか、また、しようとしているのか、お伺いいたします。

女性の各種委員会などへの委員の登用状況を見ますと、2000年4月1日現在で全体で15.87%であり、この5年間で5%の拡大はあるものの、まだ男性中心には変わらない実態であります。数値目標を定め施策を展開すると同時に、意識改革を目指した具体的な取り組みも重要だと思っております。

そのような観点から見て、小中学校の入学式での新入生の呼名や卒業証書授与の際の順番が、各クラスごとに男子が先で女子が後にされているわけでありましたが、何の疑問もなく行われているわけでありましたが、最も多感な小中学校の時期に、言葉では男女平等を教わっても男性優位の感覚が身についてしまうのではないかとおられるのであります。そこで、入学式での呼名や卒業証書の授与の順番を各クラスごとに男女オープンで、生年月日順とか氏名の五十音順にすることによって、児童・生徒だけでなく保護者も含め、意識の改革になるのではないかとおもうわけでありますが、このことについても教育委員長の御見解をお伺いいたしまして第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、土地開発公社の問題でございます。

社会資本の整備において土地の取得の成否が大きなウエートを占めており、用地買収が終了すれば事業の大半が成功したとも言われております。御案内のとおり、用地買収は直接事業の担当課が行う方法と開発公社に委託する方法があるわけですが、行政が直接取得する場合は、手続や予算上のさまざまな制約から効率的な用地買収が困難な場合も出てくるのが事実でございます。それに比べて、開発公社に委託した場合は、民間の金融機関からも自由に資金借入れができ、予算に制約されず効率的な用地買収が可能となるというようなこと、それからまた、代替用の土地確保ができるということ、さらに土地の取得手続が機動的かつ弾力的にできることなどさまざまなメリットがあるわけございまして、そういうことで本市ではこれまで開発公社を積極的に活用し、さまざまなプロジェクトというものを実施し、今では県内陸部の中核都市としての発展もなされてきておるわけですが、開発公社の効果的な活用もその要因の一つになっておるのではなかろうかなと、こう思っております。

開発公社に委託する以前に議会に示すような関係をつくってほしいというようなことですが、これまでも申し上げてまいりましたとおり、これまで実施してきた大きな事業につきましては、これまでも議会の全員協議会等を開催していただきまして公社に委託する以前に議会にお示ししてきたところでございまして、今後につきましてもこのような形で議会に事業計画を説明してまいりたいと考えているところでございます。

また、議決要件に該当しないものにつきましても、御案内のとおり、地方自治法によりまして「普通地方公共団体の長は、土地開発公社を初めとする普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものにつきましても、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、次の議会に提出しなければならない」ということがあるわけでございます。その経営状況を説明する書類というようなことは政令で定められておりますが、これを見ますと、毎事業年度の事業計画、それから予算、そして決算に関する書類等ございました。御案内かと思えます。この規定によりまして、これまでも毎年6月定例会に行政報告しておりまして、今般の議会におきましても、平成11年度寒河江市土地開発公社決算及び平成12年度寒河江市土地開発公社予算を行政報告として出しておるところでございます。この事業計画には、市から委託を受けて用地購入を行う公有地取得事業の一覧が明示されているところでございますので、それらをごらんになっていただければ、委託の内容等について十分御理解いただけるのではなかろうかなと思っております。

次に、中長期の財政計画のことについてのお尋ねがございました。お答えいたします。

本市の財政につきましては、個性的で魅力的なまちづくりを積極的に推進している中で、数次にわたる国の経済対策に呼応して発行した市債の増加などによりまして公債費負担が累増し、さらに、介護保険制度を初めとした高齢化対策に要する経費等もあるわけございまして、確かに、厳しい状況下にはないとは申し上げられない状況にあるかと思えます。

そのため、行財政改革というのを引き続き積極的に推進して経費の削減を図り、各種施策の優先順位について厳しい選択をして財源の計画的・重点的配分に努め、さらに繰り上げ償還も継続的に実施いたしまして、公債費負担の軽減を図りながら、市民生活環境の向上に寄与する事業や第4次振興計画に掲げた主要プロジェクトの推進に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

この第4次振興計画の具現化につきましては、3カ年の実施計画を策定して推進しているところでございますが、実施計画の実効性を担保するためには、計画策定の段階においてその財政的裏づけが的確に行われ

ていなければならない、そのため、実施計画策定と同時に3カ年の財政計画を策定しているところでございます。

この財政計画の策定に当たりましては、三つの財政運営の基本原則、一つは財政の健全性の確保、二つには財政運営の効率化、三つには財政運営の適正化に意を払って策定しておるわけでございますが、計画策定の期間は、計画目標の設定との関連から、その見通しが可能な範囲でなければならないと思っております。

財政計画は、市町村行政の施策を実現するための具体的な実行計画としての性格を持つものであることから、現実性の強いものでなければならないと言われていたところでございます。そのため、毎年度、前年度の決算見通しが確定的となる時期から翌年度の予算編成までの間において、その年度の財政の結末というものを推計し、これを基準に次年度以降の計画を策定することが適当であることから、本市においては、3カ年の実施計画と同時に、財政計画をいわゆるローリング方式により策定しているところでございます。

土地開発公社に委託している物件の買い取り時期との関連で、中長期の財政計画を策定すべきではないかというようなお尋ねもあったわけでございますが、これまでも議決を必要とするような大きな事業の場合につきましては、先ほども申し上げましたように、議会の全員協議会を通しまして公社に委託する以前に事業説明というものを行い、御理解を賜ってきたところでございます。しかしながら、議会の議決を必要としない、いわゆる予定価格2,000万円以下、土地については、5,000平米以下の物件については、事前の説明は行っていないわけでございますが、こうした物件の取得に当たりましては、事前に実施計画に登載するとともに事業実施年度の予算に計上して御審議をいただいているわけでありますので、決して議決権の形骸化にはなっていないと思っております。

また、これに関連した中長期の財政計画の策定についてでございますが、今申し上げましたように、実施計画と財政計画というものは、行財政を運営していく上で表裏一体となるべきものでございます。財政的な裏づけがなければ実施計画にも登載できないものでございます。本市におきましては、向こう3カ年の実施計画策定と同時に財政計画も策定しておるわけでございますが、財政計画の策定に当たっては、当然にして将来を見据えた上で策定しているものであり、財政計画が余り長期間になりますと、国と地方の経済状況の変動など、財政に影響するところの諸要因についての予測の確実性というものが問題となり、実効性に乏しい内容となる危険性があるために、実施計画と同じ3カ年としているところでございます。御理解いただけるのではなからうかなと、こう思っております。

それから、クア・パークの問題についてお尋ねがございました。

まず、第1点でございますが、チェリークア・パークというものは、御案内のように市が計画した事業であり、道路公団にサービスエリアをお願いしたり、あるいはハイウェイオアシス構想を立てたり、そして、昨年の10月23日には念願のサービスエリアのオープンとなったわけでございます。さらには、県の公園というものを導入し、最上川ふるさと総合公園という都市公園というものをやっただき、事業が順調に進捗いたしておるわけでございます。加えて、平成14年に開催される全国都市緑化フェアについても、公園事業とあわせ準備が盛んに進められているところでございます。

一方、新しい温泉の活用ということで、クア・パークの中に民活エリアというものを確保し事業を推進したところのものでございます。したがって、このクア・パーク構想というものは、国・県・道路公団・市とが一体となって進めてきた事業でございますが、民活の土地取得においても市が事業主体として取り組んできた事業でございます。

民活エリアの土地の取得についてでございますが、御案内のように、平成6年7月にクア・パーク用地整備造成事業といたしまして寒河江市土地開発公社に委託したものでございます。そして、平成10年の6月に市は公社から民活エリアの土地を取得し、事業参画者に分譲契約を行ったものでございます。その後、御指摘のように2社が、経済状況とかあるいは金融情勢等の事情から平成11年3月に契約を解除しなければなら

ない残念な事態となったのは御案内のとおりでございます。

民活用地の契約は、公社から市が取得する契約を結ぶとともに、市が民間に譲渡する契約を締結させたものでございます。それが、2社が市との間の契約が不履行となったものであり、それを受け、市と公社との間の売買契約の変更契約を行ったものでございます。その変更契約につきましては、平成11年3月30日の臨時議会で可決していただいておりますのでございます。

市と公社との間で土地売買契約を変更したのは、市が公社から土地を取得するに当たり、民間に土地を譲渡しその収入をもって公社から取得しようとしているものでありまして、売払収入が入ってこないということで変更契約をいたしたものでございます。

この土地の管理のことでございますが、この土地は公社が所有している土地でありますので、公社が土地の管理をしているところでございます。

また、金利につきましては、土地開発公社の運用上のことでありますが、自己資金で対応しているということでございます。

また、新たな参画者の見通しということになりますが、現在引き合いもあり、一日も早く新たな参画者を決定していきたいと、このように思っております。

それから、中国パールのことについてのお尋ねがございました。これまで議会におきまして何度か申し上げてきているところでございまして、近いところではことしの3月の定例会での一般質問に回答したとおりでありまして、これまで申し上げた内容を軸として経営戦略等々を踏まえて検討されているようでございます。民活事業参画者と同様に、平成14年の全国都市緑化フェアまでには立ち上げていただけるものと思っております。今後、具体的な内容が示されるような段階におきまして、議会にも何らかの形で御報告を申し上げていきたいと、このように思っております。

それから、民活連絡会、これについてのお尋ねがございました。クア・パーク民活エリア開発推進連絡会というものは、御案内かと思えますけれども、平成6年の9月に民活エリアの開発について総合的に検討し、開発事業の円滑化を図ることを目的として発足したものでございます。会長には、さがえ西村山農業協同組合代表理事組合長が当たっておりまして、現在、市を含めまして8社と、それからさがえ西村山農業協同組合で構成されております。

連絡会で開発事業に関する調整事項というものを協議することとなっているため、民活エリアを取り巻く状況の変化、あるいは情勢というものの変化により、必要に応じ会長が招集し、連絡会を開催するものでございます。したがって、事業参画者おのおの、独自の経営方針及び計画というものがあるものの、お互いの情報交換というものをしながら目的に向かって自社の計画を練り上げていくものでございまして、この団体の任意性から、その都度開催の状況を明らかにしていくという必要性はないと考えておるところでございます。

それから、各種委員会等への女性参加拡大についての御質問に答弁したいと思います。

御案内のように、昨年6月に男女共同参画社会基本法が公布、施行されました。この法律の基本理念は、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会を形成すると定めております。

また、それを受けまして五つの基本目標を掲げておるわけでございます。御案内かと思えますけれども、一つには男女の人権の尊重であります。二つには社会における制度、慣行についての配慮でございます。三つ目には政策等の立案及び決定の共同参画。四つ目には、家庭生活における活動と他の活動の両立でございます。五つ目には国際的協調というものを掲げまして男女がよきパートナーとして共同して家庭や地域、職場などの活動に参画し、豊かな地域社会の発展を支えていくということでございます。

現在、国では、男女共同参画審議会基本問題部会というものを設置いたしまして、具体的施策である男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について検討中のようにございます。本市としましては、これらの動きに対応するため、ことし4月から社会教育課に担当部署を設けまして、男女共同参画社会実現に向けての本市としての総合的な施策に取り組むことといたしております。そして、この各種委員会等への女性委員の拡大に向けた取り組み等についての検討もしております。

この女性の登用の状況を申し上げますと、平成7年度の審議委員数に対する女性委員の割合については、審議会数26、女性のいる委員会数が17、審議委員数 297人、うち女性委員数29人で構成比は 9.8%でありましたが、平成12年度については、審議会数30、女性のいる委員会が24、審議委員数 379人、うち女性委員数が69人で、構成比は18.2%と大きく上昇している状況にございます。

これまで、女性委員の登用につきましては、委員の改選期にあわせて女性の積極的な登用を心がけて毎年比率を高めるよう努力してまいったところでございます。

各種審議会・委員会につきましては、それぞれの設置の趣旨・目的に照らしまして、学識経験等を市の行政運営に反映させ、適正な行政運営を図るために設置されているものでございます。そして、委員の選出については、審議会等の目的が政策審議、基準作成を目的とするものやら、それから、資格検定、行政処分に関するものに区分することができ、その設置の趣旨・目的によりまして、委員により代表される意見、学識経験等が反映されるよう、公正かつ均衡のとれた構成になるよう、法令・条例等により選出区分が明記されているものが多くあります。

「団体等を代表する者」や「役員」と規定されている場合は、選出団体等の事情もあると思っておりますので、委員の期間を一律に規定することではなく、当該団体が推薦するに当たってなるべく偏った人選を避けるような方向で、意思疎通を図りながらお願いをしているところでございます。

それから、職名等が規定されている場合は、当然その職名等に該当する人を委員としてお願いし、学識経験等については審議会等の設置目的に沿うように適任者を選んでおりますが、文化財保護委員会とか、あるいは市史編さん委員会などのように、委員を再任せざるを得ないような場合もあるわけでございます。

このようにしまして、おのこの審議会等で設置目的に沿った委員の選任・委嘱をしてきて、その結果を見た場合に、兼務の人が出てくることは避けられないものと思っております。

公募による委員につきましては、審議会の目的が市民各層の意見を反映させられるものについてと思っておりますが、法令等に職務、団体等、学識経験を有する者などの区分が規定されていることから、「学識経験を有する者」との区分に一部公募による委員を加えることが可能なのか、新たな区分を設ける必要があるのか、また、当該審議会等の委員としての適任性というものをどのように判断するか、応募方法及び応募してきた人の選考のための委員選考審査会などの制度も必要になってくるのではないかなと思っております。検討を、重ねて加えておる現状でございます。

また、地方分権一括法により、社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会などの委員の選出について見直しなども行われておりますので、後ほど教育委員長の方から答弁があるかと思っておりますけれども、審議会等の趣旨・目的などとの関連を研究しながらさらに検討し、可能なものについては試行していきたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 男女共同参画社会にかかわる御質問にお答えします。

最初に、教育委員会所管の委員会等への女性登用についてお答え申し上げます。

女性登用については、今市長からお答えしました男女共同参画社会基本法の基本目標である政策等立案及び決定の共同参画を踏まえて登用することは当然であります。

さらに、ことし4月から地方分権一括法が施行されました。公民館運営審議会委員については必置規制が廃止され、社会教育委員、図書館協議会委員、公民館運営審議会委員の任命・委嘱については、1号、2号等の何号委員の規定が削除され、弾力化が図られました。

教育委員会では、改選期を迎えた審議会や委員会については、法律の改正によって委員選出の該当要件の枠が取り外され、社会教育団体、青年、各種グループなどから多様に登用できるようになったことから、選出委員の見直しを図ったところであります。その結果、各種団体の長に偏りがちだったものが、若い人や女性の登用比率が高まった委員構成になってきているところです。

その内容について具体的に申し上げますと、公民館運営審議会委員については、平成10年度は委員数48名で女性委員数8名、構成比16.7%、平成12年度は委員数40名で女性委員数9名、構成比22.5%で6%の増。社会教育委員、図書館協議会委員、公民館運営審議会委員の総数については、平成10年度は委員数73名で女性委員数15名、構成比20.5%、平成12年度は委員数63名で女性委員数15名、構成比23.8%で3ポイントの増となっております。いずれの委員会においても、女性の占める割合が20%を超えております。

次に、学校教育にかかわる御質問にお答えいたします。

学校教育の現場において、児童・生徒の名簿が男女別に作成されており、かつ男子が先に掲載されていることが男女平等社会の意識形成を阻害している一つの要因と見られるのではないかとということですが、確かに現在のところは、市内の学校において児童・生徒の名簿はそのように作成されているのが実情でございます。この背景として、学校現場においては、保健や体育等の教科を初め健康診断や合唱指導などにおいても、男女別に把握した上で実施する必要があるものも存在します。それらを円滑に実施する上で統一した一つの名簿を多方面に使用して、事務のふくそう化を避けるため、男女別に名簿を作成しているものであります。

男女平等社会の実現に向けた意識形成のために、積極的に男女混合の名簿を作成すべきではないかということにつきましては、実務上混乱を来さないように配慮しながら検討しているところであります。

以上です。

佐竹敬一議長 地域振興課長。

〔鹿間 康地域振興課長 登壇〕

鹿間 康地域振興課長 先ほどの質問の中で、1,500万円の控除の件がありましたので、お答えしたいと思います。

地権者の土地譲渡に伴う控除と事業主体とのかかわりではありますが、今資料を持ち合わせておりませんが、寒河江市が事業主体となると1,500万円の控除があります。公社が事業主体になれば1,500万円の控除はできなかったものと思っております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 一通り答弁をいただいたわけでありますが、質問の趣旨と違っている分などもありますし、さらにお尋ねしたい点がありますので、2問に入らせていただきたいと思います。

最初の、開発公社に対する委託をした際の議会側に対する情報の提供といいますか、そういう関係をつくってほしいと。以前にはそういうふうなことをやっていたというふうなことを申し上げながらお尋ねをしたわけですが、大きな事業については全協などで従来どおりしたいというふうなことで、開発公社のさまざまな細かいことについては、毎年決算報告や事業報告がされるんで、これを見ればわかるんじゃないかという、端的にそういうふうな答弁でありました。

しかし、1年間期間もあるというふうなことで、本当に議会と当局とが良好な関係を持ちながら、そういう問題について議会側も承知をしているという関係をつくっていくためには、以前にやっておったような情報提供ということが極めて好ましい姿なのではないかというように思うんです。

それから、市の方から開発公社に委託がされるわけですね。書面で要請がされるそうでありますけれども、そして、それが理事会にかかって正式に決まると、そして受託をするということでまた通知を出すという、こういう手続がなるそうでありますけれども。

市長から開発公社の理事長に委託をしたいんだがという前段の、事前の協議というかそういうものは、確かに市の当局から開発公社という別の法人というふうになりますけれども、中身的には市長から助役にと、開発公社の理事長が助役ですからそういう関係になっていると。そして、今度、これは開発公社の内部のことかもしれませんが、理事長がそういう協議を当局や市長の方から受け副理事長に話をすれば、議長が副理事長ですから、議長にそういうことがその都度話が行けば、議長はああこういうことがあるのかと。確かに、副理事長でもあると同時に議長ですから、これは会派代表者会議でもして代表者の皆さんに報告しておかなくてはならないなと、こういうことも以前はやられたそうであります。

したがって、必ずしも市長が議長のところに行くのではなくて、市長から開発公社の理事長にそういう協議がある、要請があると。そうしたときに、理事長が副理事長に話をすると。こういうことで今相談をかけられていると。こうしたいと思うと。そして、追っかけ、開発公社の理事会を開いて決めていきたい。こういうふうなことの話になれば、議長は議長で議会側の代表でもあるし、もちろん開発公社の副理事長でもありますけれども、議長だから議会の皆さんにもこれは教えていた方がいいなというふうには以前は対応されたそうであります。

そういう時代は極めて関係がうまくいっていたというふうなことなどもありますので、ぜひその辺、市長の方からも議長の方へ話をさせていただきたいし、また、開発公社の理事長がそういうことを受けたら、これは直接ここでの議題ではないと思いますけれども、開発公社の内部のことだと思いますが、理事長と副理事長の関係でもぜひそういうことが生かされるようお願いをしたいなというふうに思います。

それから、大きいことだけではなくて、当局として、すべての部分が開発公社の、理事長には全部事前協議というか、開発公社側にあるわけですから、それが理事長どまりになって副理事長におりていないから議会側に聞こえてこないと、こういうふうなことになりますので、理事会を開くまで、理事会の議案が出るまでそういうふうになりますので、事務的な手続上も理事長のところから副理事長に回覧しなければならないシステムになっていないそうでありますから、市長から開発公社の理事長の方に事前の協議を受けると理事長どまりになっているということでありますので、ぜひこの辺は、その関係を改善するだけでも大分議会側に水が流れるようになるというふうに思いますので、お願いをしながら、それを市長の方から規制などするようなことは決してないようお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、次の中長期の財政計画の関係であります。従来からの答弁と全然変わっていないわけですが、確

かに全体的な財政計画、歳入歳出全部の部分を長期にわたって組むという大変だろうなということは、私も理解はします。しかし、これまでも何回か言ってきたように、私どももよその自治体に視察に行って、そして、そういうものを先進的にやっているところは、同じような条件でありながらやっている自治体があるということも、これまでも何回も申し上げてきました。したがって、できない理由を並べるのではなくて、ぜひやっているところから積極的に学んで寒河江でも取り入れるようにしていただきたいということを、まず一つはお願いをします。

そして、その上で、全体的な歳入歳出全部の財政計画が立てられないとしたら、今現在、寒河江市でも既に歳出をしなければならない、歳出の計画と申しますか、経常経費や、もう既に公債費の返還の部分、これなどはもう決まっているわけですから、それはもちろん繰り上げ償還やなんかすれば額は変化してきますけれども、何にもしない場合には毎年、向こう10年あるいは20年先までずっとこれだけの金はかかりますよというのは、今や機械に入っているわけですから、電算に入っているわけですからすぐ出せると思うんですね。そういうものをも毎年示していくという、こういうことはできるのではないかというふうに思いますので、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、チェリークア・パークの関係でお聞きをします。

残地というか、返還された土地の関係ですが、現在も引き合いがあるし早期に売買契約をしていきたいと、こういうふうなお話でありましたけれども、これは去年の3月の臨時議会の際も、早期にしたいというお話がありました。しかし、1問目でも申し上げましたように、会計年度も3年度目にもう入っています。したがって、この辺の本当に見通し、早期にしたいのはわかりますし引き合いもあるというふうなことでありますけれども、めどはいつごろまでになるのかななども教えていただきたいというふうに思います。

それから、次の代行、土地の取得の方法、寒河江市では代行用地でしました。あのチェリークア・パークの民活用地は、農家から開発公社で買って寒河江市の名義にするやり方をしたわけですが、当時私は、私どもの会派としても言いましたが、民活用地を造成する際に、買ってもらえるという確実な担保をとってから土地の造成に入るべきだということも申し上げました。それは心配ないということで進みましたし、そして、代行用地で寒河江市の所有にするやり方でなくて、工業団地などと同じように、開発公社の一たん名義にして、そこからそれぞれの進出してくる企業に売るという手法をとった方がいいんじゃないかと。なしてかといえ、今やっている代行用地ですれば寒河江市の所有にすると。寒河江市の名義になって一たん財産台帳にも載せたんですけれども、買う代金というのは、企業が今度進出してきた買ってという人から金が入ってこない限り買えないという、こういうやり方なわけですね。したがって、それは極めて、民間で必ずしも買ってけるという担保がないわけですから、今のよう状態になるということを私は想定もしました。そういう危険性を感じました。したがって、開発公社所有というやり方をした方がいいんじゃないですかというふうに申し上げたら、先ほど地域振興課長が答弁されたように、それは農家の土地を提供した皆さんが1,500万円の譲渡所得の特別控除が受けられない、その人たちを救済するというか、その人たちに利益をもらたすために、寒河江市を所有にする代行用地の取得でないとしたらだということを言われました。

しかし、私、税務署にも行って調べました。そういうことはないそうです。あれは宅地造成事業ですから、寒河江市がやろうが土地開発公社がやろうが、宅地の造成事業ですから、どちらでやっても1,500万円の特別控除はできますと。ただ、寒河江市からは、寒河江市の代行用地の取得という手法でやりたいという申請があり、それに対して許可を出しているんでそうですが、その時点で土地開発公社で工業団地と同じような手法でやりたいと言え、それでも結構だったんですということでした。

もちろん、農業委員会の方の、農地法の関係で農地が宅地に転用するわけですから、そちらの方のことも調べてみました。そちらも問題は全然ありませんでした。

したがって、私ども議会にうそのことを言ってきたと。そして、今こういうふうに金が入ってこなくて、

寒河江市名義を開発公社に戻しているんだらうという異常な状態になっているということ、これが一つの表向きの心配。

ただ、私心配されるのは、そうでないもっと問題があるというふうに思うんです。それはなぜかと言うと、後ほどの民活連絡会とのこととも絡んでくるんですが、開発公社が売買契約をするという、中国パールの社長と契約を結ばなければならない。

「市が代行用地でやると 1,500万円の適用は受けるけれども、公社でやるとできなかつたものと思う」。できないんですか、本当に。この部分、はっきりしてください。これは間違いだと思います。法律のあれですから、極めて問題ですよ。これは、「できなかつたもの」というのは、この部分はきちっと本当に、法律ですから、できないのかできるのか、税務署とも事前協議しているわけですから、はっきりしていただきたい。

私は、1問目「市長」というふうに書いているんですよ。「残余については担当課長に答えさせる」とも言わないで。議長、だからそれおかしいと言ったんです。ずっと一連のやつは市長に答弁を求め、あと、教育委員長に答弁を求めたんです。残余については担当課長に答えさせるとも言わないで、自分は立たないで紙を回してただするという、それは、そういう今私が指摘したようなことが背景にあるからなんでしょう。まず、この点、法律的にどうなのか。

そして、これは何回も会議録にありますから、私何回も言っていますから。本当に私は私が言っているのが正しいというふうに思っていますが、この点についてもはっきりした

それから、中パの計画の関係ですが、平成14年まで立ち上げるというふうに言っているというふうにおっしゃられますが、民活連絡会の会長に私ども会派としてお会いをしながら、今日の取り組み状況について、進捗状況などについてもいろいろお話を聞いてきました。私どもと同じように、非常に心配をされています。ましてや、農協自身が一人一歩前に出て施設をつくっていますからね。したがって、後の人がついてこないというので非常に心配をしています。

そういう中で、周辺にあるのと同じようなものをつくったって、お客様の、何ていうか、この村山ブロックで人の奪い合いみたいなことをしたって何ともならないんだと思うというふうなことで、何とかスパリゾートの部分でどういう計画をするのだから、早くやっぱり明らかにしてもらわなければ。会長自身も全くそう思うし、私からもそういうふうに、会長としても言うというふうなことを言っておられました。

そして、そこでお話を聞いたわけですが、先ほど市長も言ったように、この民活連絡会は平成6年の9月に立ち上げをされています。そして、全体の会長は、先ほど市長からお話しありましたように農協の組合長さんが会長、会長代行には山交の社長さんがなっているわけでありまして。そして、事務局は寒河江市の地域振興課が担っているわけです。

そして、全体の委員会の中に専門部会を設けています。スパリゾートの部分と宿泊の部分と。そして、スパリゾートの部分というのは一番今注目をされている、何つくってけんのだと。ここ決まらないうち、おらだホテル建てられないと皆おっしゃっているわけですから。そのスパリゾート部分の専門部の委員長さんが、中国パールの社長であります。そして、副委員長がチェリーランドの社長です。そして、委員として農協組合長と寒河江市長の、この4人で専門部会が構成されているわけでありまして。

一番大切な専門部、スパの部分はどうするかという専門部会が開かれているのかどうなのか、そして、組

会長さんと会長さんとお会いしたときに、中国パールの社長と一回もお会いしたときがないと、こういうお話でありました。一回もまだ顔を合わせたときがない、話をしたときがない、こういうことなんですね。全体の会の会長さんです。そして、スパリゾートの部分の親方をしている中国パールの社長さんと会ったときがない。そして、以前は、中国パールの方からはだれか、2回か3回というような話でしたけれども、この辺もわからない。会長さんの話では、2回か3回中国パールの方と、社長にかわって代理の人が出席されておたと。しかし、最近はそこにも見えていないというようなことがあるわけでありまして。

そして、ならばことしの3月の、先ほども話に出た議会で土地を戻すだのという臨時議会が開かれたときも、いろいろ話がありました。中国パールがどうだかというふうなことについては、やりたいというふうに言ったということですが、これも組合長さんの話だと、会長さん自身が自分のところで施設をつくっているものですから、みんなもしてもらわないと困ると他の人にも言ったそうです。ところが、やっぱりメインになるものが何になるのかわからないというとなかなか進まれないと。これに対して、市長と所管の課長が「大丈夫です、大丈夫です」と、こういうふうに言ったんです。だから、これ以上、私は会長だけでも、市長が大丈夫と言うからそれでおさまったというか、なっているんですというふうなことなんですね。

したがって、この関係については、先ほどもお尋ねしたんだが、民活連絡会の開催状況、これはその都度公表する必要性はないと、発表する必要性はないというふうなことを市長、発表する必要性はないと言うけれども、私どもがどういう状況になっているのかというふうに聞いたのに対して、やっぱり答えるべきだと思うんですね。私どもがこれまで聞いたのに対しては、市長は、助役は当局は、「任意の団体だから教えられない」、こういうふうに言われました。しかし、私もですが、私どもの会派としての考え方は、確かに任意の団体ではありますけれども、普通の、一般の、そこら辺にある行政と寒河江市と何らかかわりのない任意の団体とは違います。寒河江市の重要な、重大なプロジェクトとしてチェリークア・パーク事業を進めているわけですから。そして、そのメンバーに市長も入っているし、事務局は寒河江市の地域振興課が担っている。あるいはまた、その会から出されたさまざまな要望、インフラ整備などについては、寒河江市の市民の血税をつぎ込んでやっているということからしても、それは一般論で言う任意の団体というふうには私はないというふうに思います。

したがって、こういうふうにならなっているのかかわからないという状況の中では、お尋ねしたらただ、その中で確かに、個々の内容の中身に触れることもあるのかなと思いますが、そういうことではなくて、開催状況と出席状況なんです、まず求めているのは。それぐらいは教えるのは至極当然だというふうに思いますが、このことについてもお願いをしたいと思います。

あと、委員会のこの関係であります、実は私、6月の議会での一般質問で、5年前もこの関係を聞いて、地方分権一括法も通ったというふうなことで、どのように変化しているのか分析をしながら質問し提案をしたいというふうに思いつつ、このメンバーというか資料をいただきたいということで所管の課に実はお願いをしておったんです。ところが、それは出せない。いや、5年前ももらったんだよ。いや、ほだな出してない、こういうわけですね。だから、今度5年前にももらったやつを持ってきて見せて、このとおりもっているんです。そうですかと。んだったらというので出してもらえたら、たらい回し、ほっちさだこっちさだとされまして、そして、なかなか出ない。だから、ほんでもまだおかしいですから、5年前の会議録見てけらっしゃいと、市長は「出します」というふうに明確に答弁しているんですというふうに言ったら、ころっと少し変わって状況は変わりました。

しかし、資料は、先ほど団体の数などもあったようですが30団体、そして、あと条例その他の規則で定めているのが、私、総括表の見方を間違っていたんだかですが、30と。それが、地方自治法 202の3で設置されているのが三つと 180の5で設置されているのが五つというふうなことで、全部で38だということに思っておったんですが、そして38のうち16団体の分きり実はもらえなかったんです。それで、きょう、もう一

般質問の状態になって「いや、困った」と言ったら、さっき昼休みの休憩時間に届きました。こういうふうに、何か資料などがすぐもらえないという状況があります。

この前、おとといでしたか、一般質問で新宮議員から、職員の皆さんが、市長や課長に遠慮しないで伸び伸びと仕事できる環境をつくっていただきたい、そういう空気をつくってほしい、こういうことを言われ、そして、佐藤市長は、すばらしいそういう状態をつくっているというふうなことがあったわけですが、私はまるっきり逆に、同じ議場、同じ議員として参加していながら、もう担当者だけは、資料出せない。そして、5年前市長がちゃんと出せと言ったんだというふうに、会議録を見て初めて動くというこういう状況。

したがって、市長は、そだなことないというふうに言われると思いますが、市長が常に議員ださ余り資料出すなということもおっしゃっておるようです。そのことが職員の皆さんを萎縮させているんだということ、この具体的な例を通じて佐藤市長は受けとめていただきたい。そうしないというと、裸の王様になります。こういう実態があるということを受けとめて、改めるべきは改めていただきたいということを市長に申し上げておきます。

以上で2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 公社の委託との関係でございますけれども、以前は議会で話をしておったとかどうかと、私はそういう以前の状況というのはわかりませんが、さきに答弁したとおりでございます。

それから、公社のことにしまして、理事長である助役と、それから副理事長であるところの議長の関係と、委託を受けたときの事業についての取り扱いをどうするかというようなことでございますが、これは公社内部のことでございますので私からは申し上げられないことだろうと、このように思っております。

それから、市長と助役、いわゆる理事長である助役の関係云々のことにつきましてもお話があったようでございますけれども、事業のことにつきましても、あるいは事務手続のことにつきましても、助役としての中におきましてはスムーズにいとっていると、このように申し上げたいと思います。当然のことでございます。

それから、中長期財政計画のことでございますが、これは1問で答弁申し上げたとおりに尽きるわけでございますがこれ以上のことはないと思いますが、自治省で出している物の本によりますと、この計画期間のことを言っておるわけでございますけれども、「一般に、この中長期計画の期間というもの、計画目標の設定との関連からその見通しが可能な範囲でなければならず」と、こういうこと。「殊に、財政計画は、市町村行政の施策を実現するための具体的な実行計画としての性格を持つものでありますから、現実性の強いものでなくてはならない」と、こういうことを言っておりまして、そして、この観点からこの期間というものを考えるならば、「余り長期間になると、地域経済の変動状況と財政に影響する諸要因についての予測の確実性が問題となります」と、こういうようなことが物の本には書いてあるわけございまして、先ほど答弁したとおりだろうと、このように思っております。

それから、歳出だけはわかるのではないかと、こういうようなお話がございましてけれども、確かに、この事務的経費の人件費とか扶助費とか、公債費とかこういうようなものにつきましては、将来の見込みを立てること、これはある程度可能かなと、このように思っておりますけれども、やはり予算というものあるいは財政計画というものは、今も申し上げましたように、お金の入る方、いわゆる歳入の方とこれは表裏一体だというようなことございまして、歳入が不透明なままに歳出面だけを云々というようなことはこれは片手落ちになるだろうと、このように思っております。

それから、クア・パークの中の残地があるのではないかと。あるわけでございますけれども、これについて、いつめどがつくのかと、こういうことございましてけれども、これは今話し合い中でございますから、相手のあることございまして、これは何とも言えないことございまして。ただ、努力をするということございまして。いつまでどうだとか、あるいは相手がどう考えているか、それがはっきり見えないわけございまして、いつまでだとかと今強要されましても、これはわからないことございまして。

それから、市の代行工事というのはどうだったのかという点でありまして、それらについては、_____

_____、全くこれは困ってしまうところでございます。そういうことはございません。これまでもちゃんとここで、この議場でこの議案を認めていただいたわけございまして、それまでに何回となく議論していただいたところございまして、今そういうことを申されるのはとんでもない話だと私は思っております。

それから、1,500万円問題のことにつきまして、全部私は答えたつもりでおったわけございまして、全部答えたなど、こういうようなことで残余の問題もないなど、こう思いましたので申し上げなかったわけございまして、その辺は御理解いただきたいと思っております。

それから、クア・パークの民活の推進連絡会のことございましてけれども、これは御案内のように、みんながやろうと、実施しようということでお互いに情報交換したり、あるいは連絡をとり合ったりというよう

なことでやっているわけでございまして、全く任意の団体ということが言えるかと思います。それで、出席されていない場合も出てくるわけでございまして、何といたしまして1社を預かっているところの代表、社長ということになりますと、この日程調整というのは非常に難しいというようなこともございますので、やむを得ず欠席というような場合もこれもあるわけでございまして、その場合にはかわって責任者が出てくるとか、あるいは、欠席なされているというような場合は後に資料というようなものを送ったり、あるいは持参したりしまして、会議の様子というものをお知らせしておるところでございます。

それから、審議会の委員の名簿云々についての、大分たらい回しされて責任回避されたというようなことですが、これはやっぱり、5年前はお渡しした、今回もお渡ししようとしたけれども、今全部手元がないということで、責任あるところの部署に行っていたいただきたいと、こういう趣旨で申し上げたのじゃなからうかなと思っておるところでございます。それで、たらい回し、そういったようなことは全然当たらないんだらうと、このように思います。

それから、資料もスムーズにちょうだいできないというようなことに対してのお話もありましたけれども、何も議員に対しては公平に対応しておる、職員もスムーズに皆さんとお話できるようにと環境というものを望んでおるわけでございますので、そういう中でいろいろ、できる分の情報というようなものは、お話し申し上げたり情報を提供したりということはあろうかと思えます。

そしてまた、職員の環境のことまで触れていただいたようでございますけれども、うちの職員は本当に伸び伸びと自由な発想のもとで仕事をしておりまして、私も大変助かって、ですからこそ、このような寒河江市の行政の発展というものがあるんだらうと、このように思っておるところでございます。

以上です。(「1,500万円、あいまいな答弁でなくてはっきりしてける……」の声あり)

佐竹敬一議長 地域振興課長。

鹿間 康地域振興課長 1,500万円の件ですが、先ほど申し上げたとおりでございます。（「助役、市長、前に「ならない」と言ったんだから」の声あり）

佐竹敬一議長 川越議員、ひとつ3問目にそれをまたつけ加えて。（「進めない、ほんでは。助役、休憩して調べてける」の声あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時24分

再 開 午後2時48分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

鹿間 康地域振興課長 お答え申し上げます。先ほど申し上げたとおり、クア・パークの事業については、開発公社が事業主体となれば 1,500万円の控除は受けられません。したがって、寒河江市が事業主体となり 1,500万円の控除を受けたものであります。

その根拠でありますけれども、租税特別措置法の34条の2の1項でございます。これの別表でございますが、1,500万円の控除のやつでございます。いわゆる観光事業として土地を取得するということであれば、というふうな事業を行った場合、開発公社は 1,500万円の控除は受けられない。市が主体になった場合は 1,500万円の控除があるということで、今回の 1,500万円の控除を受けたというふうなことであります。

以上であります。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 ただいまの根拠も示されたわけでありますので、私逆に、税務署に行ったときに、開発公社でもいいと。でも、市の方ではそういうふうに、議会の方で開発公社ではできないと。市が実施主体になって市の所有にしないとだめだということだったと言ったら、逆に、その根拠を市の方で示すべから教えてけらっしゃいというふうに言われておりますので、さらに行って私も勉強してみたいというふうに思います。

それから、先ほどの委員会の方の関係で、資料が出るのがちょっと遅くなったので分析できなかったんですが、それで、お尋ねしたいんですが、兼務、これは伊藤議員が5年前も申し上げておりますが、兼務数や在任期間の制限の関係で、閣議における口頭了解事項があるわけですが、在任期間は8年以下、複数の兼職数は四つ以下というふうなことがあるわけでありますけれども、この2000年の4月1日現在のそれぞれの委員会の委員で、8年以上の委員の方は何人いらっしゃるのか。最高年数は何年になっているのか教えていただきたいし、それから、兼務の関係、四つ以上兼務している方は何人で、数、最高幾つなのかも教えていただきたいというふうに思います。

あと、さまざまな問題については、次の機会に再度質問させていただきたいというように思いますので、以上の点について3問にさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 調べてみないとちょっと答弁申し上げられませんけれども、時間をかしていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

それにいたしましても、さきの質問で、議会に間違ったことを言って議決させたというようなあなたの質問に対しては、どういうことになるんですか。あれは大変な問題だろうと私は思っております。（「全くだ」の声あり）

佐竹敬一議長 ただいま市長の方からお話しありました件について、議運を開いてその対処に当たりたいと、このように思います。

内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号11番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告している市立病院に緩和ケア病棟、いわゆるホスピスの新設を願って、以下質問をいたします。質問に先立って、市長の誠意ある答弁をお願いしておきたいと思っております。

さて、このところ終末期のがん患者をケアするホスピスが、ケアへのニーズの広がりを背景に全国的に急増していると言われます。全国ホスピス緩和ケア病棟連絡協議会によりますと、ホスピス緩和ケアは治癒不可能な疾患の終末期にある患者及び家族の生活の質の向上のためにさまざまな専門家が行うケアとされ、抗がん剤などを使った延命治療は原則としてしていないところが大半ですが、最近では、患者が望めばこうした薬も使えるようになってきていると言われております。

ところで、私ごとに触れて大変恐縮ですが、先月末に肺がんによって父親を亡くしましたが、お世話になりました市立病院の医療スタッフの皆さんには改めて感謝を申し上げておきたいと思っております。主治医に病名の告知を受けて以来、家族を初めとする親族もまた、みんなで懸命に看病に当たり最期を見送ったはずなのに、なぜか釈然としない、吹っ切れないものがあります。それは、死を前にした肉親の患者に対して、私たちが選択した医療行為が果たして適切であったのかということと、もう一つは、患者自身には告知しなかったために、よかれと思って行った治療がもしかすると私たち家族や医療に従事する者の自己満足するものだけであって、患者自身の意思や希望は入っていないために、結局患者不在の一方的な論理でやってきたのではないかという思いにさいなまれ、時折むなしさに襲われるからであります。

あるいは、キューブラー・ロス氏作の「死ぬ瞬間」によって少し感化されたせいかもしれません。それは、皆さんが御承知のように、死が自分の家で家族に囲まれて迎えられる旧式な慣習に触れて書かれていますが、衝撃的なのは、「死に瀕した患者には、鎮痛剤のかわりに彼の好きな一杯のブドウ酒をついでやるだろう。患者の家でつくったスープの香りは彼の食欲を刺激し、2さじか3さじがのどを通るかもしれない。それは、輸血よりも彼にとってははるかにうれしいことではないか」というくだりであります。つまり、生命維持のために必要とするだけの理由で施す薬や点滴などの、現在の終末期の医療行為に対する痛烈な非難であると私は受けとめています。

私たちの場合、家族で話し合う中で、病状や精神状態、言動などを見きわめ、機会を見てと考えていたのですが、結果的に本人に告知することはできませんでした。告知をしなかったことについて、今でも悔いが残っています。

今、末期がん患者のほとんどは一般病院で死んでいきますが、一部の患者を除いてはこれと同様に、自分の病名も症状も知らされない中で医師や看護婦、家族などのむなししい励ましを頼りにして生き、息を引き取るのが実情だと思います。であるならば、そういった中でも少しでもよい環境の中で、少しでもいい人間関係の中で、そして、少しでも満足して、少しでも納得して最期を迎えることができたならと、これが、これからの終末期における医療の目指すところではないかと私は思っております。

ホスピスフィロソフィー、あなたが死ぬときまで、快適で、しかもあなた自身の選択で生きることがするために、これこそがホスピスケアの真髄であると思っております。

ホスピスケアは、これまでキリスト教系の比較的小規模の病院が中心になって行われて行われていたのですが、このところこうした施設が矢継ぎ早に新設をされております。さきの連絡協議会の資料によりますと、国の設置基準に合った病棟として届け出が受理されているのは、5月1日現在で73施設 1,335床で、うち23施設はこの1年ほどの間にでき、さらに今年中に10カ所近い開設計画があるとしております。山形県内においては、

来年県立中央病院に15床できる予定であります。

一般病院は言うまでもなく、がん治療の専門病院でさえ、治療法がなくなった患者には退院を求めることも多いと言われます。社会的変化とこうした事情も重なってか、ホスピスへの入院を希望する患者はこのところ急増し、受け皿が不足しているのが現状だそうであります。価値観が多様化する中で、今後一層ニーズが高まるものと思われます。私は、市立病院にも新たな整備計画の中でこうした緩和ケア病棟を新設し、公的医療機関として充実すべきと考えています。市長の見解を求めて私の質問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

現在の医療を取り巻く状況は、急速な人口の高齢化・少子化や疾病構造の変化、医療技術の進歩などにより絶えず変化しておりますが、市民の健康への関心の高まりなどを背景に、医療に対するニーズは年々高度化・多様化してきております。

このような中で、市立病院は、本市及び西村山地域の中核的な公的医療機関としての責務を果たすべく、医療供給体制の充実に向け、施設整備やサービス拡充などを逐次進めてまいりました。これまで、特色ある専門分野の充実やリハビリテーション部門の拡充を推進するとともに、患者・家族・市民を対象とした各種講座などの開催や、医療相談・看護相談の実施などを通じきめ細かい医療サービス提供にも努力してきたところでございます。この間、療養環境の看護体制の強化の観点からの整備をも進め、平成7年12月からは新看護体系への移行を行い、現在では入院患者 2.5人に1人の看護婦と、10人に1人の看護補助者を最低限でも配置する体制とし、看護ケア充実に努めてまいりました。さらに、患者へのより深い理解と適切なケアを目指し、看護方式を固定チーム継続受け持ち制とし、入院から退院までの一貫した看護を行うシステムを取り入れ、看護ケアの向上を図ってきたところでございます。

また、一方、ここ数年間は、地域間で高次医療を担当する病院としての基盤強化を目的にさまざまな高度医療機器の整備を重点的に進め、診断・治療面の充実に努めてきたところでございます。最近整備した医療機器は、骨密度測定装置、トレッドミル負荷心電図測定装置、MRI、ヘリカルCT、心臓超音波診断装置などであり、おのおのが診療現場で有効に活用され、市立病院の検査・治療等の機能を大幅に高めております。中でもMRIは、昨年9月の使用開始以来、現在もフル稼働が続いており、多くの患者さんの検査診断に役立っております。

なお、本年3月からは、MRI検査スケジュールの一部に地域内の医療機関の紹介枠を設けましたが、これらの拡充等により、医療機関相互の連携強化と地域医療への貢献をさらに進めたいと考えております。本年度、平成12年度において、既に大腸ビデオスコープや赤外線照射装置などの導入を終えておりますが、今後乳がんの早期発見のために乳房エックス線撮影装置を設置すべく、ただいま準備を進めているところでございます。

また、近年は医療機関でも快適性や環境も重視されておりますが、市立病院では中学生や婦人層などボランティアの協力による植栽や飾花などが継続して取り組まれており、患者さんの好評を得ております。これらの多くの方々の御協力は、病院と地域との結びつきが強くなったことを示す心強い傾向と考えており、今後とも地域から信頼される医療機関として一層の整備充実に進めたいと考えております。

さて、ホスピスについてでございますが、少し長くなりますが申し上げたいと思います。

御指摘のように、ホスピスとはもともと中世ヨーロッパで巡礼や旅行者たちが体を休めた宿泊施設を指す言葉でございました。しかし、1967年、近代的ホスピスの始まりとされるセントクリストファーホスピスがロンドンに設立されてからは、ホスピスとは、治癒の可能性のなくなった主に末期のがん患者を対象にさまざまなケア、つまりターミナルケアを専門的に行う医療施設を指す言葉となり、一般の病院、すなわちホスピタルと区別するようになりました。

その後、ホスピスは、それまでの医療が死を否定的にとらえてきたのに対して、死は避けられない自然な出来事として肯定し、不自然な延命治療を行うより、患者の苦痛を緩和して人間らしい人生を全うするのを援助するのも医療と考える理念を指す言葉となり、ホスピス運動と呼ばれる一種の医療改革・社会運動として欧米を中心に世界に広がっていきました。現在ホスピスは、末期がんやエイズ患者を対象に、さまざまなケアを提供する独立した建物や設備を持った医療施設だけでなく、ケアプログラムを支える医療理念を指す

言葉としても使われております。ホスピスの医療活動も、医療施設内にとどまらず、在宅患者のケアにまで広がっております。

ホスピスでは、まず、患者の身体的苦痛の緩和が重視されますが、加えて、患者の精神的苦痛、家庭や仕事、経済的問題に関する心配などの社会的苦痛、そして、生と死の意味についての問いなおしや、死後に関する不安等の霊的苦痛を緩和するケアが行われ、命の終末を迎えた患者が抱える苦痛を総合的に緩和する全人的ケアを目標にしているのです。さらに、治癒する見込みがなくなっても、残された人生を最期まで人間として充実した生活が送られるように患者の生命の質をより高いものにするため、音楽療法、読書療法、芸術療法等一般の病院では見られない療法が多くのホスピスで実践され、成果を上げております。

この患者の全人的ケアを目指すホスピスにおけるケアは、一般の病院に比べより多様で多岐にわたっております。したがって、主治医や看護婦のほかに、精神科医や臨床心理士、ソーシャルワーカー、宗教家などの専門家がチームを組んでケアに当たります。さらに、人間的な接触を濃密にし、患者の苦痛に寄り添うケアが求められることから、医療スタッフを補助するボランティアの果たす役割は大きく、ホスピス運動にボランティアは欠かせないと言われております。

ホスピスにおけるケアで一般の病院と異なるものといえば、患者の家族や遺族へのケアがあります。ホスピスでは家族が患者のケアに果たす役割の大きいことを認めており、患者の家族もケアに参加すると同時に、家族も患者と同様にケアの対象になります。愛する人の死に直面した家族の悲嘆へのケアは、患者の死後も続けられることとなります。

これに対して、厚生省におきましては、いろいろ歴史はあるわけでございますけれども、1989年に発表されました末期医療に関するケアのあり方の検討会の報告書を受けて、90年から、一定の基準を満たした緩和ケア病院や病棟に対して、緩和ケア病棟入院料を新設し、定額の収入を保証することになったのでございます。

指摘もございましたけれども、98年の12月1日現在では、29都道府県に49施設があり 903病床となっております。それを開設者別に見ますと、国立が4、公立が5、準公立が4、社会保険関係団体2、公益法人13、医療法人21施設となっております。私立の施設が全体の70%を占めている状況でございます。病床数は7ベッドから28ベッドまでさまざまですが、49施設の平均は18ベッドとなっております。病床の稼働率も70%以上で、ホスピスに対するニーズがかなり高くなっております。

東北地方には、青森、宮城、福島県にそれぞれ1施設があります。御指摘のように、山形県には今のところはケア病棟のある病院はありませんが、現在建築中であります県立中央病院に1病棟を設置されると聞いておるところでございます。

そして、現在緩和ケア病棟の施設基準でございますが、これを申し上げますと、主として、末期のがんやエイズ等に罹患した入院患者の緩和ケアを行う病棟を単位とすることが定められております。また、設備・構造の面では、緩和ケア病棟に係る病棟床面積は、患者1人につき30平方メートル以上、病室床面積は8平方メートル以上と定められ、一般病棟の4.3平方メートルに比べ約2倍の広さが求められております。加えて、当該病棟内には、患者家族の控室や患者専用の台所、面談室、一定の広さを有する談話室を備えることも必要な条件とされております。さらに、医療スタッフの配置についても、病院が医療法上の標準医師数を満たすほか、当該病棟では入院患者1.5人に1人以上の看護婦の配置が必要であり、夜間も複数勤務を要することなどが条件とされております。このように、緩和ケア病棟については、一般病棟に比べはるかに広いスペースや各種設備と多くの医療従事者が必要なことなど、かなり厳しい基準が設定されております。

うちの市立病院の平成11年度の患者の動向を見ますと、外来延べ患者数は全科で10万 2,199人であり、入院延べ患者数は4万 4,223人でございます。平成11年の4月から平成12年3月まで入院した患者数は1,842人であり、死亡も含めた退院患者数は1,829人でございます。死亡した患者さんは93人であり、疾病分類別に見ますとがん等が36人で38.7%を占めております。ついで呼吸器系27人、消化器系11人、循環器系10人、

その他9人となっており、がん患者の死亡が一番多くなっております。

現代医学の粋を尽くして治療に当たってもなお患者の救命が困難と判断せざるを得なくなったとき、患者が人間としての尊厳を保持し、人生の終えんを人間らしく生き抜いていただくためには、肉体的苦痛を取り除くことはもとより、いろいろな不安や苦痛から解放されるようにすることは医療の大切な役割でございます。

市立病院におきましては、これまでも終末期医療が必要な患者さんも少なからずおられ、残された命をその人らしく充実したものとしていただくため、さまざまな方法を模索しながらホスピスケアにも取り組んできたところでございます。病棟では、医師が患者さんや家族に病状等の説明をするときなどは担当看護婦も同席し、患者さんの病状や置かれた環境などをより正確に理解し、適切なケアを行うように常に努めております。また、患者さん側の反応などにも注意を払い、不安、つらさ、腹立たしさなどもそのまま受けとめ、共感の姿勢で患者さんを励ますことができるよう心がけております。

末期の患者さんは、食事が進まなくなることも多くあるわけですが、栄養士が患者さんのベッドサイドで希望を聞き、多くの治療食や特別食をつくる傍ら、患者さんの口に合う別メニューでの食事提供も行っております。

さらに、痛みのコントロールができ病状の安定した時期には、在宅療養も可能となりますので、一たん自宅にお帰りいただき、家族と過ごす時間を多く持てるような配慮も行っております。この在宅期間は、医師や看護婦が自宅を訪問するなど、患者さんと家族の身体的安定と精神的安定の支援に努めております。在宅ケアが継続して行われ、身体的・精神的な痛みが薄らぐ中、住みなれた家で家族とともに安らかな時間を過ごし、患者と家族が死を受容し、最期は家族の自由意思で病院でみとるケースも見られます。

緩和ケアについてはこのように実施してまいりましたが、さらに看護科においては、ホスピスケアをより深く検討するためのターミナルケア学習会を平成11年4月に組織し、対応の充実に努めているところであります。この中では、神経ブロック療法、モルヒネ治療などの痛みを取り除くための緩和治療や、一人ひとり異なる患者さんや家族を支える精神的・社会的緩和ケアについて学習しております。また、昨年12月には、日本の先駆けである福島ホスピス病院に7名の看護婦が研修に行き、実際の緩和ケアの現状を目の当たりにし、学んできたところでございます。今後も、ホスピスケアについて理解を深めるとともに、医師・看護婦・薬剤師・栄養士・リハビリスタッフ・ソーシャルワーカーなどが、おのこの専門性を生かしながら、共通理念に基づくチーム医療の向上を図り、とかく孤独になりがちな患者と家族を温かく明るい雰囲気の中でしっかりと支えていく体制を強化してまいりたいと考えております。

御案内のように、県内の許可病床数は、二次保健医療圏ごとに設定されております。村山二次保健医療圏の病床数は限度数に達したことから、今後増床の申請は認められなくなっております。

現在の市立病院の病棟は、内科・外科・整形外科・眼科等の入院患者さんの使用だけでほとんどゆとりのない状況にあります。前にも述べましたとおり、緩和ケア病棟についてはかなり厳しい施設基準であることから、すぐには要件を満たすことも難しく、緩和病棟への移行は困難と考えております。なお、将来の病院整備計画は、今後策定することになりますが、病床数をふやすことを展望できない現段階においては、緩和ケア病棟の新設もなかなか厳しいとの考えを持っているところであります。

このようなことから、今後は、市立病院が進めてきた院内分散型の緩和ケアチームによる終末期医療の強化を図り、患者さんや家族にとってさらに充実した医療供給体制の整備を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 本来なら、質問者である私がそうした意義についても申し上げなければならないところを、丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。

ただ、内容について市長は深く理解なさっているのかなというふうに、疑ってかかるわけではありませんけれども、思われてならないわけであります。私ここに、緩和ケア病棟の設置基準というふうなものを持っておりますけれども、これは厚生省で出した、1998年4月1日改定にしたやつでありますけれども、これを見ますと、11ほどありますが、そんなに厳しい、何ていいますか、基準というふうには私は思わないんですね。

それから、先ほどお話しありましたとおり、西村山の中核的な医療機関としてというふうなことであれば、これからはやっぱりこうしたものを念頭に置いて整備を図っていくべきではないかなというふうな、改めて申し上げておきたいというふうに思います。

それから、現在市立病院の中で緩和ケアが行われているというふうなことであります。確かにおっしゃるとおりだというふうに思いますけれども、ただ、それだけでは十分ではないのではないかなというふうなことを申し上げて、こうした施設をつくることによって終末期における医療がさらに充実をするのではないかなということを視点にして申し上げたのであります。

何ていいますか、ニーズ等については市長も十分おわかりのようでありますから、じゃ、どこが違うのかというふうに言いますと、一般病院の場合、ホスピスケアというふうなものを考えた場合に、ニーズはそれぞれ同じだというふうに思うんですね。ホスピスで死んでいく患者も、あるいは一般病院で亡くなっていく患者の場合も。ですから、それに対するケアというのは本来私同じだというふうに思いますけれども、しかし、一般病院の実情は、先ほど答弁にあったかもわかりませんが、システムとして死んでいく人のためには私はつくられていないというふうに思うんですね。手っとり早く言えば、治療をしたり、あるいは病気が直っていく人のためにシステム化されていると言っても、私は過言ではないというふうに思うんです。

そういう意味では、病院の現状というのは非常に多忙でありますし、ましてや同一の病棟や病室にいる場合には、例えば3日か1週間後に確実に死んでいく人よりも、言い過ぎかもしれませんが、今血を流している、まだ十分生きる、その人の方が優先されるのではないかなというふうに私は思っているのであります。早く言いますと、今はまだ死なないんだからというふうなことで後でということになるのではないかなというふうに思われてならないわけであります。そういう意味では、取り残されるといいますか、これは緩和ケアについて先進的な考え方を持っている医者が私と同じような形で証言をしているわけでありまして、あながち私がそういう意味で思いつきで言っているのではないということをお理解いただけるものというふうに思います。

それから、せっかく病院長にもおいでをいただきました。政策的なことでもありますので、質問の趣旨をお聞き取りいただいた際に市長だけでいいのではないかなというふうに丁重にお断り申し上げたんでありますが、せっかくおいでいただきましたので、感謝を申し上げながら、一つだけ申し上げておきたいというふうに思います。

市長は、今、近代的な医療機器について整備を図っているというようなことであります。私、今回父親の死に際して二つ心するものがありまして、一つはこの緩和ケアをぜひつくるべきだということと、もう一つは、幾ら近代的な医療機器をそろえたって、中身のそれを分析できるような医療スタッフをそろえておかなければ、何ていいますか、余り役に立たないのではないかなということを強く思ったのであります。したがって、市立病院の医師の皆さんには、ぜひ日ごろの研さんを積んでいただきたいというふうに思いますし、また、市長には優秀な医師の確保について今後とも御努力をいただきたいと、こういうふうに、せっかくの

機会でありますからお願いをしておきたいというふうに思います。

以上を申し上げまして2問にさせていただきたいというふうに思いますけれども、ニーズがわかるというようなことありますから、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思いながら、2問にさせていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問の質問の答弁に尽きると思いますが、いろいろ見ましても設置基準というのは非常に難しい、厳しいようございまして、一般病棟とはまた違うように私は理解しているところございまして。それが第1点。

第2点は、やっぱり先ほど申し上げましたように、村山の医療圏域においては、もうベッド数の割り当てを受けるものが、枠がないんでございまして、そういうこともございまして。

それから、そういう中で、現在といたしましては、先ほど申し上げたように、ターミナルケア学習会というものを組織いたしまして勉強に勉強を重ね、ほかの県に研修にまで行って、そして医師あるいは看護婦中心にして、あるいは心理療法関係の方々も一緒になってチーム療法をやっておると、また、それをさらに充実していこうと、こういう姿勢でおるわけございまして。実際にやっておるわけございまして。自分たちの持ち場持ち場を持っておるほかにこういうことをやっておるということございまして、私も大変病院の院長初め職員には感謝しておるところございまして。そして、よくよく大変だなと、こう思っていますけれども、現在置かれているホスピスに対しましての対応というものに、非常に熱心に取り組んでおるということを私から申し上げたいと思っております。

それから、医師の確保ということございまして、院長の方といろいろ足を何回も運んで山大的な方の接触を続けておるところございまして、全体としまして、非常に県内で医師の試験に合格する方が少ないとか、あるいは県内にとどまる先生が少ないとかいろいろあるわけございまして、そういう事情があって難しいんでございまして、本市の市立病院の実情を訴えながら努力しておるところございまして。

私の方から、以上です。

佐竹敬一議長 市立病院長。

佐藤政悦病院長 先ほど、治療の問題とケアの問題等々ございましたので、ちょっと一言つけ加えさせていただきます。

先ほど内藤議員の方から、いわゆるキュアとケア、ケアというのは今介護等々を含めての言葉なんですけれども、いわゆるキュア、治療に関してのところなんですけれども、そっちの方の治療の方に重点があっどもケアの方がおろそかになっているんじゃないかというようなちょっと言葉があったんですけれども、決して片方に重点を置いてというふうな意識でやっているというわけではございません。当病院の看護婦たちが、自主的にいろいろ学習会をつくったりとか、あるいは自分たちの方からこういうところに行ってみたいというふうな実は去年申し出がありまして、だったら頑張ってこいという形で7名に行ってもらったんですけれども、そういうふうなことで、実際のターミナルに関してはいろいろ関心を持っている。関心を持っていると言えば語弊がありますが、これに対しては非常に大事なことだというふうな認識がありまして、これをどういう形で進めていったらいいのかということを経験者との勉強会等々もやりながら今頑張っているところであります。

緩和ケア病棟に関しましては、緩和ケアのやり方というものはいろいろな形態があろうかと思ひます。病棟で一般的に多いのは、緩和ケア病棟をつくるタイプ、それから大きな病院の中に病棟をつくるタイプ、あるいはその病院の敷地の中に単独でその建物をつくるタイプ、あるいは緩和ケア病院ですか、これを単独につくるようなタイプ。これは当然厚生省の方の施設認可基準を得られますけれども、なかなかでもそのところが難しいところで、ただ、大事なところだということで、院内の分散型。すなわち、いろいろなところのスタッフ、医師あるいは当然看護婦とか、それからMSWとか、いろんなところの人が集まって、とにかく何とかケアを頑張ってやっていきたいというふうなところで、そういう形で頑張っでやっているところ、これが院内分散型です。ただ、これは施設の認定を受けておりませんので、確かに手間と暇はかかります。診療報酬はいただきません。しかし、病院の方のそういうレベルアップ、アメニティーを向上する等々のところで非常に大事な分野ということで認識しておりまして、これに関して一応頑張っでいこうじゃないかということで、当病院としては院内分散型のタイプで何とか今頑張っでいるところです。

確かに、ターミナルケアに関しては、まだ歴史が浅いということもありましてまだまだ十分でないところがあろうかと思ひます。しかし、頑張っでそこをちゃんとやりたいというふうな意識、そこに対しての努力は相当うちの職員は頑張っでいるというふうな私認識しておりますので、これからさらによりよいものをつくっでいきたいと考えております。以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 2問で終わりにしようかというふうに思ったんですが、今ある病院の中でそうしたターミナルケアといいますかそれが行われているということは、私も十分承知をしております。ただ、それだけでは、私が先ほどから申し上げたようなケアはできないということなんです。例えば、そうした施設では、酒が欲しいと言えば酒も飲める。たばこが欲しいと言えばたばこもめる。こうしたことというのは、一般の病院ではそれは不可能ですね。同室にいる場合なんか特に。これを一つだけとってみてもおわかりになっていただけるといふふうに思いますし、また、家族が同じようなところに入って患者のケアをするということも不可能ですね。でありますから、これは一々申し上げなくても、院長は既にそれは百もおわかりになっていると思いますのでこの辺で終わっておきますけれども、根本的に今の病棟ではできないということで、ぜひ改めてお考えになっていただきたいと、こういうふうをお願いをしておきたいというふうに思います。

それから死亡した場合、やっぱり通常の一般の入院している患者さんと同じなんです。その処置もそこでなされるというようなことでありますと、家族がそこで同室をしている患者さんに気を使わなければならないなんていうのは、そんな病院が西村山地域の中核施設なんていうのは、ちょっと恥ずかしいんじゃないかというように私は思うんです。ですから、こんなことまで本当は申し上げたくなかったんですが、そうしたところも含めて、今後本当に名実ともに西村山の中核病院になるようにひとつ御努力をお願いして、私の質問を終わります。

平成12年6月第2回定例会

散 会 午後3時35分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでございました。

平成12年6月19日(月曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝・	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

平成12年6月第2回定例会

議事日程第4号

平成12年6月19日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

平成12年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、16日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成12年6月19日(月)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
12	中心市街地の活性化について	パオビル取得とその活用について 市民の総意を汲み尽くすことについて	22番 遠藤聖作	市長
13	教育行政のあり方について	中学校給食の今日的意義について 保健体育審議会答申(97年9月)についての市教育委員会の見解を問う 県教育委員会の「中学校給食の実施率を高めていきたい」という見解と市教育委員会の中学校給食に対する見解の整合性について		教育委員長
14	駅前再開発事業の進捗状況について	仮換地等事業の進捗状況について 商業ゾーン等街づくり全体のイメージを具体的に示してほしい 定住人口の確保をどのように図るのか 商店街利用者のための駐車スペースはどの程度確保できるのか	15番 伊藤諭	市長

遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号12番、13番について、22番遠藤聖作議員。

〔22番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市政の民主的な前進を願っている多くの市民を代表して、以下、市長並びに教育委員長に質問をいたします。

最初に、通告番号12番、「中心市街地の活性化について」、とりわけ旧パオビル取得にかかわって、その活用のあり方について伺います。

御存じのように、5月26日の臨時市議会で、旧パオビルの取得契約の議決がなされ、あわせて6月23日付で建物の明け渡しを受け、利用計画に基づいて改装工事が始まろうとしています。

この問題に議会がかかわった最初は、昨年12月定例市議会にパオビルを市として活用を図ってほしいという陳情が寄せられてからであります。

私ども日本共産党市議団は、この陳情に対して、ビル取得に当たって一定の条件をつけて採択することに賛成をいたしました。

しかし、その後の市当局の作業の進め方は、議会が決議してまで附帯した条件を余りにもおろそかにしたものであったと判断せざるを得ないようなものであったのであります。

中心市街地の活性化を図る目的で取得するのであれば、何よりも市民に対して、とりわけ市の中心部に居住し、営業したりしている老若男女の大方の住民に納得の得られる利活用の仕方について、先入観のない状態で、大胆かつ率直に問いかけることが大切なことであります。

しかし、現実には、ことしに入って一部商業新聞に市役所内部や限られた団体などで内々に検討している内容が確定的な記事で報道されたなど、議会はおろか多くの一般市民にもかかわれない状態で利活用の検討がなされていることが明らかになったのであります。

その後、4月5日の市報でテナントの入居と3階から上の利活用について市民の意見を募る記事が掲載されました。これも、3月議会の文教経済常任委員会や議会終了後の28日の議会全員協議会の説明会の場で、議員側から強い指摘を受けて実施されたものであります。

しかし、その記事の内容を読むと明らかなように、ビル全体について、既に大筋で利活用の骨格は決められており、その趣旨に沿うものについてアイデアを募るというものであったのであります。

5月の議会全員協議会で公募の結果が発表されました。御承知のように、入居団体はテナントで21店、チャレンジショップが4店、カルチャー教室が五つ、非営利団体が7団体であります。

活用案については、市民16名から24の提案が寄せられたということであり、そのことを踏まえて、以下市長に伺います。

第1に、テナント入居を初めビル利用希望者が最終的にどの程度あったのか、テナントやカルチャー教室、ボランティア団体などそれぞれについて示していただきたいと思えます。

5月の全員協議会で紹介された以外にテナントやビル利用希望者がいたのなら、どういう基準で入居あるいは非入居を決めたのか、説明をしていただきたいと思えます。

第2に、中心市街地の住民がパオビルの空きビル化に危機感を持った理由の一つには、身近なところにあった食料三品を含む日常生活用品を豊富にそろえた店舗がなくなるということで、生活していく上での必要条件の一つが地域から消滅する懸念があったからであります。

しかし、もう一つは、中心市街地にありながら空洞化が進行し、かつてのまちとしてのまとまりやにぎわ

いがなくなりつつあることへの不安も大きな動機であったと思います。

その点から見ると、今回の入居者の顔ぶれの中には単に市街地の他のビルからパオビルに移動しただけの業者や団体がいて、それで活性化につながるだろうかという疑問を持つものであります。よそに空きビルをつくるようなことでいいのか、このことについて市長の見解を伺いたいと思います。

第3点に、ボランティア団体や非営利団体に無料ないし低料金で事務所として貸し出すことについて伺います。

このことについては、7団体については入居希望があったからとの説明であります。偶然かもしれませんが、ライオンズクラブなどの団体が三つも入ることになっています。資金も乏しく事務所も持たないで、代表者などの個人宅を連絡所にして困難な条件の中で活動している市内のボランティア団体は四十数団体もあります。無料か低料金で事務所を貸し出すのであれば、なぜこれらのボランティア団体に直接利用を呼びかけなかったのか不思議でなりません。もしそうしていたら希望が殺到したと思います。

単に募集期間中にライオンズクラブやロータリークラブなどしか利用の申し込みがなかったとしたら、改めて市内のボランティア団体に個別に呼びかけるべきではなかったのかと考えます。このことについても市長の見解を伺います。

第4に、14日の松田 孝議員が一般質問で取り上げた、1階に設けられるという「市民課自動コーナー」の問題について伺います。

去る5月26日の臨時議会で「市民課の自動コーナーはいつ設けられるのか」という同僚議員の質疑に対して、当局は、「活用をどうするかという意見の中に自動コーナーを設けるべきだという意見が非常にあったこと」「コイン式で日曜・祭日でもそこに行けば自動交付機で住民票あるいは印鑑証明書をもらえるようなシステムを考えていること」「市の本体の電算とのかかわりもあるので、次の議会あたりにその管理経費などを持ちたい。ただし、これはまだ先のことで、9月のオープンには間に合わず、半年ぐらいかかるのかなということ、システムとか、カードの交付とか、そういう問題があって今鋭意検討している」と答弁されたのであります。

松田議員の質問の趣旨は、こうした当局の見解、答弁を受けて行われたもので、14日の市長の「そんなことを言ったか言わないかわからない」とか、「平成14年に住民基本台帳の全国ネットワークシステムが実施されるので、それを待ちたい。当面自動交付機は設置するつもりはない」というに至っては、質問そのものが成り立たないではありませんか。

5月の臨時議会での当局答弁を要約すれば、「ビルの再オープンの9月には間に合わないが、半年ぐらひかけて自動交付機を設置できるよう検討中だ」と、そう述べたことは紛れもない事実であります。後日、議会の会議録が出てくれば明らかになることであります。

推測するしかありませんが、昨年の法制定を見過ごしたのではないかと思います。「ビルの活用について市役所内部で十分検討した」というその実態が、このように片手落ちなものであったことをみずから証明した事例として象徴的なことであります。

5月の臨時議会から6月定例市議会までの間に当局の中でどのような検討がなされたのか、私たちに知る由がないのであります。少なくとも、この2週間の間どのような政策的な変更がなされたのか、議会に説明もしないで結論だけ一方的に披露するというのでは当局と議会の信頼関係は台なしであります。事前に質問者に聞き取りを行っているのでありますから、言葉じりをとらえてやり合うのではなくて、質問の趣旨を酌み取って、双方の議論がかみ合うような答弁を準備する責任が当局にはあると考えます。

いずれにしても、「将来に備えてビルの中に市民課自動コーナーのスペースをとったのだ」というのが最終的な答弁だったのでありますから、松田議員の「自動交付機コーナーを旧パオビルに設置するのであれば、市役所から遠方にある陵西地区や柴橋地区にも優先的に設置することを検討するべきだ」という主張は、住

民の利便性や行政の公平性を踏まえれば、ごく当たり前の自然な要求であります。

中心市街地のパオビルに設置するのはいいが、白岩や柴橋地区にはだめだという市長の言い分には全く説得力がないではありませんか。そうしたことも見えない、判断がつかないというのは、4万3,000市民の代表者としての市長の適格性を疑わざるを得ません。改めてこのことについて市長に伺いたいと思います。

次に、市民の意見や提言を可能な限り酌み尽くして旧パオビルの利活用を検討すべきことについて伺います。

5月26日の臨時議会で、私はゲームセンターを入居させる問題を指摘しました。その後、担当者から青少年育成団体や教育団体の関係者などの意見を聴取した結果、入居を遠慮してもらうことになったという報告を聞きました。担当者の間を置かない果敢な対応について積極的に評価をしたいと思います。

そのことについて何が問題だったのか、改めて指摘をしておきたいと思います。

寒河江市が取得すればあのビルは公共施設になるわけでありまして、そこに子供たちに多額なお金を消費させるゲーム機を置くという発想自体が問題だったのであります。行政を預かる人は、当然にして一定の市民道徳を備えていなければなりません。

昨年、国連の「子供の権利委員会」が日本に対して異例の勧告を行っています。そこでは、日本は子供を育てる環境としては世界の中でも最も劣悪な国の一つであるとして、日本では暴力やポルノから子供たちを守る有効な手だてがほとんどとられていないと指摘しています。

ゲーム機器で暴力行為を疑似体験する子供がふえていることが、限度をわきまえない校内暴力やいじめの激増につながっていると指摘する専門家もいるほどであります。

最近も、ゲームなどで遊ぶ金欲しさに恐喝や金品を巻き上げるという子供たちの事件が連日のように報道されています。問題なのは、ビルの利用方法に関して、こうしたことを関係者と協議していればすぐにわかったことなのに、指摘されるまで行っていなかったということでもあります。

さきに挙げたボランティア団体への対応についてもそうであります。

市報で募集したのに応募してこなかったからでは、余りに官僚的な態度であります。あるボランティア団体の代表は、「自分たちが入れる資格があるとは思っていなかった」と言っています。市報での呼びかけがこうした人たちに十分伝わっていなかったということを示しているではありませんか。

自動交付機コーナーの設置についてもそうであります。

昨年の松田議員の質問に対して「そんな要望は市民から出ていない」と市長は答弁しています。それなのに今度は「自動交付機を設置すべきだという意見が非常に多くあった」と180度異なった答弁を行っています。一体市長は市民の声を聞くという場合、どのようなところから出た声なら聞こえてくるのか不思議でなりません。白岩地区住民の声を代表して公の議会で取り上げられた意見は聞こえないが、ビル検討委員会から出た意見なら非常に多い意見として聞こえてくるとも言うのでしょうか。これでは、市長が幾ら市役所の中で職員から意見を募り検討したとか各種団体と協議したと言っても、余りに不十分、余りに片手落ちだということは明白であります。

繰り返しますが、市の中心街の活性化にかかわるこの問題については、最低でもビル周辺の中心部の住民全員にビルの利活用についてアンケートをとるとか、市職員を動員して全戸ローラーで面接調査を実施するとか、そのくらい重視してもし過ぎるということのないテーマであります。ビルの活用のために市民の意見を酌み尽くすという意味を市長はどの程度理解をしているのか、これで十分だと考えているのか伺いたいと思います。

今からでも遅いとは考えません。何らかの方法で住民の意見を酌み上げる手だてをとるべきであります。よりすぐれたビルの活用の方法を、市民の声を背景にして練り上げるべきだと考えます。今後の佐藤市政の行政執行のあり方にもかかわるものでありますので、きちんとした答弁を求めておきたいと思います。

次、通告番号13番、教育行政のあり方について伺います。

中学校給食を実現してほしいという行政に対する要望は平成3年以来続いており、父母など保護者を中心にした市民にとっては10年来の念願となっています。

この間の経過については御存じのない同僚議員も多いので、改めて概括をしてみたいと思います。

この問題が寒河江市政の課題として浮上した直接のきっかけは、日本共産党市議団に寄せられた市民からの一通の投書であります。

山形市から寒河江市に移住した中学生を持つお母さん、投書の主でありますけれども、中学校に転校のあいさつに行ったら、「寒河江市では給食を中学校では実施していない」ということを知らせて驚いたということでもあります。

その後、「寒河江市でも中学校給食を実施してほしい」という市民の声は、燎原の火のごとく一気に広がりました。平成3年の1月には「中学校給食を実現する市民の会」が結成され、3月市議会に請願が提出されました。しかし、残念ながら、この請願は議員のちょうど任期切れと重なり、十分な審議がなされないまま継続審査となり、自動的に廃案にされました。

「市民の会」はそれを受けて、市議会の改選後の6月市議会に向けて直ちに行動を起こし、短期間のうちに3,373名の署名を添えて再度請願を提出しています。この請願は、6月、9月と2回の慎重な継続審査を経て、12月議会で満場一致で採択されたのであります。

しかし、教育委員会はこうした市民と議会の声を無視をして、平成7年3月に「中学校給食の必要性は認めない」との見解を公表しました。

この間、同僚議員の中学校給食に関する質問は延べ17回にも上ります。私自身も今回で都合7回の質問を行っています。しかし、教育委員会が「見解」を公表して以降は、議会で取り上げても判で押したように「必要ない」という硬直したオウム返しの答弁しか行わなくなりました。

この問題については、市民の願いを議会での論戦を通じて双方の一致点を見出しながら実現の道筋を模索していくという議会制民主主義本来の基本原則が成り立たなくなっています。

ところで、市当局がこのような態度に固執している間に、学校給食、とりわけ中学校給食をめぐる、ここ数年来、文部省や山形県教育委員会では、新しい給食の意義づけや実施率の向上を図ることについて積極的な見解の発表や発言が相次いできています。

そこで、今回は、学校給食、とりわけ中学校給食の今日的意義について文部省や県教育委員会の見解を踏まえて、市教育委員会の立場を伺いたいと思います。

去る平成9年9月、文部大臣の諮問機関である保健体育審議会は、「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興のあり方について」という長文の答申書を大臣あてに提出しています。この中で学校給食の問題は、「学校における体育・スポーツ及び健康に関する教育・管理の充実」の中で取り上げられています。

そこでは、学校給食は、「学校保健・学校安全・学校給食の三つの学校健康教育の中で相互に連携しながら一体的、総合的にとらえて取り組みを強め、児童生徒の健康の保持増進を図らなければならない」と位置づけています。

さらには、健康教育の実践では、教諭だけでなく養護教諭や学校医に加えて、学校栄養職員など専門性を有する教職員も含めて幅広く考える必要があると指摘をしています。

また、そうまでして学校給食の位置づけを高めていく必要があるのはなぜか、そのことについてもこの答申では触れています。

「学校給食の今日的意義について」をわざわざ1項目起こして、中学校給食の実施率を高める必要性にも言及しておりますので、やや長くなりますが紹介しておきたいと思います。

「個々人のライフスタイルの多様化や外食産業の拡大など食生活を取り巻く社会環境などの変化に伴い、外食・加工食品の利用者の増加や朝食欠食率の増加など、個々人の食行動の多様化が進んでいる。このような食行動の多様化を背景に、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取などの偏った栄養摂取、肥満などの生活習慣病の増加及び若年化など、食に起因する新たな健康問題が増加をしている。

学校における食に関する指導は、従来から関連教科などにおいて、食生活と心身の発育・発達、食生活と心身の健康の増進、食生活と疾病などに関して指導を行ってきたところであるが、こうした食に関する現代的課題に照らすと、生涯を通じた健康づくりの観点から、食生活の果たす重要な役割の理解の上に、栄養バランスのとれた食生活や適切な衛生管理が実践されるよう指導することが求められる。

学校給食は、栄養バランスのとれた食事内容、食についての衛生管理などをじかに体験しつつ学ぶなど、食に関する指導の生きた教材として活用することが可能である。こうした学校給食の活用により、栄養管理や望ましい食生活の形成に関する家庭の教育力の活性化を図る必要がある。学校給食は、社会全体として欠乏しているカルシウムなどの栄養摂取を確保する機会を学齢期の児童生徒に対して用意しているという機能も果たしている。

このような学校給食の今日的意義と役割を考えると、現在、完全給食の実施率が約6割である中学校については、未実施市町村において積極的な取り組みが望まれる」、このように中学校の生徒の段階まで完全給食を重視して、普及していく必要性を強調しているのであります。

さらに、山形県教育委員会もこうした状況を踏まえて、県議会文教公安委員会で「中学校給食の実施率を高めていきたい。当面、県内市町村の所管課長会議や校長会議などいろんな機会をとらえて、そのことを呼びかけていきたい」と答弁し、取り組みを強めていくことを表明しています。

私たち日本共産党は、先日、県教育委員会とこの問題で懇談しました。この中で県内市町村がこの中学校給食の実施をめぐる問題で種々見解が分かれていることについて問いただきました。これに対して、斎藤俊昭保健福利課保健主管は「中学校給食の実施率を高めていきたいというのは県の一貫した態度だ。この間、上山市、尾花沢市で実施に向けて具体的な取り組みを始めた自治体もあるし、新庄市、酒田市などでも市長が議会で前向きな答弁をしているなど、これまで未実施自治体でも動きが出てきている。中学校給食に対する認識については、一部の自治体に無理解もあるようだが、これについては改めるよう求めていきたい」と述べています。

さらに、現場の教師から現行のカリキュラムでは給食の時間をとることに無理があるという声が上がっていることについて、「県として現場の状況を調査し、完全給食を実施できる環境づくりを検討してみたい」と答えています。

この寒河江市でも中学校完全給食を行うべきだということを、私は何度も何度も教育委員会と議論を重ねてまいりました。しかし、平成7年3月に「見解」を発表してからは、先ほど言いましたように、市の教育委員会の答弁はそこから一步も出ないまま、オウム返しであります。

子供たちを取り巻く環境や情勢は、今紹介したように、文部省の保健体育審議会の大臣答申や県の教育委員会の見解を見ても、大きく激しく変化しているのであります。こうした情勢の激変に速やかに対応できる柔軟な思考と判断力が求められているときに、「固まったままの態度」というのはいかがなものかと考えます。

県教育委員会の見解や保健体育審議会の答申を十分に検討精査した上での、今日の時点での市教育委員会のこの問題での見解を改めて伺って第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、寒河江ショッピングセンターの問題でございますが、希望者云々についての御質問でございます。

寒河江ショッピングセンターにつきましては、市が取得してビルの取得費及び改造費について国の補助を受け、中心市街地の活性化の拠点施設として整備をいたしております。

整備の内容は、御案内かと思いますが、地下1階から地上2階までは商業施設とし、3階から5階までは公共施設としての活用のほか、民間非営利団体への事務所の貸与やカルチャー教室に対する賃貸を考え、テナント料も含めて、本年4月5日号の市報でテナント等の募集を行ってきたところでございます。

募集期間は4月5日から20日までとして募集いたしました。その結果、テナントの希望者は24名で、希望面積は1,133坪でありました。

若手後継者や新たに商売を始める人のためのチャレンジショップコーナーには、9名で54坪の応募者がありました。募集の締め切り後、配置面積の調整のため応募者にお集まりいただいたところでありましたが、チャレンジショップに応募された5名の方が辞退されました。チャレンジショップは現在のところ4名で25坪でございます。

テナントについては調整している段階で3名の方が辞退され、5月22日の市議会全員協議会のときに示した資料のときは21名で1,059坪でありました。資料に示した2階平面図にある衣料品の26坪については、テナント者名が空欄になっております。したがって、応募者が希望どおりの面積を確保しても、まだあきがある状態であります。

また、入居、非入居の基準ということでございますが、売り場面積より応募者の面積の方が多くなった場合には、テナント者の入居選考委員会なるものを設置しなければならないと考えておりましたが、希望どおりに配置してもあきがある状況でありましたので、入居選考委員会を設置しなかったところでございます。

また、2階のゲームセンターにつきましては、先日、青少年育成関係18団体の御意見をいただきました。意見の中には、商業施設としてはゲームコーナーがあってもよいのではないかとの意見もありましたが、市の公共施設となるのであれば、公共施設に入居させる業種としてはふさわしくないのではないかとの意見もありました。それらのことを踏まえ入居をお断りすることにし、ゲームセンターの社長から承諾をいただいたところでございます。

したがって、2階のフロアは現在はその場所も含めてあいている状態でありますので、商工会と一体となり、新たなテナント者を探しているところであります。9月のオープンまでには全部埋まるようにしたいと努力をいたしております。

今後においてもテナント者の出入りについては予想されることでありますので、常にテナント希望者の門戸を開いているところでございます。

それから、市街地のビルからパオビルに移動しただけの業者が多いのではないかという御質問がございました。

現在入居が決まっているテナント者は20名であり、うちパオビルで営業されていた方が12名で、新規入居者は8名であります。8名のすべてが現在の店舗を閉めてパオに入居するということではなく、全員がパオでの新たな事業展開でございます。

チャレンジショップの4名は新たに商売を起こそうとする方々であり、当然他の場所からの移転ではございません。

カルチャー教室については5名おりますが、うち、これまでもパオで利用なされている方が1名、新たに

教室を営む方が1名、駅前の区画整理の関係者が1名、現在本町地区で教室を開いておりますが、その場所は継続して営業し、さらにパオの中で2店舗目として事業拡張する方が1名おります。もう1名の方は市内で教室を開いておりますが、そこを閉じてパオに入居されるとのことであります。

したがって、テナント者20名、カルチャー教室5名のうち、駅前区画整理の関係を除いては1名のみが現在の店舗を閉めてパオに入居されるものであり、残りの23名については入居することによって従前の店舗にあきが生ずるといえることはないところであります。

ボランティア団体等に直接の呼びかけというような御質問もありません。

ショッピングセンターの取得については、昨年12月末、本年に入り2月、3月、4月と新聞紙上に載っており、市民の間でも話題となっていたところであります。中でも3月末と4月の新聞では、民間非営利団体の事務所の件も具体的に載っており、関心のある団体は新聞記事を見ていたのではないかと考えております。

4月5日号の市報で事務所及び賃借人の募集として、3階から5階までの一部を民間非営利団体とカルチャー教室の希望者を募りました。賃借料は、民間非営利団体については、民間非営利団体等の支援の一環として無料といたしました。

この募集期間も4月5日から4月20日までといたしましたものであります。締め切ったところ、7団体からの応募があり、面積も確保されることから全団体の入居を認めたところであります。現在までに1団体から辞退があり、1カ所があいている状況であります。

資金も乏しく事務所を持たない団体に直接利用を呼びかけなかったのかということですが、どの辺の団体まで呼びかければよいのかというようなこともありますし、民間非営利団体の事務所の貸与については、市報で募集したほかはどの団体にも直接の声かけはいたしていないところでございます。借りたいと思った団体は市報を見て募集されたのでありまして、個々に直接呼びかけをすれば、そのことによって公平性のこととか別な問題が生じてくるものと思われ、そのようなことは考えないところであります。

それから、自動交付機のことについての御質問があったわけですが、まずオープン時期について5月26日の臨時議会のことがありました。

確かに5月26日の臨時議会の中で自動交付機のことを質問あったわけですが、そのときの答弁といたしましては、「経費等は次の議会あたりに持ちたい」として、「9月のオープン時には間に合わない」と、「半年ぐらいかかるのではないかと」と、「システムとかカードの交付とか鋭意検討している」と答えました。

検討した結果、14日に松田議員にもお答えしたとおり、平成14年度から全国的に開始される住民基本台帳ネットワークシステムを最大限に活用して、より多様な充実した住民サービスを効果的に推進するために検討している段階でありまして、今自動交付機を設置しますと、また新たな自動交付機の設置、ホストコンピューターと端末機の接続、そしてカード発行等の諸経費が不経済になりまして、市民にとってもカードの切りかえの煩わしさと混乱が生じるためと申し上げたところでありまして、変わりはないところであります。

次に、パオビルに住民票などの自動交付機を設置しようと考えましたのは、パオビルの3階から5階までの公共施設の活用検討委員会及び市報で募集した具体的アイデアの中で設置の提言があったのでありまして、検討した結果、中心市街地に位置する公共施設は多くの市民が土曜・日曜・祭日にも利用することが予想され、住民の利便の意味からも、ビルの1階に置くことがよいのではないかと結論に達し、1階に置くことにいたしましたものでございます。

白岩、柴橋等の地に住民票などの自動交付機の設置についてでございますが、これも14日に答弁いたしましたように、パオビルは中心市街地に位置する公共施設であり、この種の窓口的なものがあってもしかるべきであるとし、白岩、柴橋地区は道路整備等によりまして時間的、空間的な観点から遠隔地という考えは持っておらず、両地区に当面自動交付機の設置は考えていないところでございます。先日答弁したとおりでござ

ざいます。

それから、ビルの活用についてのアンケート云々の御質問でございます。

ビルの取得の方向の考えにつきましては、昨年の12月14日の議会の全員協議会におきまして、「本市の中心市街地のまちづくりの観点から、買い取りを視野に入れて前向きに検討していかなければなりません」と申し上げ、市といたしましてはビルの活用と運営について早急に検討しなければならない状態にありますので、12月10日にビルの活用について想定されると思われる課による検討会を設置しまして、4回にわたり検討いたしてまいりました。

また、12月議会において商工会から議長に出された「寒河江ショッピングセンター・パオ2丁目ビルの活性化支援についての陳情」に対し、取得したビルの利活用及び管理については広く市民の意見や提言を求めるとの附帯決議がなされたわけでございます。1月に入ってから、市内の30に及ぶ各種団体の方々より、ビルの有効な活用についての意見提言をいただいたところでありました。この結果につきましては、3月28日に開催していただいた寒河江ショッピングセンターの進め方についての議員懇談会で資料として示して説明を申し上げたところでございます。

もっと広く意見を聞くべきだと提言もあり、4月5日号の市報に、3階から5階については教育文化施設や高齢者・若者・子供たちが思い思いに楽しく過ごせる交流施設としての利用を考えておりますが、具体的アイデアを募集いたしました。その結果については、これまた5月22日に開催していただいた全員協議会の資料として示し、説明いたしましたとおりであります。

協議会のときにも申し上げましたが、市報の応募にあった市立病院の一部機能移転は、現時点では実現が非常に難しい提言であります。また、4階から3階への滑り台の設置は、これも難しい提言であります。循環バスの運行を除いては、庁内の活用検討会及び各種団体との座談会の結果とおおむね似通った内容であると申し上げたところでございます。

このように、庁内の活用検討会はもとより、30に及ぶ各種団体、さらには市報で市民に具体的なアイデアを募集するなどして、また議会にも示しながら活用案を決めたものであり、3階から5階における公共施設としての活用案については、市民の声というものは十分に反映されたものと思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 教育行政のあり方についてお答えいたします。

今日、子供の教育をめぐる諸問題につきましては、最近の青少年の犯罪の多発傾向とも相まって、マスコミにおいて連日のように大きく取り上げられており、市民の関心も旧来に増して高いものがあると認識しております。

また、社会問題となっておりますこのような青少年の事件の中にも大変痛ましい凶悪な事件までもが相次いで起こっていることに関しまして、教育行政を預かる一人として深く心を痛めているところであります。

これらの事件の要因や背景については、多方面からさまざまなことが指摘されておりますが、その一つとして家族や家庭のあり方の問題も論じられております。中でも親子のつながりの希薄さ、家庭における子育ての姿勢などの課題も浮き彫りにされており、教育関係者のみならず、私たち大人への警鐘ととらえているところであります。そして、子供の教育を人任せ、学校任せにするいわば親が不在の子育てではなく、手づくりの温かさと厳しさと愛情あふれる子育てが今本当に求められている課題であると指摘されております。

さて、本市における学校給食についてであります。この実施については、安全でおいしい給食が提供できるように支援してきたところであります。このために、地元業者への食材の発注、御飯給食での地元産米の使用を初め、郷土食給食、オールドブル給食などの取り組み、さらには0 - 157対策を初めとした衛生管理の徹底など、学校給食の充実に努めているところでございます。

中学校給食について何点か御質問がございましたのでお答え申し上げます。

まず、中学校給食の今日的意義についてであります。学校給食はそもそも、戦後の食糧不足の時代にあって、子供の食を確保するとともに、より高い栄養補給に努め、児童生徒の健康維持と体位の向上に寄与するために実施されたものであります。

しかしながら、近年においては生活水準が向上し、食生活は一般的に豊かになったと言われております。このような中でも、一方において今日の青少年の不規則な食生活からくる栄養摂取のアンバランスも見られ、食生活を新たな今日的課題を踏まえて質的に改善する必要があるとの指摘もあります。

つまり、学校給食生活発足当時とは著しく食糧事情が変化してきており、学校給食法の「児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与する」というねらいそのものが変容している傾向にあると認識しております。

学校給食の教育的役割については、学校給食法第2条の四つの目標に示されておりますが、児童生徒を取り巻く食事環境を踏まえ、小学校における完全給食を通じた給食指導を充実させ、さらに中学校における弁当・ミルク給食の実施により、みずからの食生活について学校での各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間などの学習と結びつけるとともに、家庭との連携を図り、協力を得ながら学校給食の目標実現に向けて取り組んでいるところであります。

次に、保健体育審議会の答申についてであります。御案内のように、平成9年9月に「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツ振興のあり方について」が文部大臣に答申されております。これは、生涯スポーツや学校における体育・スポーツ及び健康に関する教育、家庭や地域社会におけるスポーツ健康学習、さらに競技スポーツの振興など、生涯にわたる心身の健康の保持増進のため、幅広い分野について提言を行っているものであります。

この提言の中には学校給食に関する部分もありますが、これはさきに述べましたように、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取などの偏った栄養摂取、朝食欠食率の増加、肥満症等の生活習慣病の増加や若年化などの今日的な新たな課題を示してきているものであります。

このような中であって、各学校では実際の指導を展開しており、その一例として、毎年心をはぐくむ給食週間を設定し、小学校では改めて食の大切さを気づかせたり、中学校では栄養と心身の健康、朝食の大切さなどについていろいろなデータを使って学んだり、弁当をつくってくれる母親や家族との心の交流を図ったり、創意工夫しながら実践しているところであり、学校栄養職員との協力した指導も充実し、一定の成果を上げております。

今後ともバランスのとれた食事内容や衛生管理、望ましい食生活の形成などについては、関連教科などの指導とあわせ、教育活動全体の中でより一層推進していくとともに、家庭との連携、協力を深めながら取り組みを進めていかなければならないと考えております。

中学校の給食実施についても提言がございましたが、本市では学校教育の今日的課題、学校経営上の問題、家庭の教育力との関連、行財政とのかかわり、学校給食の教育的な役割などの観点から、総合的に判断いたしました見解を申し上げてきたところであり、これまで申し上げたように、小学校における完全給食と中学校における弁当持参のミルク給食の9年間を通した指導により、学校給食の目標を達成できるものと考えております。

次に、県教委の見解についてでございますが、中学校給食実施に関する考えは伺っております。しかし、これは一般論としての見解であり、学校現場におけるゆとりのある教育の問題や財政的な問題もあるので、具体的にはあくまでも各自治体の主体的な判断にまつべきものであり、各市町村教育委員会の主体性を尊重するものであるということをお伺いしております。

市教育委員会といたしましても、小学校での完全給食の充実を図りながら、その上で中学校において弁当持参、ミルク給食を実施し、家庭教育との役割分担と密接な連携を図りながら、ねらいや目標達成ができるものと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 市長の答弁は、いろいろありましたけれども、結局、このパオビルの利活用について、市のやったことは大筋で誤りはなかったと、そういうことを述べているのではないかなと理解しました。

ところが、あのボランティア団体一つとっても、今寒河江市内には46の団体、そしてこれは県の資料や寒河江市の資料にもきちっとその団体名や責任者名、連絡先等が載っている、そういうデータも持っているはずであります。そういう人たちに連絡しなかったのは、不公平になるからだというような発言を市長はされました。ただ市報で募集したのに声がかかるとのを待っていたんだと。

果たして5階を非営利団体の部屋として、スペースとして活用していくという方針が最初からあったのであれば、非営利団体というのはほとんどボランティア団体であります。それ以外の団体というのがもしあったらお聞かせいただきたいんですけども、実際には寒河江には存在しないのではないかなと思っています。ですから、当然すべての非営利団体に入居を呼びかけることは可能だったんであります。

最初から五つや六つのスペースしかないところに、非営利団体の皆さん入ってくださいと呼びかけたら当然殺到するわけでありまして。ですから、最初から幾つかの団体というふうに、決めうちといいますか、ある程度の腹づもりがあってあの市報に載せたのではないかというような気すらするわけでありまして。

結果として、いわばボランティア団体とはいっても比較的資金的には潤沢なロータリーとかライオンズとかが主たる入居者になったといういきさつですね、これはどうしても私は理解できないのであります。(「市長も会員だから」の声あり)それはそれぞれの勝手な推測でありまして、そういうふうには私は思いませんが、少なくともそういう、いわば市民から見てもおかしいなというふうな思いを抱かせるような結果になっているわけでありまして。そういうことのないような募集の仕方、あるいは呼びかけの仕方をすべきだったのではないかと私は思っているわけです。

実際に市報というのは見た人、4月5日の市報は実は非常に分厚い市報でありまして、市長の施政方針演説の全文が載っている市報であります。その市長の施政方針の記事の後に1ページ分載っていると。パオビルの入居の案内が載っています。だから、気がつかない人も相当いたのではないかと私は思っています。そういうようなやり方もいろいろ問題があったと思います。本来ならば、市報の市長の施政方針のあれはずらして、別な市報に募集を載せると。いわばメインの記事として載せるといような配慮も必要だったのではないかなと思っています。

ですから、私がお話を聞いたあるボランティア団体の代表は「ちっとも知らなかった」と、あるいは「知っていたけれども自分たちが入れるとは思わなかった」と。あの書き方は「非営利団体」という書き方でありまして。普通「非営利団体」と言われてぴんとくるような人は余りいないんです。「ボランティア団体」というふうに書かれればわかりますけれども、そういう専門用語といいますか、そういうふうなやり方、募集の仕方、すべてがいろんな意味で応募者がそれに手を挙げる際の障害になったと、それが一つあったのではないかなと私は思っています。

そこでは市長はやり方は正しかったと言っているわけですから、これ以上かみ合わないわけですが、現実にはあの入居の顔ぶれを見ると、そういう結果になっているのではないかという市民の間からの批判や疑問が出てくる結果になっていると。

それから、空きビルの問題については、それは例えばカルチャー教室、一つは音楽教室、それからパソコン、それから塾であります。あとは生け花等がありますけれども、私は本来駅前再開発の中の中心に、音楽、楽器屋さんなんかが入るのかなと思ってましたけれども、そうではないわけですね、そうすると、パオの方に移転をしますと。

それから、塾の方もすぐ目と鼻の先にもう一つのビルにそのまま入居し続けながらパオビルでも塾をやるということなわけです。果たしてそんなことが実際の経営スタイルとして可能なのかどうか私はわかりませ

んけれども、市長がそう言うんであればそうなのかなというふうに思いますけれども、これはもう少し成り行きを私は見たいと。

パソコンについてはそっくり移転をするということで、あくということが市長の答弁からもわかったわけですが、そういういわば選考する際の考え方、隣のビルからそっくり移ってきて、そのビルがあくというような団体や店舗には貸さないというような基本的な姿勢が必要なのではないかと私は思います。

それから、自動交付機の問題にしても、またまた珍答弁が出てきましたけれども、道路整備が進み、白岩、柴橋には設置は考えていないというようなことで、じゃあ、なぜ市の中心部につくるのかと。道路整備どころじゃない、駅前再開発がやられて一番道路の整備が進んでいるところになるわけですが、そこに一番いい環境のところに、市役所からほんの1キロもないところに交付機をつくるのに、設置するのに、なぜ遠隔地の足のない路線バスもないようなところの人たちが住んでいる地域に設置しないのかということに関しては、全く答弁になってません。

市長の今の答弁は、そっくり起こしてあの地域に配布したらいいと思います。これは「何てとんでもないこと言ってるんだ」というふうになります。そういうふうな余りに頑固なわけのわからないことをいつまでも言っていると、やっぱり住民から反撃を受ける、そのぐらいの心構えでいてください。これはちょっと私は納得できません。

しかも、投書があったということですね。アイデアの募集、パオビルに自動交付機をつけてほしいという、それは何通だったんですか、何件だったんですか。5月の臨時議会では、内部の検討でたくさん出たという話だったんですね。そこら辺は一体どういうところからどういう意見が出て自動交付機をつけようというふうになったのか非常にあいまいです。

人がいっぱい寄るから、その寄るところに置こうなんていう、何と申しますか、順序が逆なんですね。そういう人寄せパンダの役割を自動交付機にさせようとしている、そんな発想でやられるのは私はちょっと我慢がならないわけですが、同時に、5月26日の臨時議会では「少なくとも今年度中にはなるのかな」とみんな思ったんですけれども、たった1週間か2週間やそこらでころっと態度が変わったという理由についてもお聞きしたわけですが、内部でいろいろ検討したと言いますが、実はその前にもいろいろ検討があってああいうふうになったと思うんです。

私は多分、去年住民基本台帳のオンライン化という法律が制定されて、既にこれは明らかになっていたわけですが、そのことが検討から抜けていたのではないかとこのことを指摘したわけですが、それは、そういうことはなかった、そういうことは知っていたんだけどもやろうとしていたんだということなのか、それとも知らなくて、それが改めて臨時議会の後に明らかになって、じゃあ、むだだから14年以降にしようというふうになったのか、そこら辺の行政側の見解の変更をきちっと示してもらわないと、私たちは議論をしていく際の唯一の手がかりが当局の答弁や当局の発表なわけですが、その基準が私たち自身持てなくなるということもありますので、今後のことでもありますので、いろんな政策の変更、あるいは内容の充実とかいろんなことがありますけれども、そういう際の理由をきちっとやっぱり明らかにすべきだと思います。

それから、住民の声を聞くことについても私は以前から言ってきました。このことについては、私たち寒河江民報を市内の新聞に折り込んで、臨時議会での私たちの見解、あるいはこの間一連のパオビルの問題についての見解を市民にお知らせをしました。そしたら物すごい反響でした。

いろんな意見がありましたけれども、おおむね「おまえたちの言うようなことが正しい」というような指摘が多かったのであります。要するに「住民の声をもっと聞け」というようなことに関しての御意見が多かったわけですが、幾ら団体長あるいは市役所の内部で何回も何回も検討しても、一般住民にはその声はおりていかないんです。これが今の実態です。ですから、この問題では蚊帳の外に置かれた市民がたくさんいるということなんですね。そのことを市長はどの程度理解しているのか。

幾つか例をさっき挙げましたけれども、ほとんどそうでしょう。ゲーム機にしても、ボランティアの問題にしても、あるいは自動交付機の問題にしても、こういう実態が現実にあるわけですから、市長自身の認識をもう少し変えてもらいたい、そこのところを。

市長に近い人は恐らく非常に早く情報が入ったと思います。しかし、そうでない人たちにとっては全くわからないまま、あるいは実情をよく知ることができないまま自体が進んだというようなことではないかなと思います。そんな偏りでは、今後寒河江市政を運営していってもらう場合、大変困ったものだというふうに私は思いますので、再度そのことについてお聞きしたいと。

それから、学校給食の問題についてでありますけれども、相変わらず同じ答弁でした。大変残念に私は思います。

今、家庭の教育力、あるいは家庭の食に対する考え方の重要性、あるいは親子の対話というようなことに非常に力のこもった答弁でありました。その保健体育審議会の答申では、そのことを踏まえて、学校教育でやれる、学校給食を通じてやれる重要性についても触れているんです。これは順序を逆さまにしてしまっただめなんですね。

今、御存じのように外食産業あるいはコンビニ等の非常に隆盛期であります。県のプロパンガス供給事業をやってますけれども、これのガスの使用量が非常に減っているという話なんです。一つの例ですけども、家庭で余りガスは使わなくなったというようなことを県では言っています。これは外食産業や冷凍食品等の普及の結果だというふうなことを分析しているようですけれども、このように教育委員会が何を言おうと実態はそういう方向に流れているんです。

そういう実態を踏まえて、家庭と力を合わせて教育がやれることということを保健体育審議会は今の段階での現状を踏まえた見解を打ち出しているんです。ですから、10年前と同じような考え方にこだわって現状をとらえ間違ふ。そこところの理解がとまっているということをお私第1問で言ったんですけども、相変わらず同じであります。

県教育委員会の見解は一般論だと、それは当たり前でしょう。指揮監督権あるいは強力な介入する権利は県の教育委員会は持ってないんです。だから、一般論でも普及率を高めたいと、具体的に県内の動向も紹介しながら、校長会や主管課長会議でもぜひやってほしいということをお要請しているわけでしょう。そんな一般論だなんていうことは当たり前ですよ。権限があれば、もう寒河江なんかはとっくにしていけないんです。そういう介入する権限がないからお願いしているわけでしょう。

何かおかしいですよ。県の教育委員会の見解、一般論であるということをお伺っているなんていうのは、これはちょっとおかしい。それは当たり前なことなんです。やりたくないために、何とかやりたくない理由をいっぱい並べて、それを強調するというやり方は教育者らしくないですよ。非常に尊敬する教育委員長であり教育長でありますので、ぜひ教育委員会の中で再度保健体育審議会の答申の内容を検討精査していただきたいということをお第1問でも申し上げましたけれども、そこところをもっと虚心坦懐に見ていただきたい。あくまでも変な理屈ばかり言っていると、やっぱり笑い物になりますよ、寒河江の教育委員会は。

上山でもやらないと言っていたのがやるようになったという報告を聞いてますし、尾花沢でもそういう方向に進んでいるということをお聞きしました。そういうふうな県内の自治体、主要自治体の中でも少しずつそういう方向に、実施率を高める方向に進んでいる中で、寒河江だけがいつまでも孤立した状態にいるのは、保護者に対しても、あるいは地域の人たちに対してもいろんな意味で問題があるというふうに思います。ぜひ再検討を促して、その考え方、ぜひ教育委員会で時間をかけて検討していただくということをお伺いしたいと思います。それをぜひやっていただきたいということで第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず自動交付機のことですが、これはあそこに設けようと、あるいは場所を確保しようというようなことは、やはり何回も申し上げましたように、中心市街地の中での最も人の集まる場所であろうということでもございますし、中心性というものを確保する上におきまして、やっぱり公共的な施設と、商業的な機能を持ったところの合体したところの施設であるということにおきましては、やっぱり一つの窓口といいますが、市民課的な窓口というものがあってもしかるべきじゃないかなと、こういうような判断をしたわけでもございまして、そういう中で住民基本台帳との問題が、これも十分了知しておたわけでもございます。これを見ますと、14年の8月ころですか、14年度になってから作動すると、全国的なネットワークとして稼働するというようなことが今いろいろ議論されておるわけでもございまして、これにつきましては住民基本台帳の問題で全国的な話題にもなっておりまして、また新聞報道等、あるいはマスコミ等々が非常に取り上げたというようなこともございまして、これをどのようにして受けとめていくかということもいろいろ考えてわけでもございまして、自動交付機ということになりますと、これまでも申し上げましたように、単に住民基本台帳でございますと住民票だけでございますけれども、自動交付機で市独自の対応ということになりますと、それ以外の機能も持たせることも可能なわけでもございますけれども、その辺を、何々の機能も持たせるのか、あるいはどの辺までの経費がかかるのかというようなこと、そしてまた、平成14年の8月ころまでに、1年8カ月ですか、2年近くあるわけでもございますけれども、そういうことをやった場合に、切りかえるというようなことになりますと、経費の不経済の問題も出てくるだろうし、あるいはまた、かえって市民に対すところの戸惑いというようなことも考えられるのではなからうかなと。

こういうことをいろいろ考え合わせまして、これはまず場所だけは確保しておきましょうと、そして十分な検討の上でこれを図っていこうと。ですけれども、中心市街地の中での、そして土曜・日曜、あるいは祭日というようなことを利用しての自動交付機を活用するというようなことにつきましては、これはやっぱり考えていかなくちゃならない問題ではないかなと、こういうことを考えたところでございます。

それから、市民の声の吸い上げ方、あるいはボランティアの声の聞き取りということについてのお尋ねでもございますけれども、いろいろショッピングセンター・パオ2丁目につきましてはこれまで話題を呼んできて、市民の中でもどうするのかと、こういうような話があったわけでもございますし、私もいろいろ会合等々におきましては話もしたり、あるいは意見なども聞かせていただいたところでございます。そういう中で、実際に市で取得して、そしてこれを公共施設と、あるいは商業機能というものを持たせるという判断をしまして現在に至っておるわけでもございます。

そういう中で、関係者からもいろいろお話を伺っておるわけでもございまして、これまでの意見の聞き方としては、本当に十分意を尽くしてきたと私は思っておりますし、また庁内の関係課におきまして、これをいろいろ市民の声というものを集約しておって、その中で何回か打ち合わせをしたと。こういう経過があるわけでもございますから、市民の声の吸い上げ方ということにつきましては、十分意を尽くしてきたものと思っておるわけでもございます。

市報等の登載につきましても、このように大きく取り上げておるわけでもございまして、これまでにないような大きな取り上げ方もやったところでもございまして、非常にわかりやすくということに心がけてしたつもりでもございますけれども、そういう中でいろいろ自主的な判断でそれぞれの団体から貸し付け等々の御要望があったわけでもございますが、それらに向けて調整を図りながらここまで進んできた、ということだろうと思っております。

それから、大きな問題は、そういうことでもございまして、あと具体的な数字をという御質問もあったわけでもございますけれども、担当の方から申し上げたいと思っております。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 教育委員会の方ではオウム返しのようにいつも前の見解に対してそれを唱えているだけだというふうな御指摘ありましたけれども、決してそうではございません。

教育委員会でもいろいろ検討しておりますけれども、私、このごろいろんな会合なんかで話をする機会もあって、今高等学校なんかもいろいろあって調べております。今高等学校で一番困っている問題は何かというと、文化祭なら文化祭を行おうというふうにしたときに、子供たちの会話が成り立たないので何も決められないということが非常に大変だということが話し合われております。これはこの辺だけだろうかということを見てみたところが、生徒指導という本の中にもそういうことが載っておりました。話し合いにならないんだということです。

私、今、朝も一緒に子供たちも御飯を食べないという生徒もいっぱいいるということも知っております。それから、昼なんかも、もし給食をどんどん実施したとしたら、やっぱり弁当をよこすことによって、親子のつながりというのが弁当、あんな弁当をよこしてとか、こういう弁当にしてもらいたいと、これだけでも対話が私はあると思うんです。ところが、親が金だけ出して昼間の弁当これで食べというような形になった場合に、ますます私は対話というものがなくなるのではないかと懸念するわけです。

そういうことで、今、お父さん、お母さん方の仕事も見られない。昔なら親の仕事を見ながら成長したわけですがけれども、親の仕事なんかも見られない。会社に行ってしてますから親のいいところを何も見られない。親がただ金をよこすだけというふうなことになったならば、やっぱり子供の教育上はよくないと思います。そんな意味で学校給食というのはやっぱり弁当の方がいいのかなと思っております。

それから、いろんな栄養面でということがありますが、確かに都会の方でははさみだけあって何も料理をつくらない、買って来たものをすぐするというふうなことも聞いております。これは非常に大変なことだというふうに思います。ところが、寒河江市は非常に父兄なんかもしっかりしておるし、そこまでは落ち込んでいないと思っております。

そういうことで、今やっぱりこういうことを啓蒙していく、親の方にもよく啓蒙していったら、弁当をつくるということはこのぐらい意義があるんだということであれば、あと栄養面なんかもいろいろ相談に乗ったり指導したりすれば、やっぱり給食にするよりもずっといい方向に進むのではないかと私たちは考えている次第です。

なお、今保健審議会の答申について検討してほしいということが遠藤議員からありました。この件については十分検討したいと思っております。

それでは、具体的なことについて教育長の方からつけ足してお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 小学校では完全給食をやって、生きた教材として家庭の食生活を見直すなどの営みという、そういった働きも出てきているわけですが、ただ中学校では弁当を持参してということで、食生活にかかわる現状について大変問題があるということは私たちも認識しておるところです。

これは学校においても非常に重く受けとめて、例えば父兄会の講演会等については、食生活についての講演会、あるいは保健委員会での議題、それから社会教育と連携して、例えば西部公民館でのほのぼの講座などという中で、3回に分けて連続的に食にかかわる講演会等も行っており成果を上げているところです。

また、中学校での「心をはぐくむ学校給食週間」という週間を設けまして、子供たちが弁当を食べた後に、弁当をつくってくれた人に感謝しようということで感謝のメッセージを書くと。そして、その空弁当を持って行って、そのメッセージに対して家族から返信を書いてもらうという取り組みなんかもございます。

ちょっと時間がないので具体的には紹介できませんけれども、非常に弁当を仲介にして家族と子供、子供も家族に入るわけですがけれども、家族間のコミュニケーションが非常にうまく成り立っている状況とか、あるいは子供の健康状態について親が直接、弁当を残してきたとか、あるいは残す物によって健康状態について知ることができると。そして子供と会話が弾むと、こんなことも出ております。

また、朝に弁当づくりを親子が共同でやって、それを父親がほほ笑ましく見ている。父親もそういうのに参加すればまたいいのかもしれないけれども、そういった状況等も見えてきております。

実際、朝忙しいときに弁当をつくるというのは大変かもしれませんが、そういった心の交流等も図れるというふうな意味なんかも考えて、そしてまた、そういう苦労を通してさまざま素朴で確実な母性愛なんかも育てていくのかなというふうに感想文なんかを読んで感じているところです。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 時間がないので簡単にしますが、パオビルの活用の問題では再度、少なくとも周辺の住民に問いかける、これでいいだろうか。市報にも発表になりましたけれども、こういう店が入るんだよという内容も提示して、このような内容でどうでしょうかということ、店舗の氏名も記載して、あるいは1階から5階までの利用する団体名も記載して、あの地域に入ってみたらどうでしょうか。ぜひそれをやってほしい。

そして、どういう意見が出てくるか、それをやらないと、どうも自分たちのやっていることが全部正しいというような主張で終わってしまっている、やっぱりそれは正しくない。再度そのところは、時間はまだありますので、やっていただきたいと思います。

それから、今教育委員長は生の声でお話しになりましたけれども、言ってることは見解と答申と同じ内容のことを言っている。要するに、弁当は家庭の対話の一つの象徴だというふうなことなわけですね、言ってることは。果たしてそうだろうかというところからこの疑問は、私たちの運動は始まったわけですし、食事全般、食事全体をきちっと家庭でやるということと、それから給食をとるということとは一緒くたにして考えないでほしいということなんです。何か弁当がすべてだというような収れんされていくような論法は、今の教育界の議論とも、いわば亜流です。そこら辺をきちっと理解しなければいけない。何より実施してほしいという父母の意見を、納得できるように説明する責任があると思います。

行政を預かる者の使命として、アメリカの独立宣言を引き合いに出すまでもなく、行政のあり方、市民こそが主人公で、市民から、市民のために行政はあるんだということを忘れてはならないと思います。住民から謙虚に学ぶという姿勢を忘れずに教育行政に当たっていただきたいということを.....。

時間がないので終わります。

佐竹敬一議長 答弁何かありますか。佐藤市長。

佐藤誠六市長 門戸を開放しているというのは、どこも開放しておるわけございまして、ハートフルにいたしましても使える場所というようなものを用意してありますし、また今度の新しいところのパオ2丁目・寒河江ショッピングセンターにつきましても、まだ物理的に場所的な問題も余裕があるわけございしますので、何も門戸を閉ざしておるわけではございませんで、利用したいというような方がございましたならば、十分希望に沿えるということになるかと思えますし、それは先ほども第1問で答弁したとおりでございます。そういう面におきまして中心市街地の公共的な施設としまして、広く市民から、あるいはいろいろな団体、ボランティア団体とかから要望がございましたら話を聞いてみたいと思っております。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午後 2時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、暑い方は上着をとられても結構でございます。

伊藤 諭議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号14番について、15番伊藤 諭議員。

〔15番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は、社会民主党・市民連合を代表し、通告番号14番駅前再開発事業の進捗状況について、質問と私の意見や考えを申し上げ、市長の見解をお伺いしたいと思いますので、誠意ある答弁を求めたいと思います。

寒河江駅前再開発事業は、ハード面の区画整理事業と商店街活性化のためのソフト事業の大きく二つの事業から成り立っているわけですが、道路整備や駅前広場、駐車場整備、駐輪場整備、駅舎移転などハード面の事業計画については、98年に一部変更になったものの、概要については、市民の皆さんも一定の理解はされているのではないかと思います。

しかし、そうしたハード事業を踏まえて、駅前の商店街はどのように生まれ変わるのか、駅前の定住人口は一体どうなるのか、にぎわいは取り戻せるのか、そのための対応をどのように図ろうとしているのか、寒河江駅前開発検討委員会の検討結果はどうなったのか、一般市民には残念ながら全然見えてこないであります。

特に、最近パオ2丁目ビルの取得問題に市民の関心が傾いていることや、駅前再開発事業も長期間にわたっていることなどから、駅前再開発に対する熱意や関心が薄れてきているのではないかと思います。

駅前再開発事業に着手してから7年も経過しているわけですから、既に関係者の意見は十分出尽くしたのではないかと思います。こうした関係者の意見を率直に取り上げ、それこそ思い切った大胆な手法を駅前の活性化に向けて具体的に明らかにし、具現化すべき時期であると思います。

こうした思いを込めて、以下質問を行いたいと思います。

最初に、仮換地など事業全体の進捗状況についてお伺いします。

駅前再開発事業は、1993年に事業が始まってから既に7年が経過し、ようやく駅前のあちこちに空き地が目立ち、いよいよだなという感じがするようになりました。事業終了まであと5年あるわけですが、全体の事業費 138億 8,600万円のペースで見た場合、進捗状況は何%と見ているのか、額にして幾ら支出したのか、支出総額をお尋ねします。あわせて、今後完成までの年度ごとの事業計画、事業費の見積もりについてお尋ねします。

また、現在仮換地指定の作業を継続中であると思いますが、公共用地取得のために区画外へ出ていった人や大家さんや地権者との話し合いにより去った人もおるとおもいます。最終的に区域内から出ていった人は何戸で、区域内へ残った戸数は借地・貸家も含めて何戸になったのかお聞きします。

最終的に残った方の土地について、現在仮換地を行っているわけですが、仮換地の件数は何件となるのか。そのうち仮換地に同意した人は何人で、進捗状況は何%となっているのかお尋ねします。

さらに、過小宅地の問題は解消されたのか。解消されたとすれば、どのように対応し解消したのかお尋ねします。

次に、「商業ゾーン等まちづくり全体のイメージを具体的に示してほしい」という市民の声を踏まえて質問します。

駅前再開発については、いろんな団体による検討委員会が設置をされたと聞いております。その検討委員会の中心は駅前開発検討委員会であったと思います。そして、検討委員会で検討された結果を具体的に実行していく受け皿として駅前商店街協同組合があったと思います。このほかに、駅前の若い商店主で構成するステーションアイ21という組織もありました。また、市庁舎の中にも庁内検討委員会も設置されました。

これらの組織は現在どうなっているのか、具体的な合意形成はなされたのか、現在の組織の現状について教えていただきたいと思います。

また、郊外店との競争に打ち勝つための具体的な課題である共同店舗構想や共同駐車場の整備、不足業種の誘致、商店街の意匠統一などによる町並み景観の向上、特色ある商店街形成など検討されてきたと思います。さらに、こうした町並み形成とは別に、郊外店と比較して家賃が高い、地価が高い、駐車場の負担が重い、建物の建築費が高いなど、中心市街地の経営コストについても指摘されてきました。経営コストのアンバランスを是正していくための方策も検討されてきたと思います。これらの課題についてどのように検討してきたのか、検討の結果、新しいまちづくりにどのように具体化しようとしているのかお伺いします。

また、複合施設、アミューズメントゾーンの具体化、飲食店ゾーンの合意形成はできたのか、現状についてお尋ねします。

複合ゾーンについては、昨年3月議会で私が一般質問をした際は、地元主導としたパティオ方式等によるワンストップショッピング機能による商業核の実現について検討しているということでありました。しかし、複合施設構想は現在のところ実ってはならず、その面積の半分以上の面積が核駐車場建設予定地となっています。複合ゾーンの残りの部分はどうなるのか。一般住宅ゾーンとなるのか、商業ゾーンとなるのか、あるいは複合施設計画は消えていないのか、この際具体的に示していただきたいと思います。

アミューズメントゾーンについては、駅前にゆとりと潤いを創出し、イベントの場としての機能を備えることによって、多くの市民の交流拠点として駅前再開発の大きな目玉として計画されてきたものであります。その大きな目玉さえ、現在どうなっているのか市民に知らされていません。アミューズメントゾーン構想はまだ生きているのか、なくなったのか。あるとすれば、どのような計画になっているのかお伺いしたいと思います。

また、なか湯の再開については、空き店舗利用の成功例として中心市街地活性化基本計画にも繰り返し記載されています。このなか湯の存続、あるいは今後の利活用についてどのように計画されているのかお伺いします。

また、そば通り、みこし会館などの計画がマスコミをにぎわしたこともありました。こうしたアドバルーンは上げた人の責任もあるわけですから、どのようになったのか経過や結果を市民に知らせるべきだと思います。現状についてお聞かせいただきたいと思います。

さらに、新しいまちづくりに欠かせないのがバリアフリーのまちづくり思想であります。昨年10月12日に制定され、ことしの4月1日から施行されました「山形県福祉のまちづくり条例」は、障害者、お年寄り、子供に優しいまちづくりを目指した画期的な条例であると思います。

市長は、本市のまちづくりにおいて、この条例制定以前から障害者に優しいまちづくりを心がけてきたと思いますが、まだまだ不十分な点もありますので、駅前再開発事業におけるまちづくりにおいては、この県の条例を最低の基準として認識し、この基準を上回る努力を計画されていることと思います。障害者に優しいまちづくりについて、どのような配慮を計画しているのかお尋ねします。

特に、寒河江駅については、橋上駅舎を建設することになっています。障害者にとって階段を上ることは大変苦痛なものでありますし、車いす利用の障害者にとっては人の手をかりなければ上りおりができません。

県の条例によりますと、公共交通機関施設のエレベーターの設置基準は、1日平均の乗降客が5,000名以上の施設には設置義務を課していますが、寒河江駅の場合は平成10年度の平均乗降客は1,603名とのことです。設置基準のハードルが高く、寒河江駅は該当しないようではありますが、本市の場合、駅舎とあわせて自由通路も建設することでもありますし、本市独自にエレベーターの設置について考えてはいかがかと思いますが、市長の見解をお伺いします。

次に、定住人口の確保であります。

すばらしい商店街ができて、商店街周辺に住む人口が少なくなってしまうのでは、まち全体に活気がなくなり、消費者が少なくなることは商店街の売り上げにも大きな影響を与えるものと思います。定住者の確保、消費人口の確保は、商店街の活性化に欠くことのできないものであります。そのために、アパート・マンションなどの集合住宅の建設、店舗と住宅の併用住宅化は重要な課題であります。

集合住宅の確保については、70戸、245人と計画されています。集合住宅の建設の検討結果と見通しについてお尋ねします。少なくとも区画整理事業計画にある128戸、450人の地区内人口の確保はできるのかお伺いします。

最後に、駐車場の問題です。

郊外店と市街地の商店の優劣の決定的な違いは、店と一体になった駐車場があるかどうかです。駐車場の確保は、商店街活性化の大きな課題であります。

現在の計画によりますと、駅の表側に核駐車場として70台、補完駐車場として商店街の中に2カ所、20台分程度の駐車場をつくることになっています。

しかし、日通跡地の空き地は、今整地作業が進んで駐車できませんが、整地作業を行う前は何十台という車が朝から晩までびっしりと駐車していました。これらの車は朝から晩まで動かないで駐車しているところを見ると、駅前の商店への買い物客でないことは明らかです。

こうした状況を見ると、区画整理事業によって新しい駐車場をつくっても、買い物客が利用できないおそれがあるのではないかと心配するものであります。買い物客が利用できない駐車場では、駅前の活性化、商店街の活性化は図られないと思います。

もちろん、区画整理事業による駐車場は買い物客のためだけに整備されるものではありません。しかし、全然利用できない状況では活性化につながらないのではないかと思います。核駐車場、補完駐車場の位置づけと来店者に対する駐車スペースの確保をどのように調整を図るのか、見解をお伺いしたいと思います。

その一方で、自分の店に来るお客さんの駐車場は自分たちの努力で確保することも当然であります。店舗同士の共同駐車場や店頭駐車場の確保などの話し合いはどのようになっているのかお尋ねします。

以上申し上げ、私の第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、仮換地事業の進捗状況でございます。

駅前中心市街地整備事業は、御案内のように「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市寒河江」と「花・緑・せせらぎで彩るまち寒河江」がイメージされるようなものとしまして、また、にぎわいと魅力ある中心市街地の形成を図るため、都市施設の充実強化、商業施設の再編などによる都市機能の再構築を進めているところでございます。

また、平成14年度に開催されますところの「第19回全国都市緑化やまがたフェア」に向けまして、地元関係者皆様方の御理解と御協力をいただきながら、なお一層の事業の促進を図っているところでございます。

事業費ベースでございますが、中心市街地整備事業の事業費は、区画整理事業、それから街なか再生土地区画整理事業、街並みまちづくり総合支援事業、中心市街地活性化公園整備事業及び単独事業を合わせまして、総額約 138億 9,000万円で計画しております。

平成12年3月末までの事業費は、決算ベースで約43億 2,000万円と見込んでおりますので、執行率では約31%となります。

事業期間でありますところの平成16年度までの年度ごとの主な事業についてでございますが、11年度は、昨年度でございますけれども、平成12年1月24日に起工式を行ったところでございまして、本格的な築造工事に着工しております。本市の東西の都市軸である柴橋日田線の本町十字路周辺の整備工事や卯月製麺工場跡地に係る区画道路の築造工事を行い、さらには山交バスターミナルの仮営業所用地の整地工事等を行ってきておるわけでございます。

今年度、平成12年度は、駅前広場築造と都市計画道路本町駅前線に係る山交バスターミナルのところと丑町橋のかけかえ工事、並びに駅前広場周辺の区画道路等の築造工事を行ってまいりたいと思っております。

地区内の建物移転としましては、工事工程との整合性や移転可能な方々を対象に、約24件の移転補償を計画しているところでございます。

また、平成13年度に移転計画している駅舎等JR関連施設につきましては、本年度に移転補償契約を締結いたしまして準備作業に取り組んでいただく考えでございます。さらには、自由通路の詳細設計に取り組んでまいります。

平成13年度には、JR施設の移転工事と自由通路の工事、駅前広場、駅周辺の道路整備及び地区内の建物移転を考えておるわけでございます。

平成14年度以降につきましては、寒河江川橋最上川ふるさと総合公園線、寒河江駅西浦線、本町駅前線などの道路施設工事と、新橋のかけかえや駐輪場、駐車場、公園の整備、植栽、埋設物工事などを計画的に整備するとともに、建物移転についても工事工程にあわせながら進めてまいりたいと考えております。

事業費につきましては、平成12年度は約23億円で、平成13年度以降が約72億 7,000万円でありまして、13年度以降の年度平均としますと約18億円になるわけでございます。

また、地区外移転と地区内に残られる方についてでございますが、地区外移転は土地だけの権利者を含め46件の114人でありまして、地区内に残られる方は73件のおよそ203人と思っております。

次に、仮換地の指定進捗状況につきましては、昨年10月4日から10月17日までの休日を含む4日間にわたりまして、駅前中心市街地整備事務所におきまして、業種それから権利者ごとに仮換地案の個別説明会を開催しております。欠席者の方につきましては再度御連絡申し上げ、日程を調整するとともに、資料の送付や訪問して御説明を申し上げてきたところでございます。

12月9日に区画整理審議会を開催いたしまして、審議会の意見を聞くとともに、権利者全員に対しての説明会を開催し、部分指定についての説明を行い御理解をいただきましたので、昨年12月20日に関係権利者の約47%に当たりますところの38戸の方に対しまして部分指定を行ったところでございます。

次回の仮換地指定につきましては、7月ころに行つてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、過小宅地につきましては、平成11年10月5日の審議会に諮りまして、土地区画整理法第91条第2項による同意を得まして、100平方メートルと定めたところでございます。

次に、商業ゾーン等のまちづくり全体のイメージを示してほしいとのことでございますが、質問事項等がたくさんございますので、全体的にお答えいたしたいと思っております。

このことにつきましては、にぎわいと魅力のある住みよい駅前中心市街地の町並みの形成を図るために、これまで駅前開発検討委員会を初めとするところの各種会議において協議いただいております。これらのすり合わせを行い、課題等を整理し、さらに御検討いただくために六つの小委員会やプロジェクト委員会を組織いただいておりますことは御案内のとおりかと思っております。

それらを受けた中で、仮換地のベースとなるところの五つに区分した土地利用計画、ゾーニング図を作成いたしまして、説明会を開催するとともに意向調査を実施してきております。

その結果といたしまして、アミューズメントを希望する方がいないという状況から、商業業務ゾーンに変えることを含めた内容での業種ごと説明会を平成11年4月に開催いたしまして、御理解を得てきておるところでございます。

それから、特色ある商店街の形成といたしまして、駅前地区の商店街の構築についてでございますが、高齢化社会や質の高い生活様式を含む社会の到来などを考慮すると、地域文化をはぐくむ機能を有する中心市街地、中心商業地を構築することが時代の要請であると考えておるところでございます。これらのことから駅前地区の再開発や寒河江ショッピングセンターの整備などを手がけているところでございます。

駅前地区の商店街の構築について具体的に申し上げますと、小売業、サービス業を継続して営む方々は区画整理後の商店街の中核を担う方でございます。おのこの業種において、その専門性というものをより高め、消費者の多種多様なニーズにこたえられる専門店街の形成を促すために、主に駅前通りのショッピングモールゾーンに仮換地を考えておるところであり、さらにショッピングモールゾーンに仮換地される貸し店舗群にも市内外の専門店の誘導を図り、多種多様な専門店が集積する商店街を形成していただきたいと考えておるところでございます。

また、拠点駐車場を整備する複合施設ゾーンにも共同店舗をも考えた商業の集積を図る方向で、関係地権者との協議を進めているところでありまして、複合施設ゾーン、ショッピングモールゾーンと連檐した商店街の形成を促してまいりたいと考えておるところでございます。

駅前地区に不足するところの業種の店舗の誘致であります。駅前地区については消費者の多種多様なニーズにこたえられる専門店の集積による商店街の形成を目指しているところであり、不足する業種の店舗の誘致は大きな課題であると考えておるところでございます。

このことから、各ブロックの仮換地が確定次第、貸し店舗の建築などを予定している方々と協議の場を設け、市が目指す方向への協力を要請するなど具体的な手だてを講じてまいりたいと考えておるところでございます。

また、バリアフリーにつきましては御質問がございました。

このことにつきましては、昨年9月の定例議会において伊藤議員から御質問いただいております。その際お答えしておりますように、にぎわい、交流という観点から、多くの方々が駅前中心市街地に来ていただくためにも、バリアフリーは重要であると考えております。このため、道路整備計画として車道と歩道の段差が5センチメートル程度のセミマウンド方式を計画しており、自由通路及び駅にはエレベーターを設置する予定

でございます。

さらには、公園、トイレ等につきましてもバリアフリー化を計画しております。ことしの4月1日に施行されました県の福祉のまちづくり条例に対応できるものであると思っております。

いずれにいたしましても、魅力ある商店街づくり、まちづくりにつきましては、これを具現化するため、ふるさとの顔づくりモデル土地画整理事業と街並みまちづくり総合支援事業の導入を計画してきているところであり、昨年度、ふるさとの顔づくり計画策定委員会において両事業について検討いただいていることは御案内かと思えます。

にぎわいと魅力ある美しい景観のまちづくりとして、駅前中心市街地は道路、公園などの公共施設の整備イメージと建物などの民間の建築物の整備イメージが一体的な中で整備される必要があると思っております。このような考え方から、公共施設の中で駅前広場に隣接する公園については、市の顔として市民のシンボルとなる機能や多様なイベント、文化活動に対応する機能及び来街者に市を紹介する機能を持った公園及び駐輪場の整備を考えているところでございます。

歩道、道路、駅前広場、公園における植栽、照明灯のデザイン等の公共空間イメージと民有空間における土地利用や建物の壁面の位置及び色彩、看板の形状や色彩等について、規制誘導を図る地区計画の内容や建物等のデザインに関する街並み指針などについて具体的に検討いただくため、4月に、駅前開発検討委員会を中心に、商店街協同組合、それから女性代表者の地元関係者と芸工大の教授等の学識経験者で組織しますところの15人の委員によるところの「寒河江駅前地区まちづくり専門部会」を新たに設置いただいております。これまでに2回の専門部会を開催いたしまして検討を行っていただいております。

今後は、地権者等関係者に対して全体説明会や業種・権利者別座談会などを開催しながら、地元関係者と一体となり詰めてまいりたいと思っております。

次に、居住人口の確保ということについてのお尋ねもございましたが、定住人口といたしましては、一般住宅の方や店舗・事務所など併用住宅に住まいする方となるわけでございます。また、駅前地区には数軒のアパート・貸し家がありますので、大家さんには全体説明会及び業種・権利者ごとの説明会、さらには仮換地案の個別説明会の際におきましても、アパート・貸し家の継続についてお願いをしてきているところでございます。

さらに、住宅ゾーンを想定している街区の中に新たなアパートやマンションの集合住宅の建設が可能でありますので、ある程度は整備されるのではないかと考えております。

次に、商店街利用者のための駐車スペースはどの程度確保できるのかということですが、これまでも申し上げましたように、車社会において駐車場は必要であると考えておりますし、中心市街地活性化基本計画の中でも位置づけしております。

しかしながら、御案内のように、駅前には市有地等の用地の余裕がございませんので用地の確保が課題でありましたが、大地権者であるJAとヤマコーから公共用地として必要であれば譲渡する話があったわけでございます。これによって、公的駐車場としては、中心市街地活性化基本計画の中で位置づけしております駅前地区拠点駐車場として複合施設ゾーンに約2,000平方メートル、約75台と、補完駐車場としてショッピングモールゾーンの東側と西側それぞれ1カ所ずつ、2カ所で約500平方メートル、20台の、合計約2,500平方メートル、約95台を計画しております。

また、寒河江駅等公共交通施設利用者のための駐車場としては、駅前広場の中に約25台相当分の駐車スペースを確保し、朝晩の送迎車の混雑の解消を図ってまいりたいと考えております。

管理につきましては、今後御意見をいただきながら、どのような形がいいのかを検討してまいりたいと思っております。

民間の駐車場としましては、商店街の来客及び自家用駐車場として、町並み景観にも配慮した駐車場の設

置について寒河江駅前地区まちづくり専門部会及び商店街協同組合において具体的に検討していただき、地区計画に反映させていただきたいと思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、行政と、それから地元商店街あるいは関係者の方々の御意見というものも承りながら、素晴らしい駅前中心市街地にしていこうと思っておりますのでございます。そういう中でいろいろアイデア等々というものが出されてきて、あるいは民間の協力などもお願いしてきたわけでございますが、その一つとして御指摘のような「そば通り」というような考え方もあったわけでございますけれども、現在のところそういうことにつきましてのまだ盛り上がりといえますか、そういうことにつきましての実施段階とか、あるいはそういう熟度というものが、全然といえますか、ないと言ってもいいのではなからうかなと思っておりますけれども、やはり寒河江の駅前通りに何かというようなものをつくっていくのが、これからいろいろ検討した中で考えていきたいと、このように思っておりますのでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 回答いただいたわけでありますけれども、若干深めるために再質問を行いたいと思います。

一つは、まちづくりの合意形成というか、これが一番新しいまちをつくる際には重要なことなのではないかと思えます。今の市長の答弁でも、例えば商店街の意匠統一などについても、専門部会を設置して今検討しているんだと、こういう話がございました。

仮換地が間もなく終わるので、決まったところからそれぞれ取り壊しなど、あるいは移転工事などが始まって、新しい家並みが間もなく建築されようとしているわけですから、こうした基本的な商店街の意匠統一とか特色ある商店街形成をどう図るのかとか、それから本当に不足業種の誘致の問題がどうなっているのか、もう少し突っ込んでお聞きしたいわけでありますけれども、こうした基本的なまちづくりの合意形成が、残念ながら、仮換地が進んでいるときにもかかわらず、まだ協議中というようなことは、若干遅いというか、やらないよりいいわけですが、おくらしているのではないかなと率直に感じているところであります。

私も中央地区に住んでいる関係上、駅前の方などからいろいろな話を聞くわけでありますけれども、特に若い経営者というか、後継ぎの経営者というか、それと現在の高齢化した経営者、やっぱり同じ商店の中でもそういう考えの違いがあるのではないかと。

やっぱり若い人は新しい発想でこれから意欲的に取り組もうと、こういう思いがあったとしても、今までの経営者はそんなに頑張らなくていいのではないかと、今までこういう格好で生活できたという消極的な考え、そういう考えの違いなどがある場合、若い人がやろうと思っても、土地や財産、これは親の名義になっているわけです。したがって、二代目の名前ではなかなか金融機関も金は貸してくれない、融資はしてくれない。こういうことで、親との協議がまず整わないとなかなか思うようにやれないという悩み、そういう声なんかも聞いてますし、そうしたことでなかなかまち全体の合意形成は難しいのではないかなと。そういうふうに見切りをつけて、新しい土地、新天地を求めて駅前から出ていったという経営者もいるわけです。

また、ある若い商店主は、新しい事業をやるというのは本当に大変なことなんだと。本当にもう命がけでやる覚悟がないと、莫大な借金を抱えて成功するかどうかわからない事業に投資をするというのは本当に命がけなんだと。やる方は命がけなんですよと。それに対して行政は真剣にいろいろなあっせんとか心配事の相談になかなか乗ってくれないのではないかと、こういうふう言ってるんです。

こういう悩みに本当に真剣に取り組んで相談に乗って、解決策をお互いに見つけ出す努力、こうしたものが再開発事業の大きな柱になってくるのではないかと。そのことが再開発事業に対する、あるいは行政に対する信頼、あるいはまちづくりに対する意欲、そういうものもそういうことがあって初めてわいてくるのではないかというふうに思うんです。

ところが、当初、再開発事業が始まったころ、駅前事務所に配置を計画された相談員、相談員の配置が中途半端に終わったと。本当はそういう経営やまちづくりにも親身になって相談できるようなプロを配置をしてやろうという意気込みであったのではないかと思うんですが、残念ながら中途半端に終わって、その後、結局配置をされないと。こういうことが、その後、まちづくりの合意形成なりそういうものに大きく影響しているのではないかなということで、相談員の配置が中途半端に終わったことについては、今さらながら残念に思っているところであります。

こうした、特にこれから意欲的にやろうという若い商店主、経営者、そういう悩みを市長は直接聞いているのかどうか、やっぱりここが出発点だと思うんです。それに具体的にどういうふうに対応していくのかということが、やっぱりまちづくり、特に駅前のそういう再開発事業の大きな柱になってくるのではないかということで、こうした声に対しての市長の見解などをお尋ねしたいと思えます。

こうした悩みを解決する一つの方法として、農業者、いわゆる農地というものについては生前贈与制度、農業の後継者育成、あるいは農業後継者の意欲を高めるという視点での生前贈与制度というものが、生前に息子に土地を贈与しても贈与税は課さない、相続税扱いにするんだと。こういうことで更新をしなければならぬわけでありましてけれども、そういう生前贈与制度というのがあるわけです。こうした制度を個人商店主などにも制度化ができれば、若い商店主も意欲を持って、あるいは自信を持って、新しい経営に意欲を持って取り組むのではないかと、こういうふうには実は考えているところであります。

もちろん、これは一自治体、一寒河江でできるものではないわけでありまして、特に今、国が中心市街地活性化法を平成10年につくったわけですから、そういう中心市街地の抱えている悩み、そういうものは国も十分熟知をしているのではないかと思います。そういう意味で、そういう農業者の後継者に与えているような育成意欲を高めるための制度、これを商店街にも持ち込めないのかと。そういう制度を租税特別措置法などに盛り込むなどを市長会とかそうした場で要望してはどうかと考えておるわけですが、こうした考え方について市長の考えなどがありましたらお聞かせいただければありがたいなと思います。

それから、郊外店と中心市街地の商店、商業者との経営コストのアンバランスの解消について、余り先ほどの答弁では触れられておりませんでしたけれども、先ほど申し上げたようないろいろな課題が、市の中心市街地活性化基本計画にも掲げているわけでありましてけれども、それだけではない。

中心市街地の商店主から聞くと、やはり経営コストの一番の最大のものは固定資産税の負担感だと、固定資産税の負担の格差にあるのではないかとということなんです。固定資産税の負担の格差の解消、これができるのはやっぱり行政しかないというふうに思うんです。残念ながらこれも寒河江市独自ではできない。

私、去年の3月に一般質問したときも、非常に難しい、困難だという市長の答弁であったわけでありましてけれども、これは市独自ではやっぱり困難だと思うんです。固定資産税の減免制度については、今さら申し上げるまでもなく、工業団地の造成の際の農工法とか低工法などによって固定資産税の減免制度が現にあるわけです。そうしたことも、今中心市街地活性化法が制定をされたらと、こういうことをとらえて、先ほどの課題と連動して、制度導入についての働きかけを全国的にやるべきではないのかと思っております。

そうした面の、ただ困難だということを手をこまねいているのではなくて、やっぱり経営コストの最大の問題は、駐車場、いわゆる広い面積がとれないということと、そうした税制度、固定資産税の負担感、こういうものが一番大きなことなのではないかと。それを解消するための努力を行政当局としてもやる必要があるのではないかと考えますので、ぜひ市長のそうした働きかける意欲、そういった気持ちをお聞かせいただければありがたいなと考えております。

それから、特色ある商店街形成については、市長も高齢化社会に対応したまちづくりをしていきたいと、こういうことで意を強くしたわけでありまして。

市長も当然御存じだと思いますけれども、中心市街地はドーナツ現象ということとあわせて高齢化、中心市街地も本当にドーナツ現象とあわせて高齢社会になっていると。私が住んでいる中央地区でも隣組が60歳以上が全員だと。こういう隣組が珍しくない時代になっているんです。それぐらいに高齢社会というのは、別に過疎地域の町や村ということではなくて、本当に中心市街地にも及んでいると。

こういうことが実感として現実的にあるわけですので、そうした意識をもっと、もっとというか、市長も持っておられるということで先ほどの答弁というふうになったと思いますので、まさに生まれ変わろうとしている駅前商店街、この商店街形成の柱、これは高齢者に優しい、障害者に優しい商店街形成、どこに行っても車いすで入れるような、あるいは自動ドアで入ったり出たりできるような、そうした商店街を目指すべきだと。そういう意味での行政指導というか、話し合いというか、そういうものが非常に重要な課題になってくるのではないかと思います。

公共的な道路の段差とか、公園の点字ブロックの配置とか、そういうものだけではなくて、車いすでも自

由に買い物ができるような本当に段差のない商店街づくり、そうした車いすでも買い物ができるような商店街づくり、やっぱり時代の要請を先取りをした商店街ができるのは、新しく区画整理事業などで作り出すときにしかチャンスがないわけですから、こうしたチャンスを生かして、若干負担もそれなりにかかると思いますけれども、そうした特色あるまちづくりをしないと駅前商店街は生き残れないんだと。こういう意識、そういうものを共通認識として商店街全体が持てるようになるということが非常に重要な課題になるのではないかと思いますので、そうした指導も含めて、ぜひそうした商店街づくりをつくっていただきたいなと思っております。御見解があればお伺いしたいと思います。

それから、もう一つの課題は不足業種の誘致なんです。専門店街を形成したいということで、地域外からも誘致を図られるように、貸し店舗の方々などとも協議をしながらと、こういう御答弁でありましたけれども、これも前の一般質問で私が指摘をしたわけでありまして、やはり市長もおっしゃっていましたワンストップショッピングというか、そうした機能を持つ商店街、それはいろいろな業種が、そのまちに専門店が並んでないとワンストップというふうにならないわけです。

そういう意味では、必要業種の、小売業が33業種ぐらいあるそうですが、その半分以上ないとそうしたものに成り立たないと。こういうふうにも指摘をされているわけでありまして、現在どうなっているかわかりませんが、以前お聞きしたところによりますと、駅前には8業種の45店舗、8業種しかないんだと。これを倍の業種ぐらいにふやさなければならないわけです。

しかも、中心市街地活性化基本計画でも指摘されてますけれども、特に衣料品とか食品店が不足しているというふうに指摘されておるわけでありまして、そうした不足業種をどうカバーするのか、ここを意欲的に取り組まない、店は新しくなったけれども、そこに行っても何も欲しいものが買えない。結局そっぽを向かれると、こういうことにつながってくると思いますので、ぜひここは不足業種の誘致にはかなりの力を入れて、話し合いの上に進めていかなければならない課題なのではないかと思いますので、お願いをしたいと思います。

それから、駐車場の問題ですけれども、公共の駐車場の問題については、そういうことで大体90台なり、そういうものが整備されるということはお聞きいたしましたけれども、問題は、今の買い物客というのは歩く距離が幾らかでも短いところに行く。車で少々遠くても、歩く距離がなければそこに買い物に行くという傾向にあるのではないかと。しかも、先ほど言ったように、公共駐車場が込んで駐車できないのではないかとというふうに思われてしまうと、せっかくの駅前のそうした駐車場に人が集まらなると、郊外店に逃げていくと、こういう現象がつくり出されるのではないかと。そういうことが一たんつくり出されると、それをまた呼び戻すためには非常に倍以上の苦労が必要になるわけですから、そうしたことを防ぐための対応を今から考えておく必要があるのではないかとということをお先ほど申し上げたつもりであります。

それと、もう一つは、確かに敷地も面積も1店舗当たりの面積が狭いということで、店頭駐車場の設置についてはなかなか難しい要素があるのではないかと思います。先ほど言ったように、店に駐車場がくっついてないとなかなか買い物客が寄りつかないと、こういう現実が残念ながらあるのではないかと。そういうことから言えば、やっぱり無理をしても店頭駐車場というものが確保できるようなまちづくりをぜひ検討していく必要があるのではないかと。

そうした店の前に空間を持つことによって歩道も非常に広く見えますし、イベントや祭り、そうした場合なんか店頭駐車場が混雑緩和とか屋台店なども出られるような、まさしくそうした多機能性を持った空間になっていくのではないかと考えるわけです。

そうしたことから、公営駐車場に頼るということだけではなくて、自前の駐車場、あるいは共同駐車場を併設していくという指導、こうしたものが、まちづくり、百年の大計に立った際には重要な課題だというふうに思いますので、当面これで間に合うということではなくて、50年後、100年後を考えたせっきのまち

づくりでありますので、そうしたものもぜひ検討委員会の中で真剣に協議をしてもらって課題なのではないかと思っておりますので、そうした点についての考え方を再度お尋ねしたい。御見解をいただければありがたいなと思っております。

それで、仮換地のことなんですが、先ほど47%、38件で7月まで完了ということでありましたけれども、これは区画整理事業区域内の47%、いわゆる商業ゾーンエリア、これだけの仮換地なのかどうか。この仮換地の進捗状況なり現状について、もう少し詳しく教えていただければありがたいと思っております。

あと、定住人口の確保でありますけれども、まだちょっとはつきりしてないようではございますけれども、貸し家やアパート、そうしたものの建設などについてお願いをしているというふうな話でありましたけれども、先ほど言ったように、やっぱり基本計画に450人、定住人口というふうに打ち出しているわけですから、ここが確保できるかどうかということも最低の活性化の条件としてあるのではないかとおもうんです。

そういう意味で、相手があることですから勝手に行政側でつくるということにはならないと思っておりますけれども、そうした基本計画に沿って実現するような指導というか、そうしたことをやっていかないと、まちはきれいになったけれどもお客さんがいないと。こういうことでは何のために100億円以上の財政を投資をしたのかという結果が問われるのではないかと思いますので、もちろん商店街の方々も多くの負担を強いられるわけですから、そうしたことも含めて、この辺も真剣に考えていく必要があるのではないかと思います。

あと、若干細かい点もあるわけではございますけれども、その辺については後ほどまた機会があればお尋ねをしたいと思っております。

特に、駅舎にエレベーターを設置するという点については、市長もバリアフリーのまちづくりということを真剣に考えているんだなということで感謝を申し上げたいと思っております。

以上で2問とさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何問かの再質問でございますが、事業は計画どおり私は進ませてもらっていると、こう思っているわけございまして、本当に地域の合意と、あるいは関係者の御協力のたまものだなと思っておるわけでございます。

期間は少しは長くなりました。これは、御案内のように、JR等の話し合いの中で駅舎移設、踏切移転という大事業をやって、それに時間も費やしたわけでございますし、またそのためにJRの敷地あるいは南側の方までも区画整理事業地内に編入すると、こういう考えられないような事業変更も行ったわけございまして、そのことによって将来の寒河江市の中心の顔というようなものが形成され、また周辺とのアクセスなどもよくなりまして、交流の結節点ということになると同時に、また商業集積が非常に高まるところを期待したところの今回の事業ということに進ませてもらうと、こういうことでいったわけでございます。そういう中でも、大変大きい事業にしましては、まあここまで進んできたなという感を深くしておるわけでございます。

何にいたしましても、これはやっぱり民間というものと行政というものが一体とならなければならないと思っているわけございまして、そういう中では駅前の再開発を検討する会というような母体もあったわけございまして、この方々が非常に熱心に進めていただいたということは、この事業を推し進める上におきましては大変なプラスの要素だったろうと思っております。

また、若い方々の21というようなグループもあるわけでございますけれども、これらも一緒になって入っていただいたと。こういうことで、いろいろ検討の仲間と、あるいは行政との連携ということでの、この寒河江の駅前中心市街地の整備というものは、非常にその辺に、行政と連携と、一体となったということがプラスに幸いしているんだらうと思っております。

若者の御意見なども十分に吸い取りながら進めておるわけございまして、ただ、個々の店舗というようなことになりまして、それはいろいろ個人的な問題もあるわけでございますけれども、おっしゃるような生前贈与の問題なども出てくるかもしれませんが、こういうのはやっぱりこれから行政としては勉強させてもらいたいところでございますし、あるいは固定資産税の減免ということにつきましても、これは再開発あるいは再整備ということでの税の減免ということを国の制度の中でどう考えていくかということにもなっております、このように思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、魅力ある特色ある寒河江ならではの駅前中心市街地の整備ということにつきましても、いろいろ意を用いておるわけでございますし、あるいはそういう中で国の制度というものも導入して、財源的な面もさることながら、そういう魅力あるまちづくりという特色あるところの駅前中心市街地ということには意を用いておるわけでございます。ですからこそ、モデル事業とか、あるいは総合支援事業とか、こういう事業を取り入れながら、個性あるところの、あるいは景観にも配慮したところのものをつくっておるわけでございます。

さらに、今後地区計画というものも当然これは考えているところございまして、これらをうまく一体的にやることによりまして、寒河江ならではの個性あるところのまちづくりというものができるとはなかなうかなと思っております。

それから、不足業種の問題でございますけれども、これは力を導入しながらいろいろやっておるわけでございますけれども、これからはなお一層、関係団体やら、あるいは駅前のそういう検討委員会等々の方々と一緒にこれはやっていく課題だらうと思っております。

それから、店頭駐車場の問題もあるわけでございますけれども、公共駐車場と、それからその中には大規模の駐車場と、それから駅前通りの中に設けておるわけでございますけれども、そのほかに店頭ということ

も出てくるわけだろうと思いますけれども、これらにつきましては、先ほども答弁申し上げましたように、十分御意見を聞かなくてはならないわけでございますけれども、ただ、それぞれに駐車場を配置するというようなことになりますと、まち全体の全体像というものが崩れはしないかなというような気もするわけでございますし、そういうことでは、あるいは地区計画をつくる上で十分個々の商店の方々との話し合いをしていかななくてはならないと思っておるわけでございます。

それから、商業の振興ということ、これはやっぱり今回の事業のねらいもそれにあるわけでございますから、いろいろゾーンごとに分けておりますし、そしてそういう複合ゾーンとか、あるいはショッピングモールゾーンというようなこととの一体性を図りながら、商業集積が高まるようにということで進んでおるわけでございます。

それから、定住人口でございますけれども、これらにつきましても、そういうことができ得る可能性のあるところのスペースというものがあるわけでございますし、あるいはアパート・マンションというものを誘導するといえますか、その辺のことも地元の方々とは十分話し合いをしていかななくてはならないと思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、御案内のように事業が着々と進んで施工状況というものが見えてきますと、ああ、今度はこういうことになるんだなというような、まちはこういうことに進んでいくんだなということが、今まで頭の中で考えておったものが目の前に出てくるわけございまして、ましてや来年のJRの駅舎の移設とか、あるいは踏切が移転ということになりますと、これは大幅に寒河江の駅前中心市街地というものもイメージが全く変わります。そういう中で、地元の方あるいは新しい業種としてあるいは寒河江に入ってこようという方の考え方もこれは変わってくるのではなからうかなと思いますし、変わってほしいと思っておりますけれども、今のところは、案内図とか図面等々でござらんになっても、まだイメージとしてはっきり出てこないのではなからうかなと。

ですけれども、駅が変わる、沼川が変わるということになりますれば、あるいは高速道の方とつながってまいるということになりますれば、これはやっぱり駅前の顔が大きく変貌するんだと。そういう中で、じゃあ、ここに新しいお店をつくらうとか、あるいは新しく住んでみようとかいう方々が出てくるのではないかなと思っておりますし、私はそのようになりますと、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 それでは、仮換地の11年度で指定しました38戸でございますが、全体の約47%に相当するわけでございます。この仮換地は 7.0ヘクタールの全域の47%でございますが、商業ゾーンだけの47%ということではございません。全体に対しての38戸、47%ということでございます。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 やっぱり区画整理事業なり再開発事業ですので、商業者、そこに住んでいる方々との合意形成が何といても一番重要なことでありまして、そこがならないと行政側がイメージをしていたまちづくりというのはなかなか進まない。こういうことから言えば、行政と商店主、あるいは住んでいる方々の意思統一、こういうことが一番重要なことだと思いますので、ぜひすばらしいまちづくりになるように、そうした点を惜しまないで十分地元の悩みや意見を聞いて、それを生かしたまちづくりをしていただきたいと思います。

それから、経営コストの格差解消という問題の中での固定資産税の減免などについては、自治体としては税収の柱である固定資産税が減収になる、こういうことで積極的に取り組みたくないという気持ちもなきにしもあらずなのではないかと思うんですが、そうした制度を全国的に導入することによって中心市街地の商店街が活性化をして商売が繁盛してくれば、市民税なりそうしたもので将来は還元されるわけですから、税収増につながるわけですから、そうした点なんかも恐れずに、ぜひ大胆に全国市長会などで提起をしていただければありがたいなと思っております。その辺が中心市街地で経営をしている商店主なり経営者の一番大きな悩みなのではないかと思っておりますので、その点だけ申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

佐竹敬一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

散 会 午後3時13分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでございました。

平成12年6月22日(木曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝・	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子正美	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

議事日程第5号

第2回定例会

平成12年6月22日(木)

午前10時25分開議

再開

- 日程第 1 議第 62号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- " 2 議第 63号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- " 3 議第 64号 寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正について
- " 4 議第 65号 寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正について
- " 5 議第 66号 寒河江市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- " 6 議第 67号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- " 7 議第 68号 市道路線の廃止について
- " 8 議第 69号 市道路線の認定について
- " 9 請願第 4号 酒類販売の社会的規制等を求める意見書提出に関する請願
- " 10 請願第 5号 深刻な雇用・失業情勢に対応した労働行政の充実・強化をはかる旨の意見書提出を求める請願
- " 11 請願第 6号 30人学級、学級担任外教員配置基準改善の実現についての意見書提出を求める請願
- " 12 請願第 7号 雇用・失業対策の強化を求める意見書提出に関する請願
- " 13 請願第 8号 建設省山形工事事務所・出張所の執行体制拡充等を求める請願
- " 14 陳情第 1号 白岩バイパス取付け農道の市道編入と舗装整備について
- " 15 委員会審査の経過並びに結果報告
 (1) 総務委員長報告
 (2) 文教経済委員長報告
 (3) 建設委員長報告
 (4) 予算特別委員長報告
- " 16 質疑、討論、採決
- " 17 議会案第 4号 酒類販売の社会的規制等を求める意見書の提出について
- " 18 議会案第 5号 深刻な雇用・失業情勢に対応した労働行政の充実・強化をはかる旨の意見書の提出について
- " 19 議会案第 6号 30人学級、学級担任外教員配置基準改善の実現についての意見書の提出について
- " 20 議会案第 7号 雇用・失業対策の強化を求める意見書の提出について
- " 21 議会案第 8号 建設省山形工事事務所・出張所の執行体制の堅持等を求める意見書の提出について
- " 22 議会案第 9号 農業者年金制度改正に関する意見書の提出について

- ” 2 3 議案第 1 0 号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について
 - ” 2 4 議案説明
 - ” 2 5 委員会付託
 - ” 2 6 質疑、討論、採決
- 閉 会

平成12年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再　　開　　午前10時25分

佐竹敬一議長　おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

発言の取り消し及び訂正

佐竹敬一議長 17番川越孝男議員より、6月16日本会議での一般質問中、その発言の取り消し及び訂正の申し出がありますので、発言を許します。17番川越孝男議員。

〔川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 おはようございます。

6月16日の一般質問の中で適切を欠く表現や、市長並びに当局に対し大変失礼になった部分があり、さらに議会に対しても御迷惑をおかけいたしました。深くおわびいたします。

発言の一部について次のとおり訂正と取り消しをお願いいたします。

「うそのこと」を「間違ったこと」に、「うそです」を「間違いだと思えます」に、「三宅」の2カ所を「中国パール」に訂正してくださるようお願い申し上げます。

また、議長に発言取り消し申し出を提出しておりますので、あわせて御承認くださるようよろしくお願いを申し上げます。

佐竹敬一議長 お諮りいたします。

川越議員から、6月16日の本会議における一般質問の発言について、会議規則第64条の規定により、その一部を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、川越議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

佐竹敬一議長 本日の会議運営につきましては、6月7日及び本日22日開催されました議会運営委員会において審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第1、議第62号から日程第14、陳情第1号までの14案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第15、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。12番渡辺総務委員長。

〔渡辺成也総務委員長 登壇〕

渡辺成也総務委員長 総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月20日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第63号、議第64号、議第65号、議第66号、議第67号、請願第8号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第63号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号寒河江市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より審査申出人と市長を除く理由についての問いがあり、当局より例外である口頭審理の段階で申出人と市長に口述書の提出を認めることは、口頭審理の意義を失わせることになるため除くことにしたものであるとの答弁がありました。

議第66号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より、ライオンズクラブ、ロータリークラブを公共的団体と解釈する根拠は何か。また、公共的団体は無償となっているが、市報には民間非営利団体は無料となっている。その表現の整合性についての問いがあり、当局より公共的団体とは公共的活動を行うもの。ライオンズクラブ、ロータリークラブは公共的団体である。よって、無償である。条例上、公共的団体、民間非営利団体には必ず無償にしなければならないとはなっていないが、市報に無償で貸付するという形で募集している。民間非営利団体はボランティア団体が主である。公共的活動団体でもあるとの答弁がありました。委員よりまごころサービスさくらんぼは非営利団体に所属するのではないかと。なぜ有料なのか。格差をつける理由はとの問いがあり、当局よりまごころサービスさくらんぼはNPO特定非営利活動の法人となっておりますが、主な活動の中に有償の福祉訪問介護を行っておりますので、低額ではありますが有料といたしましたとの答弁がありました。委員より、今後、民間非営利団体から申し込みがあった場合、同様の扱いをするのかとの問いがあり、当局より無償扱いとし

ます。電気料は徴収しますとの答弁がありました。委員より、ライオンズクラブは市内各地でいろいろ奉仕活動や寄贈をやっているのに、無償貸付は妥当な線だと思ふとの意見も出されました。委員より、第4条(使用の許可)の条文中、第1項のただし書きはどのようなことかとの問いがあり、当局より、3階の一部と4階ですが、この場所はだれでもが自由に使用される施設であります。その限りでは許可が必要ではありませんが、その場所を占有して使用する場合のみ使用の許可が必要となるものでありますとの答弁がありました。委員より、冷暖房料徴収について示されている期間のみ徴収すると理解してよいかとの問いがあり、当局より、そのとおりですとの答弁がありました。委員より、民間非営利団体に事務所を貸すことにしているが、何が根拠になるのかとの問いがあり、当局より、民間非営利団体に貸している財産は普通財産であります。普通財産の貸付は地方自治法第238条の5の規定により貸し付けすることができることになっておりますとの答弁がありました。

議第67号については、ほかに質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第8号建設省山形工事事務所・出張所の執行体制拡充等を求める請願を議題とし、事務局長による請願文書朗読の後、請願書紹介議員の補足説明を受け質疑に入りました。

委員より、民間の厳しい現今の中で公的な機関だけ執行体制の拡充を求めるのはいささか疑問だが、大筋認めたい。意見書を提出するに当たっては拡充という表現を現状維持に変えてはどうかとの提案があり、全員一致しました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。11番高橋文教経済委員長。

〔高橋勝文文教経済委員長 登壇〕

高橋勝文文教経済委員長 おはようございます。

文教経済委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

本委員会は、6月20日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名全員出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、請願第4号、請願第5号、請願第6号、請願第7号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、請願第4号酒類販売の社会的規制等を求める意見書提出に関する請願を議題とし、担当書記の請願文書朗読の後、質疑意見等に入りました。

委員より、酒販組合等では自動販売機等の閉鎖などの自主規制を始めており、酒類販売の社会的規制をするという請願の趣旨には賛成であり採択すべきであるとの意見がありました。

ほかに質疑意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第4号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第5号深刻な雇用・失業情勢に対応した労働行政の充実・強化をはかる旨の意見書提出を求める請願を議題とし、請願文書朗読の後、質疑意見等に入りました。

委員より、願意は妥当であり、採択すべきとの意見がありました。

ほかに質疑意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第5号は、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号30人学級、学級担任外教員配置基準改善の実現についての意見書提出を求める請願を議題とし、請願文書朗読の後、質疑意見等に入りました。

委員より、本市の現状について当局よりお聞きしたいとの問いがあり、一たん休憩し、教育委員会の出席を求め会議を再開しました。当局より、本市の現状は小学校では31人以上の学級は40学級、中学校では43学級あり、占める割合は小学校は38%、中学校はほとんどで93%となっております。小学校は小規模校もあるのでこのような割合となっております。30人学級となった場合、小学校では19学級、中学校は12学級ふえることとなりますとの答弁がありました。委員より、昨年3月、国に対して意見書提出をしているが、今度は地方分権一括法を受けて県に対しても提出してほしいということでの請願なので、採択をしていくべきであるとの意見がありました。

ほかに質疑意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第6号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第7号雇用・失業対策の強化を求める意見書提出に関する請願を議題として、請願文書朗読の後、質疑意見等に入りました。

委員より、新たに雇用を創出するために緊急地域雇用特別交付金を増額し、広く活用できるよう求める内容もあり、採択すべきであるとの意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第7号は、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、文教経済委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

建設委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設委員長の報告を求めます。19番松田建設委員長。

〔松田伸一建設委員長 登壇〕

松田伸一建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月20日午前9時30分から2階会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長が出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第68号、議第69号、陳情第1号の3案件であります。

一たん休憩し、市道路線の廃止、認定及び陳情に係る現地調査を行った後、会議を再開し順次審査に入りました。

審査の内容を申し上げます。

最初に、議第68号市道路線の廃止及び議第69号市道路線の認定については、関連があるため一括議題とし、当局の説明を受け、それぞれ質疑に入りました。

議第68号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第69号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号白岩バイパス取りつけ農道の市道編入と舗装整備についてを議題とし、担当書記より陳情書を朗読の後、質疑に入りました。

陳情第1号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第1号は、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。9番伊藤予算特別委員長。

〔伊藤忠男予算特別委員長 登壇〕

伊藤忠男予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、6月12日午前10時40分から、本議場において委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第62号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

議第62号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、市役所駐車場の通路用地に関し、場所はどこか、賃借する考え方について。一つ、通路用地をなぜ取得しないのか、いつごろ取得するのか。一つ、通路用地とアクセス道路との今後の計画関連性について。一つ、今後の各種事業、道路用地等の取得に同じ手法をやっていくつもりなのか。一つ、林業振興協議会を補完するものをどう考えているのか。一つ、チェリーランドさがえの借入残高、毎月の返済額、17年度の見込み残高について。一つ、地総債の借入額、借入年月日について。一つ、第三セクターからの返済額残額について。一つ、市が銀行に返済した年月日と金額について。一つ、第三セクターの債務保証に関し負担の危険度合いが高まることについて。一つ、サービスエリアのガソリンスタンドの部分の賃借関係について。一つ、経営の危険度を前向きに考えなければならないとはどういうことか。危険度は高くなるのか低くなるのか。一つ、債務保証を今後も行っていくのか。一つ、サービスエリアの売店とガソリンスタンドの利用人数と内容について。一つ、チェリーランドさがえの利益率の落ち込みの打開策について。一つ、チェリーランドの全体的な見通しについて。

以上の質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日22日午前9時30分から、本議場において委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第62号について各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第62号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

佐竹敬一議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま予算特別委員長から報告の訂正の申し出がありますので、それを許します。予算特別委員長。

〔伊藤忠男予算特別委員長 登壇〕

伊藤忠男予算特別委員長 私の方から訂正方をお願いします。

先ほど申し上げた第三セクターの債務保証に関し負担の危険度合いが高まることについて委員からあったわけですが、当局の提案指定するものが損失補償ということでございますので、その「債務保証」を「損失補償」というふうに御訂正方をひとつお願いしたいと思います。

もう1件、債務保証を今後も行っていくのかという質問もありました。同じ意味の理解に基づいて、あくまでも損失補償ということですので、「債務保証」を「損失補償」というふうに御訂正方をお願い申し上げます。大変失礼いたしました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第16、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第62号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

議第63号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議第64号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

議第65号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

議第66号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議第67号について委員長報告に対する質疑はありませんか。18番内藤 明議員。

内藤 明議員 唐突でありますけれども、ちょっと疑問な点がありますので総務委員長にお尋ねしますが、端的にお尋ねいたします。パオビルは行政財産なのか、普通財産なのか、ちょっと報告を聞いておりましていまいわからない点がありましたのでお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 総務委員長。

渡辺成也総務委員長 そういう質疑はありませんでした。よって、私からは答えません。

佐竹敬一議長 そういう質疑はなかったそうです。伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 今、委員長からそういう質疑がなかったという答弁があったわけですがけれども。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員に申し上げますけれども、所管の委員でありますので。

伊藤 諭議員 質問ではありません。私はそういう質問をした記憶があるんですけども、なお委員長からその辺の精査をしていただきたいと思います。

佐竹敬一議長 渡辺総務委員長。

渡辺成也総務委員長 パオビル自体は何かということではなくて、質疑の中で行政財産の部分と、それからそうでない部分、それについての説明はありました。しかし、内藤議員が言われたような形で討議はしておりません。

佐竹敬一議長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

議第68号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

議第69号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

請願第4号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第4号は採択することに決しました。

請願第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択することに決しました。

請願第6号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第6号は採択することに決しました。

請願第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第7号は採択することに決しました。

請願第8号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第 8 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 8 号は採択することに決しました。

陳情第 1 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより陳情第 1 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、陳情第 1 号は採択することに決しました。

議会案上程

佐竹敬一議長 日程第17、議会案第4号から日程第23、議会案第10号までの7案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第24、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第10号までの7案件については、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第25、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第4号から議会案第10号までの7案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第26、これより質疑、討論、採決に入ります。
議会議案第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略をいたします。

これより議会議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

議会議案第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略をいたします。

これより議会議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

議会議案第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略をいたします。

これより議会議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議会議案第6号は原案のとおり可決されました。

議会議案第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略をいたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略をいたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略をいたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略をいたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時20分

佐竹敬一議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて平成12年第2回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでございました。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 伊 藤 忠 男

同 上 佐 藤 暘 子